

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【事業年度】	第7期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
【会社名】	AnyMind Group株式会社
【英訳名】	AnyMind Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 十河 宏輔
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6384-5540(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大川 敬三
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6384-5540(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大川 敬三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

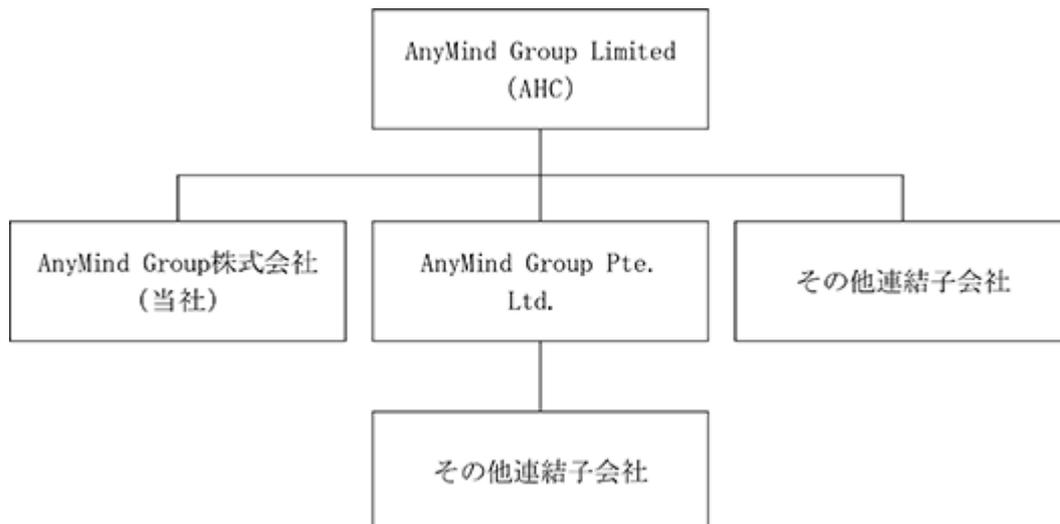
第1 【企業の概況】

(はじめに)

当社グループはAdAsia Holdings Limited(英領ケイマン諸島)を最終持株会社として2016年4月に創業し、その後2018年1月にAdAsia Holdings LimitedをAnyMind Group Limited(以下、AHC)に商号変更いたしました。当社は、AHCの子会社として2019年12月に東京都港区で設立されました。そして、2020年5月に当社の子会社であるAnyMind Holdings Limitedを吸収合併存続会社、当時親会社であったAHCを吸収合併消滅会社とする三角合併(ケイマン会社法上の組織再編)を実施したことにより、当社が当社グループの親会社となり、現在に至っております。当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定及び経営管理を行っており、2025年12月末時点において、当社の連結子会社は37社です。

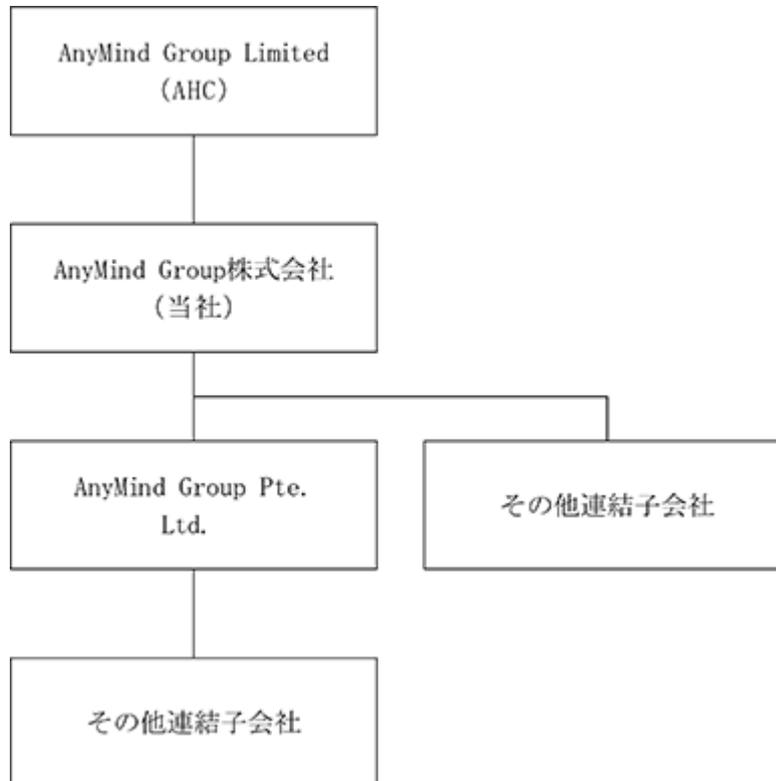
当社グループは「Make Every Business Borderless」というミッションのもとに、国境や産業、オンラインやオフラインなどの制約に捉われず、誰もが簡単にビジネスをできる世界を実現するビジネスインフラとなることを目指しております。その中で事業をより一層成長させるために、資金調達能力の拡大、社会的信用度・知名度の向上等が重要と考え、当社グループの重要市場の1つである日本において株式を上場することが適切と考えました。また、当社グループが株式を日本において上場するにあたり、英領ケイマン諸島の会社法に基づく会社の株式よりも、日本の会社法に基づく当社の株式を上場する形が投資家にとって親和性があり、投資家保護の観点から望ましいと判断したため、上記のグループ内組織再編を2020年5月に実施し当社を最終持株会社とした上で上場申請に至りました。2020年5月に実施した当社グループの組織再編の概要は以下のとおりとなります。

<組織再編前の当社グループの組織構造>



<組織再編の第一段階>

組織再編の第一段階として、当社株式を保有していたAHCより、当社が当社株式（自己株式）を買い戻しました。その後、AHCが保有する、当社以外の連結子会社であるAnyMind Group Pte. Ltd.及びその他の連結子会社の株式を、当社に譲渡し、その譲渡対価として、当社の自己株式をAHCに譲渡しました。この結果、組織再編の第一段階実施時点において、当社は、当社グループの中間親会社となりました。本組織再編の第一段階を実施した後の当社グループの主たる組織構造は、以下のとおりであります。



<組織再編の第二段階>

組織再編の第二段階として、当社自らが、ケイマン諸島籍の法人であるAnyMind Holdings Limitedを新たに設立し、その後、設立したAnyMind Holdings Limitedを吸収合併存続会社、AHCを吸収合併消滅会社とする三角合併（ケイマン会社法に基づく組織再編）を行い、消滅会社であるAHCの株主に対して、本合併の対価として、各株主が保有していた持株比率と同一割合で、当社が新たに発行する普通株式及び優先株式をそれぞれ無償割当しました。この結果、従前、当社グループの最終親会社であったAHCの株主は、当社の株主になると共に、当社が当社グループの最終親会社となっております。本組織再編完了後の当社グループの主たる組織構造は、以下のとおりであります。



1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上収益 (百万円)	19,252	24,790	33,460	50,713	57,300
営業利益 (損失) (百万円)	213	30	747	2,558	1,798
税引前利益 (損失) (百万円)	538	326	628	2,538	1,409
親会社の所有者に帰属する当期利益 (損失) (百万円)	809	239	559	2,335	927
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	706	221	1,073	2,931	921
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	7,130	11,425	13,511	16,590	16,886
総資産額 (百万円)	13,402	18,822	23,255	34,162	45,143
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	138.27	202.28	231.67	277.18	282.58
基本的1株当たり当期利益 (損失) (円)	20.08	4.46	9.73	39.52	15.45
希薄化後1株当たり当期利益 (損失) (円)	20.08	4.03	8.96	37.37	14.86
親会社所有者帰属持分比率 (%)	53.2	60.7	58.1	48.6	37.4
親会社所有者帰属持分利益率 (%)	-	2.6	4.5	15.5	5.5
株価収益率 (倍)	-	-	93.51	25.56	39.28
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	252	702	1,028	2,399	268
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	118	102	1,261	1,341	5,866
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	741	3,324	204	2,131	4,406
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,471	6,141	6,266	9,664	8,607
従業員数(ほか、平均臨時雇用者数) (名)	1,052	1,312	1,590	1,941 (244)	2,160 (317)

(注) 1. 当社は、AnyMind Group Limited(英領ケイマン諸島、以下「AHC」)の子会社として東京都港区で2019年12月に設立されました。そして、2020年5月に当社の子会社であるAnyMind Holdings Limitedを吸収合併存続会社、当時親会社であったAHCを吸収合併消滅会社とする三角合併(ケイマン会社法上の組織再編)を実施したことにより、当社が当社グループの親会社となり、現在に至っております。かかる組織再編は2段階に分けられ、当社を当社企業グループの中間親会社とするまでの取引については、国際会計基準(以下「IFRS」という)上、AHCを頂点とする共通支配下の取引となります。本取引を通じて、AHCの傘下にある当社及びその他の連結子会社間の資本関係を変更したのみであり、AHCを頂点とした当社企業グループ全体としての経済的実質は何らの変化はなく、当社企業グループ全体としての事業は継続している状況です。また、三角合併については、本組織再編成を通じて当社企業グループの最終親会社であったAHCと中間親会社であった当社の親子関係を逆転した、すなわち、当社企業グループ内の組織構造のみを変更したものであり、当社企業グループ全体としての経済的実質は何らの変化はありません。

2. 上記指標は、IFRSにより作成しております。
3. 当社の設立当時、当社の親会社AnyMind Group Limitedを最終親会社とする当該企業グループは、同社設立時よりIFRSを適用し、同社を報告企業とするIFRSに基づく連結財務諸表を作成していることから、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の目的における要求事項や免除規定を適用しておりません。
4. 2021年12月期の親会社所有者帰属持分利益率は、親会社の所有者に帰属する当期損失が計上されているため、記載しておりません。
5. 2021年12月期及び2022年12月期の株価収益率は当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
6. 2021年12月期は事業拡大に伴う運転資金の増加等により営業キャッシュ・フローがマイナスとなったほか、本社オフィス増床に伴う敷金差入等により投資キャッシュ・フローがマイナスとなり、子会社株式の追加取得、オフィスに係るリース負債の返済等により財務キャッシュ・フローがマイナスとなっております。2022年12月期は事業拡大に伴う運転資金の増加等により営業キャッシュ・フローがマイナスとなったほか、有形固定資産の取得による支出等により投資キャッシュ・フローがマイナスとなっております。2023年12月期は有形固定資産の取得による支出、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出等により投資キャッシュ・フローがマイナスとなっております。2024年12月期は敷金及び保証金の差入による支出、有形固定資産の取得による支出等により投資キャッシュ・フローがマイナスとなっております。2025年12月期は有形固定資産の取得による支出849百万円及び子会社株式取得に関連した支出5,040百万円により投資キャッシュ・フローがマイナスとなっております。
7. 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であります。臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、2023年12月期以前には従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。
8. 当社は、2021年7月29日の取締役会決議に基づき、2021年8月19日を効力発生日として、基準日である2021年8月18日の株主の保有する株式を1株につき600株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当該株式分割に伴い、1株当たり情報について、株式分割調整後の数値を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	-	-	-	-	-
経常損失 (損失) (百万円)	53	40	423	510	354
当期純利益 (損失) (百万円)	566	1,958	1,298	1,778	293
資本金 (百万円)	152	100	586	678	744
発行済株式総数 (株)	51,568,800	56,100,900	58,323,400	59,855,350	61,009,950
純資産額 (百万円)	2,742	4,869	4,591	2,963	2,655
総資産額 (百万円)	3,082	5,036	5,021	5,965	7,619
1株当たり純資産額 (円)	53.10	85.40	76.56	47.97	42.64
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (-)
1株当たり当期純利益 (損失) (円)	14.04	36.49	22.60	30.10	4.89
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	4.70
自己資本比率 (%)	89.0	95.1	88.9	48.1	33.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	10.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	124.22
配当性向 (%)	-	-	-	-	40.9
従業員数 (名)	7	8	7	8	-
株主総利回り (比較指標: TOPIX(配当込み)) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	110.99 (120.45)	66.92 (151.12)
最高株価 (円)	-	-	1,587	1,440	1,320
最低株価 (円)	-	-	586	850	488

(注) 1 . 2021年12月期、2022年12月期、2023年12月期、2024年12月期及び2025年12月期は、当社は純粋持株会社として事業を推進する子会社を統括しているため、売上高を計上しておりません。

2. 2021年12月期、2022年12月期、2023年12月期及び2024年12月期は、1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、2021年12月期、2022年12月期、2023年12月期及び2024年12月期については1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、2021年7月29日の取締役会決議に基づき、2021年8月19日を効力発生日として、基準日である2021年8月18日の株主の保有する株式を1株につき600株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当該株式分割に伴い、1株当たり情報について、株式分割調整後の数値を表示しております。
5. 当社は、定款に定める取得条項に基づく株主からの株式取得請求権行使を受け、優先株式のすべてにつき、2021年7月26日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得した優先株式は、2021年7月29日開催の取締役会決議により同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
6. 2021年12月期、2022年12月期、2023年12月期及び2024年12月期の自己資本利益率については当期純損失であるため記載しておりません。
7. 2021年12月期及び2022年12月期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。2023年12月期及び2024年12月期の株価収益率は当期純損失であるため記載していません。
8. 当社株式は2023年3月29日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、2021年12月期から2023年12月期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
9. 最高・最低株価は、東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。ただし、当社株式は2023年3月29日に東京証券取引所グロース市場に上場しており、それ以前の株価については該当事項がありません。
10. 当社は純粋持株会社であり、2021年12月期、2022年12月期、2023年12月期、2024年12月期及び2025年12月期において、社外から当社への出向者を受け入れておりません。
11. 2025年12月31日現在、純粋持株会社である当社の事業はAnyMind Japan株式会社に所属する従業員が遂行しており、当社に従業員は存在しません。

2 【沿革】

AnyMind Group株式会社の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2019年12月	インターネット関連事業を主な事業目的として、東京都港区にAnyMind Group株式会社を設立
2020年4月	子会社としてAnyMind Holdings Limited（英領ケイマン諸島）を設立
2020年5月	当社の親会社であったAnyMind Group Limitedが既存株主に対して当社の株式を割当交付する三角合併を実施したことに伴い、当社が当社グループの最終親会社となる組織再編を実施
2021年1月	日本にてクロスボーダーマーケティングを提供するENGAWA株式会社を完全子会社化
2022年9月	中国の深センにて新オフィスを開設
2023年3月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年9月	インドネシアにてIT、流通及びマーケティング機能支援事業を行うECイネーブラーPT. Digital Distribusi Indonesiaを完全子会社化
2023年9月	サウジアラビアにてMaiden Arabia Marketing One Person Companyを設立し事業を開始
2023年10月	韓国にてAnyMind Korea Co., Ltd.を設立し事業を開始
2024年3月	BPaaS モデルの「グローバルECソリューション」の提供を開始
2024年5月	マレーシアにてEC運営とマーケティングに関する業務を包括的に支援するECイネーブラーArche Digital Sdn. Bhd.を完全子会社化
2024年9月	中国の杭州にて新オフィスを開設
2024年9月	生成AIライブコマースプラットフォーム「AnyLive」の提供を開始
2025年3月	日本にてeギフトサービスを開発・提供するAnyReach株式会社を完全子会社化
2025年8月	ベトナムにてライブコマースを支援するVibula Group Joint Stock Companyを子会社化
2025年10月	日本にてバーチャルインフルエンサーのノウハウを活用した縦型ショート動画マーケティング事業を行うNADESHIKO Beauty株式会社を完全子会社化
2026年1月	日本で化粧品・美容雑貨領域でブランド流通と自社ブランドの企画・販売を展開する株式会社サン・スマイルを子会社化
2026年1月	日本でTikTok LIVEを中心にファンコミュニティを持ち、ライバーアセットを擁したソーシャルコマースを行う株式会社Bcodeを子会社化
2026年1月	日本で縦型動画広告に特化したクリエイティブ制作事業を行う株式会社MISMを子会社化

消滅会社であったAnyMind Group Limitedの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2016年4月	ケイマン諸島に設立したAdAsia Holdings Limited (現AnyMind Holdings Limited)、シンガポールに設立したAdAsia Holdings Pte. Ltd. (現AnyMind Group Pte. Ltd.)にてマーケティングプラットフォームの提供を開始
2016年5月	タイにてAdAsia (Thailand) Company Limited (現AnyMind (Thailand) Company Limited)を設立し事業を開始
2016年10月	インドネシアにてPT. AdAsia Technology Indonesiaを設立、ベトナムにてAdAsia Vietnam Company Limited (現AnyMind Vietnam Company Limited)及びAdAsia Media Vietnam Company Limitedを設立し事業を開始
2016年11月	台湾に支店を設立し事業を開始
2017年2月	カンボジアにてAdAsia (Cambodia) Co.,Ltd. (現AnyMind (Cambodia) Co.,Ltd.)を設立し事業を開始
2017年4月	日本にてアドアジアジャパン株式会社 (現AnyMind Japan株式会社)を設立し事業を開始
2017年4月	中国にてAdAsia Shanghai Company Limitedを設立し事業を開始
2017年5月	香港にてAdAsia Hong Kong Limited (現AnyMind Hong Kong Limited)を設立し事業を開始
2017年10月	日本にてパブリッシャー向け事業を行う株式会社フォーエムを完全子会社化。パブリッシャーグロスプラットフォームの提供を開始
2018年1月	親会社であったAdAsia Holdings LimitedからAnyMind Group Limitedに商号変更。グループブランドをAdAsiaからAnyMind Groupに刷新
2018年1月	マレーシアにてAnyMind Malaysia SDN BHDを設立し事業を開始
2018年9月	フィリピンにてAnyMind Philippines Inc.を設立し事業を開始
2018年10月	香港にてパブリッシャー向け事業を行うAcqua Media Limitedを完全子会社化
2019年3月	タイにてクリエイター向け事業を行うMoindy Digital Co., Ltd.を子会社化。クリエイターグロスプラットフォームの提供を開始
2019年12月	日本にてクリエイター向け事業を行うGROVE株式会社を子会社化
2020年2月	日本にてフィットネスD2Cブランドを運営する株式会社LYFTを子会社化
2020年3月	インド、中東、東南アジア等でのモバイルマーケティングプラットフォーム「POKKT」を運営するMaiden Marketing Pte. Ltd. (シンガポール)を完全子会社化
2020年5月	D2C/ECプラットフォームの提供を開始
2020年5月	既存株主に対してAnyMind Group株式会社(当社)の株式を割当交付する三角合併を実施したことに伴い吸収合併消滅会社とする

3 【事業の内容】

当社グループは「Make Every Business Borderless」というミッションのもと、ブランド企業へのソーシャルコマース（注1）及びソーシャルメディアマーケティング（注1）支援を中核として、EC及びD2C（注1）支援、物流・生産管理等を含むバリューチェーン全体を支援するプラットフォームを提供しております。

アジア・中東を中心に世界15カ国・地域にて事業を展開しており、2025年度における地域別売上収益比率（注）は東南アジアが49.3%（前連結会計年度末51.5%）、日本及び韓国が40.7%（前連結会計年度末35.9%）、インド・中華圏等のその他地域が10.0%（前連結会計年度末12.6%）となっております。

なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

（注）地域別売上収益比率は、子会社の所在地における内部取引消去前の売上収益に基づいて算定しております。

昨今のインターネット・テクノロジーの進化を通じて個人も法人も誰もがブランドを築き、グローバルにビジネスを展開できる世の中になってきていると考えております。一方で、まだ国や業界を跨ぐと情報の非対称性や、サプライチェーンの複雑さ、地理的・文化的な制約などが存在しております。そのような制約や複雑性はブランド構築や商品販売を行うための工程において複数の事業者や異なるサービスと連携をするハードルが要因の1つとしてあげられます。当社グループは、法人クライアント向けにはマーケティング支援に加え、EC戦略やECサイト構築・運用、物流管理に至るまでのバリューチェーン全体を一気通貫で支援しております。また、パブリッシャー（注1）やクリエイター（注1）の収益向上に向けた支援も展開しております。複数のプラットフォームを開発・提供しており、これらとオペレーション支援を組み合わせた「BPaaS（注1）」モデルの提供を通じ、DX推進と業務の効率化・省人化を実現し、クライアントの事業成長に貢献します。

当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであります。ブランドコマース（法人ブランド支援）、パートナーグロースの2つの領域にて事業を展開しております。

事業領域	プロダクト種別	具体的な当社プラットフォーム またはサービスの名称
ブランドコマース (法人ブランド支援)	マーケティング	AnyDigital
		AnyTag
	D2C/EC（注1）	AnyShop
		AnyX
		AnyChat
		AnyLogi
		AnyAI
		AnyLive
		AnyGift
パートナーグロース	パブリッシャーグロース	AnyManager
	クリエイターグロース	AnyCreator

(1) ブランドコマース（法人ブランド支援）領域について

当社グループはインフルエンサーマーケティング等のマーケティングと、ブランドの設計・企画から、ECサイトの構築・運用、オフラインを含む物流管理に至るまでのバリューチェーン全体を「ブランドコマース（法人ブランド支援）」と定義し、その各プロセスでサービスを提供しております。当社グループは創業以来、事業の軸として展開するインフルエンサーマーケティング、モバイルマーケティング、デジタルマーケティング支援のためのマーケティングプラットフォームを、アジア全域にて法人クライアントへ提供しております。また、新しくブランドを立ち上げたいクリエイターにはD2Cブランド企画から販売・物流までのバリューチェーン全体を支援し、既にブランドを有する法人クライアントへはクライアントのニーズに合わせて、ECサイト構築・運営、マーケティング、物流管理、越境対応等の個別ソリューションでの支援もしくは包括支援を行っております。そのほか、自社D2Cブランドの構築・運営も行っております。

これらのブランドコマース領域においては、マーケティングプラットフォーム「AnyTag」「AnyDigital」と、ECサイト構築・運営、複数ECチャネルの一元管理、会話型コマース（注1）、ライブコマース（注1）、物流管理、等を支援するD2C/ECプラットフォーム「AnyShop」「AnyX」「AnyChat」「AnyLive」「AnyLogi」「AnyAI」「AnyGift」等を提供しております。

(マーケティングプラットフォーム)

当社グループのマーケティングプラットフォームでは、インフルエンサーマーケティングの企画・推進・管理を行うプラットフォームである「AnyTag」、デジタル・モバイルマーケティング支援プラットフォームである「AnyDigital」を中心にブランド運営事業者に対してマーケティングソリューションの提供を行っており、2025年度において当社グループの全売上収益に対して43.3%の割合を占めております。

インフルエンサーマーケティングとは、ソーシャルメディア上で影響力を持つインフルエンサー（クリエイターを含む）がクライアント企業の商品・サービスを直接体験し、その価値を伝えることによるマーケティング活動の支援を行うアプローチです。ソーシャルメディアを通じてユーザー目線で商品の価値を写真や体験談等を伝えることにより、商品・サービスの特性や価値が消費者に伝わりやすく、ブランディングや認知度の更なる向上が期待できることから、その手法に対する需要は高まっております。

インフルエンサーマーケティングにおいて、当社グループは、広告主に対し、「AnyTag」の提供を通じて、マーケティング対象の商品・サービスやターゲットとするユーザーに適したインフルエンサーの調査・特定、市場調査、インフルエンサーとの交渉・マーケティング準備、マーケティングを実施する際のリアルタイムでのモニタリング・効果検証といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援をしております。また、インフルエンサーへそれぞれの特性やフォロワー層に適した案件機会を提供しております。既にグローバルで3,100,000人以上（2025年12月末時点）のインフルエンサーの情報がプラットフォーム上に登録されており、クロスボーダー案件や海外マーケティング案件含めて、多様なブランドの支援を行っております。

デジタルマーケティングにおいて、当社グループは、広告主に対し、「AnyDigital」の提供を通じて、当社グループが各国で直接連携するインターネットメディアでの広告媒体と親和性の高い様々な広告フォーマットでの出稿、また、当社グループが連携するゲーム事業者及びパブリッシャーの運営するゲームアプリ上での広告配信を通じて、各メディア及びアプリのユーザーに対して、効果的なターゲティングを行うことによる広告効果の最適化といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援を行っております。

当社グループはインフルエンサーマーケティング、デジタル・モバイルマーケティングも含めた多様なマーケティングソリューションを展開し、マーケティング戦略策定、広告運用の最適化、クリエイティブ制作支援、効果検証とモニタリング等、幅広いソリューションを提供しております。特に展開する15カ国・地域に跨るクロスボーダーでのマーケティング支援、各国でローカライズされた専門チームによる高度なマーケティング施策への対応により、グローバル企業のクライアント層を拡大しております。2025年12月期に当社グループがマーケティングプラットフォームによる取引を行った顧客は1,500社を超えております。

(D2C/ECプラットフォーム)

D2C/ECプラットフォームとして、複数ECチャネルの一元管理ができるECマネジメントプラットフォーム「AnyX」をはじめ、会話型コマースを支援する「AnyChat」や国内外の物流パートナーのネットワークを活かして在庫や物流の管理を行う物流管理プラットフォーム「AnyLogi」、生成AIを搭載したライブコマースプラットフォームである「AnyLive」等を提供しております。2025年度において当社グループの全社売上収益に対して29.0%の割合を占めております。

昨今、企業のデジタル化、オンライン化、海外市場展開、クロスボーダーECのニーズは高く、クリエイターも多様な収益源を求めています。法人クライアントやクリエイターがブランドを立ち上げ、運営する際の課題として、企画から販売、マーケティング、物流まで異なる領域で最適な外部パートナーを選定し、一貫したバリューチェーンを構築・管理することにハードルがあると考えております。

それらの課題解決を行うために、当社グループはブランドの設計・企画から、ECサイトの構築・運用、複数ECモールのデータ管理、会話型コマース、マーケティング、ライブコマース、物流管理に至るまでの主要ソリューションを「ブランドコマース（法人ブランド支援）」としてワンストップで提供しております。またアジア全域でのサービス提供を行うことでクロスボーダーでの連携が可能な体制で運営しております。2025年12月末時点で展開又は支援するブランド数は267ブランドとなっております（クリエイター向け47ブランド、法人向け220ブランド）。

また、自社プラットフォームを活用して自社ブランドの構築・運営も行っており、連結子会社である株式会社LYFTにおいてフィットネス用のアパレルやプロテイン製品を企画・生産・販売するブランドである「LYFT」を運営しております。

(2) パートナーグロス領域について

当社グループはインターネットメディアやモバイルアプリ運営事業者などのパブリッシャーやYouTuberやTikToker等のクリエイターを中心とする当社パートナーに対して、データ分析、収益化支援、ユーザーエンゲージメント向上支援を行っており、また、アドネットワーク会社や動画配信サイト運営者に対して、広告掲載枠や動画コンテンツの提供等を行っております。これらのパートナーの成長支援を行う一連のソリューションを「パートナーグロス」と定義しており、具体的にはパブリッシャー向けにはパブリッシャーグロスプラットフォーム「AnyManager」、クリエイター向けにはクリエイターグロスプラットフォーム「AnyCreator」を提供しております。2025年度において当社グループの全社売上収益に対して27.4%の割合を占めております。

(パブリッシャーグロスプラットフォーム)

当社グループのパブリッシャーグロスプラットフォーム「AnyManager」は、メディア事業者が運営するオンライン媒体について、収益一元管理・分析機能の提供、広告在庫枠の管理・運用、メディアパフォーマンスの最適化のための各種ソリューション提供といった包括的なサービスを提供しております。当社グループはGoogleに公式認定されたメディアソリューションパートナーとなっている他、220社を超えるネットワークと連携しインターネットメディア向けの収益最大化支援をアジア全域で行っております。AnyManagerに接続されたパブリッシャーは2025年12月末時点で1,771媒体となっており、2025年の月間解約率(注1)は約1.0%で低く推移しております。また、2025年12月末時点で取引を行うパブリッシャーのうち、海外のパブリッシャー数は全体の56%を占めております。

インターネットメディア事業主は、運営するオンライン媒体やモバイルアプリをAnyManagerプラットフォームと連携いただくことにより、自社メディアの広告枠のパフォーマンスや収益状況の可視化、CPM(注1)の最適化、広告枠消化率の向上などの様々な収益向上のためのソリューションを活用いただくことが可能となっております。パブリッシャーグロスプラットフォームの収益としては、当社プラットフォームに連携するインターネットメディアの広告枠を各種ネットワーク上で販売することによる広告収益が主たるものであり、当社グループと広告配信ネットワーク事業者との契約により当社グループが広告収益を一括して受け取り、当社グループから各メディア事業者に対して売上シェア(注1)の契約に基づいて広告収益の一部を支払っております。

(クリエイターグロースプラットフォーム)

当社グループのクリエイターグロースプラットフォーム「AnyCreator」は、主にYouTubeやTikTok等の動画配信サイトにおいて、動画コンテンツの配信を含む、コンテンツを配信するクリエイターの活動やアカウント（YouTubeチャンネル等）のマネジメントを行っております。具体的には、YouTubeチャンネル等で動画視聴者を増加させ収益を最大化するための施策やデータ分析、動画コンテンツや著作権の管理、広告主のタイアップ（注1）案件のマッチング、イベント企画開催、グッズ販売、動画企画制作支援、また各種法律や規制の遵守のための支援を行っております。

これらのサポートへの取り組みの結果、「AnyCreator」は、2025年12月末時点で、グローバルで1,237名のクリエイターを支援しております。そのうち、海外にて活動するクリエイター数は全体の79%を占めております。また、100万人以上のチャンネル登録者を有するYouTubeチャンネルは2025年12月末時点で、160チャンネルを超えております。

クリエイターグロースプラットフォームにおける収益は複数あり、1つはYouTube上に流れる広告による収益の一部をYouTubeから受領する広告収益です。YouTube上の動画視聴に付随して発生する広告収益のうち、一部が広告収益としてクリエイターに還元されておりますが、当社グループ所属のクリエイターについては当社グループとGoogle社等の動画配信事業者との契約により当社グループが広告収益を一括して受け取り、当社グループからクリエイターに対して各クリエイターとの契約に基づく広告収益の一部の支払いを行っております。

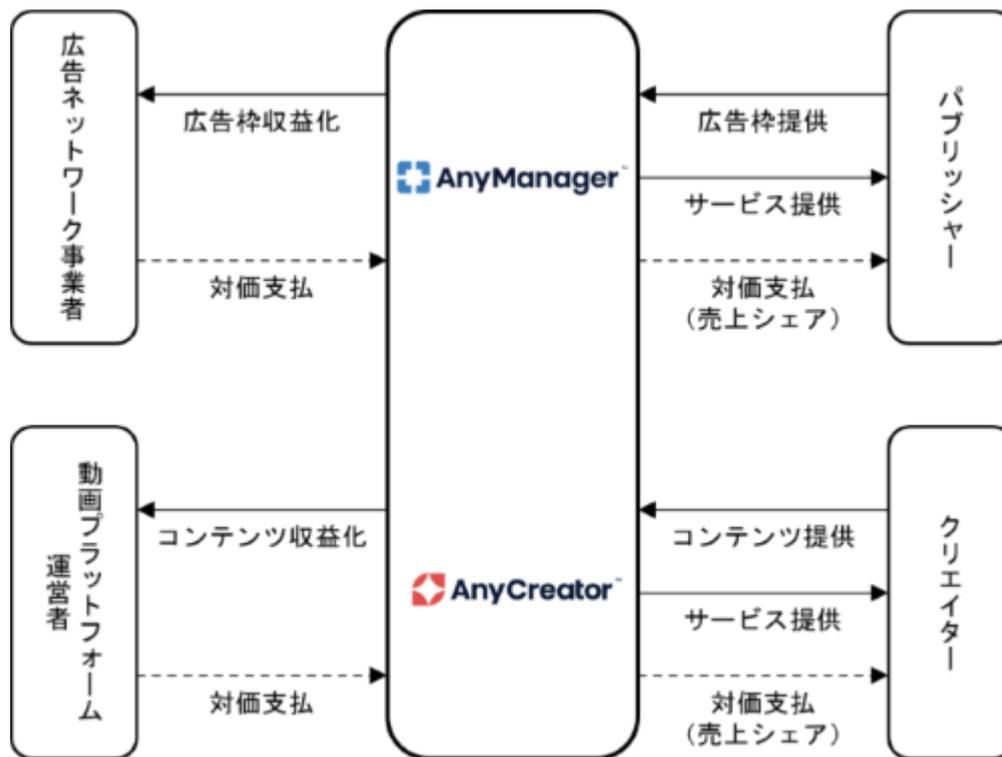
もう一点の収益として、一部のタレントと専属契約を締結し、全活動のマネジメントを行っております。具体的には、クライアント企業からの直接の依頼に基づいて行われるタイアップ案件に紐づく収益です。タイアップ案件としては、クリエイターは顧客企業の商品やサービスを紹介する動画を作成し、自身のチャンネルやソーシャルメディア上において公開することで、顧客企業より対価を受け取ります。クライアント企業にとっても広告効果が高いマーケティングが可能になると考えられております。

また、クリエイター向けの支援としては「TikTok Shop」や「YouTube Shopping Affiliate Program」といった新たなマーケットへの対応だけでなく、オンライン・オフラインを問わず、動画コンテンツ作成、ライブ配信、音楽配信、イベント参加、テレビ出演、パートナーシップ等様々な領域でクリエイターの活動を支援しております。

(注) 1. 本項「3 事業の内容」において使用しております用語の定義について以下に記します。

項番	用語	用語の定義
1	ソーシャルコマース	ソーシャルメディア上での投稿、レビュー、ライブ配信などの交流を通じて、商品の発見から購買までを一体的・シームレスにつなげる販売手法。
2	ソーシャルメディアマーケティング	ソーシャルメディアを活用し、認知拡大、ブランド構築、顧客との関係強化などを目的として行われるマーケティング活動の総称。
3	D2C	Direct to Consumerの略であり中間流通等を介さずに製造者が直接的に消費者とインターネット上で取り引きをする販売方法を指します。
4	パブリッシャー	ウェブサイト等のインターネットメディアやモバイルアプリを運営する事業者をパブリッシャーと呼びます。
5	クリエイター	YouTubeやTikTok等のソーシャルメディアにおいて動画等のコンテンツを作成・投稿する活動を継続的に行っている個人をクリエイターと呼び、ソーシャルメディアにおいて他のユーザーへの口コミ等の影響力が強い個人をインフルエンサーと呼びます(インフルエンサーの定義はクリエイターを含みます)。
6	BPaaS	Business Process as a Serviceの略であり、ソフトウェアとオペレーション支援機能を組み合わせて提供するビジネスモデルを指します。
7	会話型コマース	リアルタイムでのオンラインチャットによる接客体験やカスタマーサポート、ECサイトとの連携により購買や商品発送をトリガーにした配信などの機能でオンラインチャットにより直接顧客とコミュニケーションして商品を販売することを指します。
8	ライブコマース	ライブ配信の動画を通じて、視聴者とリアルタイムでコミュニケーションを取りながら商品を販売する手法。視聴者は配信画面から直接商品を購入できるほか、チャット機能等を通じて販売者に質問やコメントを送ることが可能。
9	月間解約率	月間解約率とは、前四半期末時点の顧客企業(全体の使用比率に対して0.1%未満の顧客企業を除く)の数に対する当四半期に離脱した顧客企業数の割合を月平均したものです。
10	CPM	「Cost Per Mille(コスト・パー・マイル)」の略であり、インターネット広告において広告単価を表現する単位であり、Web広告を1,000回表示するごとに発生する広告費となります。
11	売上シェア	当社のパートナーグロース領域における取引形態で、パブリッシャーやクリエイター等のパートナーの広告枠を収益化し、当社が総収益を受領した後にパートナーと合意した比率(%)にて収益の一部を支払う取引となります。 また、ブランドコマース領域のD2C関連取引でも一部活用しており、その場合は当社グループが支援するブランドの収益実績に基づいて合意した比率に基づいて報酬支払を当社グループが受けるといった形態となっております。
12	タイアップ	クライアント企業の商品やサービスに関する動画をクリエイターが制作し、クリエイターのチャンネル又はその他ソーシャルメディアで公開することによるプロモーション施策です。ブランドコマース領域にて行うインフルエンサーマーケティングと同様のプロモーション施策ですが、当社グループにおいては所管部門に合わせて売上の管理区分がなされております。
13	ECイネーブラー	EC戦略立案、倉庫・物流管理、店舗運営、マーケティング、カスタマーサポート等、ECのバリューチェーン全体にわたって様々なサービスを提供する企業です。

(c) パートナーグロス領域



4 【関係会社の状況】

2025年12月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%) (注) 2	関係内容
(連結子会社) AnyMind Holdings Limited	ケイマン諸島 Grand Cayman	米ドル 1	マーケティング事業	100.0	営業取引 役員の兼務
AnyMind Group Pte. Ltd. (注) 3	シンガポール共和国	百万米ドル 40 シンガポールドル 1	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0	営業取引 経営サポート 役員の兼務 資金の貸付
AnyMind (Thailand) Limited	タイ王国 バンコク都	百万タイバーツ 12	マーケティング事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引 システム開発 の委託 役員の兼務
AnyMind Vietnam Company Limited (注) 3	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	百万ベトナムドン 39,555	システム開発事業	100.0 (100.0)	システム開発 の委託
PT AnyMind Technology Indonesia (注) 3	インドネシア共和国 ジャカルタ市	百万米ドル 1	マーケティング事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引
AdAsia Media Vietnam Company Limited (注) 3	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	百万ベトナムドン 27,146	マーケティング事業 パートナーグロース事業	99.0 (99.0)	営業取引
AnyMind Group Pte. Ltd. Taiwan Branch (注) 3	中華民国(台湾) 台北市	百万台湾ドル 30	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引 役員の兼務
AnyMind (Cambodia) Co.,Ltd.	カンボジア王国 プノンペン都	百万リエル 400	マーケティング事業	100.0 (100.0)	営業取引 役員の兼務
AnyMind Japan株式会社	東京都 港区	百万円 9	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0	営業取引 システム開発 の委託 資金の貸付
AdAsia Shanghai Limited	中華人民共和国 上海市	千米ドル 50	パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引 役員の兼務
AnyMind Hong Kong Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千米ドル 200	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引 役員の兼務
株式会社フォーエム (注) 3	東京都 港区	百万円 10	パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引 資金の貸付
AnyMind Malaysia Sdn Bhd	マレーシア クアラルンプール連邦直轄領	千リングギット 700	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引 役員の兼務
AnyMind Philippines Inc.	フィリピン共和国 マニラ市	百万フィリピンペソ 11	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引 役員の兼務
Acqua Media Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 10	パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引 役員の兼務
AnyMind Media Vietnam Company Limited	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	百万ベトナムドン 5,500	マーケティング事業	99.8 (99.8)	営業取引
AnyMind Commerce (Thailand) Limited	タイ王国 バンコク都	百万タイバーツ 6	パートナーグロース事業 D2C/EC事業	50.0 (50.0)	営業取引
VGI AnyMind Technology Co., Ltd.	タイ王国 バンコク都	百万タイバーツ 10	マーケティング事業	49.9 (49.9)	営業取引 役員の兼務

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%) (注) 2	関係内容
株式会社AnyUp	東京都港区	百万円 40	マーケティング事業	51.0 (51.0)	営業取引 役員の兼務
GROVE株式会社	東京都港区	百万円 9	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0	営業取引 役員の兼務 資金の貸付
株式会社LYFT	東京都港区	百万円 15	D2C/EC事業	55.0 (55.0)	営業取引 役員の兼務
Maiden Marketing (India) Pvt Ltd	インド共和国 ムンバイ市	百万インドルピー 39	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	営業取引 システム開発 の委託 役員の兼務
Maiden Marketing Pte. Ltd. (注) 3	シンガポール 共和国	百万米ドル 6 千シンガポールドル 211	マーケティング事業	100.0	営業取引 経営サポート 役員の兼務
Media Marketing Maiden FZ-LLC	アラブ首長国連邦 ドバイ市	千UAEディルハム 50	マーケティング事業	100.0 (100.0)	営業取引
ENGAWA株式会社 (注) 3	東京都港区	百万円 99	マーケティング事業 D2C/EC事業	100.0	営業取引 資金の貸付
AnyTag Vietnam Company Limited	ベトナム社会主義 共和国 ホーチミン市	百万ベトナムドン 5,500	マーケティング事業	99.8 (99.8)	営業取引
PT. Digital Distribusi Indonesia (注) 3	インドネシア共 和国 ジャカルタ市	百万インドネシアルピア 10,001	D2C/EC事業	99.9 (99.9)	営業取引
PT. Digital Distribusi Indonesia Retailindo (注) 3	インドネシア共 和国 ジャカルタ市	百万インドネシアルピア 10,001	D2C/EC事業	99.9 (99.9)	営業取引
AnyMind Korea Co., Ltd.	韓国 ソウル特別市	百万大韓民国ウォン 104	マーケティング事業	100.0 (100.0)	営業取引 役員の兼務
Maiden Arabia Marketing One Person Company	サウジアラビア リヤド	千サウジアラビア・リ ヤル 25	マーケティング事業	100.0 (100.0)	営業取引
Arche Digital Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプー ル連邦直轄領	千リンギット 610	D2C/EC事業	100.0 (100.0)	営業取引
OMOR01株式会社	東京都 渋谷区	百万円 10	マーケティング事業 D2C/EC事業	100.0 (100.0)	営業取引
AnyReach株式会社	東京都 港区	百万円 1	マーケティング事業	100.0 (100.0)	営業取引 資金の貸付
Vibula Group Joint Stock Company	ベトナム社会主義 共和国 ホーチミン市	百万ベトナムドン 1,000	マーケティング事業	80.0 (80.0)	営業取引
NADESHIKO Beauty株 式会社	東京都 港区	百万円 0	マーケティング事業	100.0 (100.0)	営業取引

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、3 事業の内容に記載された名称を記載しております。

2. 議決権の所有(又は被所有)割合欄の()内は、間接所有割合の内数です。

3. 特定子会社であります。

4. 上記連結子会社で有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. AnyMind (Thailand) Limited、AnyMind Japan株式会社、株式会社フォーエム及びAnyMind Group Pte. Ltd.については、当連結会計年度（2025年12月期）において売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く。）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

AnyMind (Thailand) Limited 主要な損益情報等	売上収益	6,347	百万円
	営業利益	589	百万円
	当期利益	481	百万円
	資本合計	439	百万円
	資産合計	2,850	百万円
AnyMind Japan株式会社 主要な損益情報等	売上収益	9,585	百万円
	営業利益	668	百万円
	当期利益	728	百万円
	資本合計	218	百万円
	資産合計	17,468	百万円
株式会社フォーエム 主要な損益情報等	売上収益	6,154	百万円
	営業利益	1,259	百万円
	当期利益	1,195	百万円
	資本合計	900	百万円
	資産合計	2,829	百万円
AnyMind Group Pte. Ltd. 主要な損益情報等	売上収益	7,405	百万円
	営業利益	1,972	百万円
	当期利益	2,153	百万円
	資本合計	8,348	百万円
	資産合計	12,362	百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネット関連事業	2,160 (317)
合計	2,160 (317)

- (注) 1. 当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。
2. 従業員は就業人数であり、当社グループからグループ外への出向者、グループ外から当社グループへの出向者は含まれておりません。
3. 臨時雇用者数は括弧内に記載しております。
4. 当社グループの従業員数は事業の拡大に伴い、前連結会計年度末と比較して219名増員しております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在、純粋持株会社である当社の事業はAnyMind Japan株式会社に所属する従業員が遂行しており、当社に従業員は存在しません。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しています。

連結子会社

当事業年度			
名称	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
	全労働者	正規雇用労働者	パート・ 有期労働者
AnyMind Japan株式会社	86.8	87.4	135.5

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。
2. 管理職に占める女性労働者の割合及び男性労働者の育児休業取得率については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定による公表義務に基づく公表項目として選択していないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「Make Every Business Borderless」をミッションとし、国境や産業、オンラインやオフラインなどの制約に捉われず、テクノロジーの力で誰もが簡単にビジネスをできる世界を実現するビジネスインフラとなり、社会に貢献していくことを目指します。

(2) 経営戦略等

当社グループはミッションである「Make Every Business Borderless」の実現のため、ブランドコマース（法人ブランド支援）及びパートナーグロース領域における様々なソリューションをグローバルに提供しております。インターネットの普及により、顧客である法人及びクリエイターの抱える課題は国境や業界を超えてより複雑となっております。それらの顧客のニーズに応えるべく以下の事項を中長期的な成長戦略としております。

プラットフォーム開発を通じた既存事業の更なる成長

当社グループは東南アジア、日本、中華圏、インド等においてブランド、クリエイター、パブリッシャーへのサービス提供を行っております。成長が続く市場において、絶えず変化するクライアントのニーズに対応するために、既存サービスにおいて新規プロダクト開発やオペレーション改善を図り、プラットフォームを更に進化させ続けることで顧客基盤の拡大を目指します。

ブランドコマース（法人ブランド支援）領域におけるワンストップソリューションの強化

当社グループはEC構築・運営を中心とした「AnyShop」、マーケティング支援を行う「AnyTag」「AnyDigital」、複数ECチャネルの一元管理・運営できるプラットフォーム「AnyX」、会話型コマースを支援する「AnyChat」、物流管理を行う「AnyLogi」、AI活用を前提とした自社データの統合分析基盤プラットフォーム「AnyAI」、生成AIを搭載したライブコマースプラットフォームである「AnyLive」等の提供を行っており、ブランドの企画・生産・販売・マーケティング・物流を通じた一気通貫でのソリューションを提供しております。国内におけるEC・D2Cブランドの支援だけでなく、海外クリエイターや法人クライアントに対するソリューションの提供やクライアントの海外展開のローカルパートナーとしての支援も行っており、グローバルにおけるブランドコマースプラットフォームとしての優位性を確立し同事業の成長を目指してまいります。また、複数のプラットフォームを顧客が同時利用（顧客が当社グループのプラットフォームを複数利用し、当社グループとして複数の収益機会を得ることを「クロスセル」と言います）することにより、顧客とより深く効率的に関係を強化することができております。

海外展開地域の拡大

当社グループは創業以来アジアを中心としてグローバルに事業展開地域を拡大しており、現在は15カ国・地域での事業展開を行っております。新地域への展開については市場環境や競争環境を考慮して、自社での進出やM&Aによる人材・事業基盤の獲得、又はその双方の組み合わせ等、展開アプローチを柔軟に検討しております。過去の事業拡大や経営統合の中で培った経験やノウハウは更なる事業地域展開においても活用可能と考えており、今後も積極的に成長市場への進出を検討していく方針です。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、事業拡大及び企業価値向上を示す指標として、売上収益及び売上総利益を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題に取り組んでおります。

(4) 当社グループの強み

成長が見込まれるアジア市場における成長実績と事業基盤

当社グループは創業当初よりアジア市場に注力しており、2025年度における地域別売上収益比率(注)は日本が40.7%、東南アジアが49.3%、その他地域(インド・中華圏等)が10.0%となっております。当社グループが事業を行う各業界においてもアジア市場は中長期的な成長が期待されており、当社グループが各国に有する人材、インフラ、ノウハウを積極的に活用し継続的な成長の実現を目指します。当社グループは2017年以降の売上収益の推移は「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

(注) 地域別売上収益比率は、子会社の所在地における内部取引消去前の売上収益に基づいて算定しております。

ローカライズされたパートナーネットワーク

当社グループの展開する事業において各国のクリエイターやパブリッシャーのネットワークが重要になります。特にアジアにおいては各国が異なる言語や文化を有しており、現地のクリエイターやパブリッシャーが強い影響力を有しております。当社グループは2025年12月末時点で、3,100,000人以上のインフルエンサー、1,237のクリエイター、1,771のパブリッシャー、267のEC/D2Cブランドを支援しております。当社グループの各国のローカルチームは継続的にネットワークの深耕を推進しており、当社グループがワンストッププラットフォームとしてソリューションを提供する上でローカライズされた各種ネットワークは重要な経営資産と考えております。

データ・オペレーション・営業の「三位一体」体制とAIによる最適化

当社グループは、「データ・プロダクト」「オペレーション」「営業」が融合した独自の事業基盤を構築しております。SNSや購買データを基盤としたデータドリブンなアプローチにより、インフルエンサーマーケティングからEC運営、効果検証に至るまで、透明性と再現性の高い一気通貫の支援を実現しています。また、年間1万件を超える膨大な案件実績に裏打ちされた強固なオペレーション体制が、戦略の確実な実行を担保。さらに、アジア15カ国・500名超のプロフェッショナルによる営業ネットワークを活かし、各地域に深く根ざした密なコミュニケーションと、国境を越えたクロスボーダー支援を両立させております。

ローカル市場への深い知見を有するグローバルなマネジメント

当社グループはアジア市場に焦点を置いて事業展開をしてきており、マネジメント体制も事業のグローバル展開に最適化された多国籍なチームとなっております。各経営陣がそれぞれの市場や事業領域において深い専門性を有しているだけでなく、自身で過去に事業を立上げて成長させてきた経営経験の豊富なメンバーが揃っております。

M&Aを通じた成長加速と確立された買収後の統合戦略

当社グループは創業以来、経営メンバーや事業リソースの獲得を目的として15件の企業買収を国内外で行っております。事業戦略や地域展開戦略に沿って、当社グループのソリューションや企業文化に沿うターゲットを特定し、事前に適切なデューデリジェンスや統合戦略の検討を行った上で買収を行ってきており、また買収後に対象企業の経営陣、組織、システム、ソリューションを当社グループに融合させ、統合後短期間でシナジーを実現してきた実績を有しております。今後も適切な機会があれば企業買収も選択肢として、柔軟に事業拡大を実現していきたいと考えております。

(5) 経営環境

当社グループが事業運営を行う法人ブランド支援領域において、ソーシャルメディアマーケティング市場、ソーシャルコマース市場規模は日本及びアジア各国におけるスマートフォンやインターネットの普及、市場参加者の増加、SNSによる情報流通量の増加等を背景に安定成長が見込まれております。Grand View Researchが提供する「Asia Pacific Influencer Marketing Platform Market Size & Outlook,2025-2030」によると、アジアでのインフルエンサーマーケティング市場規模は2025年から2030年の間、27%の年平均成長率で成長すると推計されております。また、アジアにおけるソーシャルコマース市場規模についても、Grand View Researchが提供する「Asia Pacific Social Commerce Market Outlook,2026-2033」によると、2026年から2033年までの間、39%の年平均成長率で成長すると推計されております。

個別市場における需要の高まりに加えて、顧客企業の事業領域の拡大に伴いインバウンド需要も含めてクロスボーダーでのサービス（海外市場向けマーケティング、越境EC等）に対する需要が高まっております。当社グループはアジア各国に拠点と現地市場環境に精通したプロフェッショナルを有しているため、クロスボーダーでのサービス提供や海外市場でのローカライズした顧客支援が可能となっております。また、当社グループはプロダクト開発への投資を継続して行っており、アジア各国で活用できるプラットフォームを顧客に提供しております。特にアジア各国において多くのインフルエンサー、パブリッシャーのデータを有しており、当社プラットフォーム上でのデータ活用や創業以来支援してきた案件実績から得られるノウハウを活かし、先行優位性を有してグローバルで提供価値を向上できると考えております。

(6)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新規サービス・事業の創出及び開発体制の強化

アジア市場ではテクノロジー活用が急速に進展する一方、各国・各業界における商習慣やオペレーション要件は依然として多様であり、顧客ニーズも高度化・複雑化しております。このような環境下において競争優位性を維持・強化するため、当社グループは、ソフトウェアとオペレーションを組み合わせたBPaaSモデルを基盤として、既存サービスの高度化及び新規サービス創出を継続的に推進する必要があります。特に、マーケティング支援、D2C/EC支援等の法人ブランド支援領域において、自社プロダクトの機能強化を進めるとともに、生成AIをプロダクト機能及び社内業務プロセスの双方へ活用することで、業務効率化と生産性向上を体系的に推進しております。また、AnyReach社、Vibula社等のM&Aを通じて獲得した技術・ノウハウを自社プラットフォームへ統合し、プロダクト開発と運用実装を一体的に推進できる体制を強化することで、市場環境の変化に迅速に対応可能な開発体制の構築を進めております。今後もテクノロジー人材の確保及び育成を通じ、継続的なイノベーション創出と事業開発体制の強化を図ってまいります。

サービスの認知度及びブランド力の向上

当社グループが持続的成長を実現するためには、顧客基盤の拡大とともに、各国市場における認知度及び信頼の向上が重要であると認識しております。特に東南アジアを中心とした成長市場において、当社の強みである「クロスボーダー×バリューチェーン」による提供価値を、より広範な顧客層へ浸透させることが課題となっております。当社グループは、法人顧客向けにマーケティング及びD2C/EC支援をはじめとする各種ソリューションを提供しており、TikTok Shop等の主要プラットフォームとのパートナーシップ強化や、クロスボーダーEC支援実績の蓄積を通じて、リージョナルクライアントからの信頼獲得を進めております。加えて、中国RED（小紅書）との連携を活用したインバウンド・アウトバウンド支援等、独自のユースケースの発信を強化するとともに、地域特性に応じた営業戦略の高度化及び各事業のシナジーを活かした統合提案を推進し、アジアを代表するビジネスインフラとしてのポジション確立とブランド価値向上を図ってまいります。

多様な人材の確保と組織文化の統一

事業拡大に伴い、各国拠点におけるローカルチームの強化と、多国籍な人材が連携し機動的に事業を推進できる組織体制の構築が重要な課題となっております。特に、プロダクト開発、データ活用、AI導入及びグローバルオペレーション構築等の専門領域における人材確保と育成が継続的に求められています。また、拠点・言語・文化の違いを越えた円滑なコミュニケーションと意思決定プロセスの整備、生成AIを活用した業務変革を現場へ定着させるための教育及びガイドライン整備も重要となります。今後も、多様性と包容性を重視しつつ、採用力強化、育成体制の整備及び評価・報酬制度の高度化を通じて、従業員のエンゲージメント向上と組織力強化を推進してまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、持続的成長及び企業価値向上の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と位置づけております。グローバル展開を進める中で、各国の法規制への対応、コンプライアンス徹底、リスクマネジメント高度化及び情報セキュリティ対策の継続的強化が求められています。さらに、事業領域拡大やM&A推進に伴い、グループ経営の透明性確保、意思決定プロセスの適正化及び内部統制の実効性向上が重要性を増しております。加えて、生成AI等の新技術活用に伴う情報管理及び運用ルール整備も重要な課題となります。今後も監督機能の強化及びグループ横断のリスク管理体制の高度化を通じ、透明性と公正性の高い企業運営を推進してまいります。

運転資金の最適化

当社グループは複数の国・地域で事業を展開しているため、各国における資金需要や通貨建て債権債務の管理が必要となり、資金効率低下のリスクが存在します。特に、法人向けEC支援及びマーケティング事業における売掛金回収期間や在庫・物流オペレーションに伴う資金回転期間の変動がキャッシュ・フローへ影響を与える可能性があります。今後も与信管理の徹底、売掛金回収迅速化及び在庫・物流管理の高度化を進めるとともに、グループ全体の資金管理体制を強化することで、キャッシュ・フローの安定化と資金効率向上を図ってまいります。

財務基盤の強化

当社グループは、成長投資を継続しつつ、収益性改善と財務健全性維持の両立を図ることが重要な課題であると認識しております。既存事業の成長に加え、M&A及び業務効率化を通じた収益力強化を推進することで、安定的な利益創出体制の構築を進めております。また、成長投資と財務健全性のバランスを確保しながら、自己株式取得及び配当等の株主還元を機動的に組み合わせ、資本効率向上と企業価値最大化を図ってまいります。今後も資本市場との対話を重視し、投資規律の徹底及び収益性改善を通じて財務基盤の強化を推進してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは「Make Every Business Borderless」をミッションとし、国境や産業、オンラインやオフラインなどの制約に捉われず、テクノロジーの力で誰もが簡単にビジネスをできる世界を実現するビジネスインフラとなり、社会に貢献していくことを目指しております。当社グループは、サプライチェーン効率化に向けた取り組みなど、データとテクノロジーを活用した様々なイノベーションの創出や、革新的な価値提供に向けた挑戦を続けております。

このような活動を通じて社会にサステナブルなインパクトを与えることが、企業としての成長だけでなく、メンバー、クライアント、パートナーなど、あらゆるステークホルダー、そして社会全体の持続可能な成長の実現に貢献できると信じています。

1．ガバナンス

当社グループは継続企業として企業価値を向上させ株主利益を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しています。特に、経営の効率性、健全性及び透明性を長期的に高めるため、経営環境の変化に柔軟に対応し適切な意思決定ができる組織体制を構築し、株主に対しての価値還元を最大化していくことを最重要視しております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

2．戦略

当社グループは、アジアをはじめとする15カ国・市場において事業を展開しており、各地域に総勢2,100名を超える従業員を擁しております。一方で、国や業界を跨ぐと情報の非対称性や地理的・文化的な制約などが依然として存在しております。このような中、当社グループは持続可能な開発目標（SDGs）に賛同し、さまざまな事業を通じてできるだけ多くの目標に貢献することを目指しています。

上記の取組に関する詳細は、ウェブサイトをご参照ください。

日本語：<https://anymindgroup.com/ja/about/sustainability/>

英語：<https://anymindgroup.com/about/sustainability/>

3．リスク管理

当社グループでは、リスク・コンプライアンス委員会において各種リスク管理の方針等について審議等を行い、管理部門を中心としてリスクの評価及び対応を実施するとともに、案件に応じて、取締役会に報告等を行う仕組みを構築しています。

リスク管理の詳細は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」及び「第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等」をご参照ください。

4．指標及び目標

当社グループは、アジアを中心とした各地域に2,100名を超える従業員を擁しており、全拠点において採用・育成・評価・キャリア形成までの取り組みを平準化しています。また、当社グループ2025年12月末時点で、経営陣及び役員は11カ国以上の国籍のメンバーで構成されています。全社における管理職の女性比率は37%以上となっており、前年比でも上昇しております。これにより、各ローカルにおける優秀な人材の積極採用と育成、成長機会の提

供を通して、アジアを中心とする社会課題の解決に向けて、取り組みを行っています。なお、各指標に対する目標は定めておりませんが、今後も各取組の継続や見直しを通じて、持続可能な社会の発展への貢献と、企業価値の向上を目指してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には下記のようなものがあります。なお、これらは、当社グループが事業を遂行する上で発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。また、文中における将来に関する事項につきましては別段の記載のない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)事業環境にかかわるリスク

参入市場について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期）

当社グループが事業を展開しているEC市場、インフルエンサーマーケティング市場、デジタルマーケティング市場、EC市場では、スマートフォン市場の成長やブロードバンドの普及、新しいテクノロジーの活用により拡大傾向にあります。当社グループはこの成長は継続するものと見込んでおり、現在展開市場を軸に多角的に事業を展開する計画であります。しかしながら、今後国内外の経済情勢や景気動向等の理由により市場成長が鈍化、若しくは市場環境が変化するような場合には、当社グループ財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新等について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期）

当社グループが事業を展開しているEC市場、インフルエンサーマーケティング市場、デジタルマーケティング市場、EC市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早く、事業者はその変化に柔軟に対応する必要があります。当社グループにおいても、最新の技術や市場環境の変化を迅速に対応できるよう努めております。しかしながら、当社グループが技術革新や顧客ニーズの変化に対応できない場合、また変化の対応のためのシステムや人件費に多くの投資を要する場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

他社との競争について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期）

当社グループが事業を展開しているEC市場、インフルエンサーマーケティング市場、デジタルマーケティング市場、Eコマース市場においては、多くの企業が事業展開しております。当社グループは展開領域において技術力や事業展開力を活かして高付加価値のサービスを提供することで市場における優位性を確立し、競争力を向上させてまいりました。今後もクライアント目線に立ってサービスをより充実させていくとともに、知名度向上に向けた取り組みも行っておりますが、他に優れたビジネスモデルの競合他社が現れた場合、既存事業者や新規参入事業者も含めた各市場での競争の激化により、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期）

当社グループの事業は、すべてインターネットを活用して行われており、そのサービス基盤はインターネットに接続する通信ネットワークに依存しております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の体制強化を継続的に行っておりますが、地震等の自然災害や事故等により予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが構築しているコンピュータ・システムは、適切なセキュリティや保護手段を講じておりますが、自然災害や不正アクセス等による通信ネットワークの切断や障害が発生した場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

マーケティング市場の季節変動性について（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：短期）

当社グループが事業を展開しているインフルエンサーマーケティング市場、デジタルマーケティング市場、オンライン動画市場は、広告主の広告予算により構成されるため、広告主の予算の月ごとの配分の影響を受けます。特に年度末に多めに予算の配分を行う広告主が多く、年度末（日本国内及びインドにおいては主に3月、その他海外においては12月が中心となります。）に売上収益が集中する傾向があります。したがって、安定的に月次業績が推移する業種に比し売上収益及び利益の変動が起こりやすいほか、繁忙時に業務が継続するよう人員を確保しておく必要があるため、変動が大きく下振れ幅が顕著な場合には当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)事業体制にかかわるリスク

特定人物への依存について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期）

当社の代表取締役である十河宏輔は当社グループが事業運営を行う全ての市場において豊富な知識と経験を有すると認識しており、新規事業の推進や経営戦略の構築等についての役割を担っております。当社は、特定の人物に依存しない体制を構築すべく、経営戦略の実行については各国経営陣に権限を委譲するなど組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

社歴が浅いことについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期）

当社グループは2016年4月に創業されており社歴が浅いため、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

優秀な人材の獲得・育成について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期）

当社グループは今後の企業規模の拡大に伴い、当社グループのミッションや事業に対して共感した優秀な人材を継続的に採用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えております。今後、積極的な採用活動を行っていく予定ですが、当社グループの求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の構築について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期）

当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程の整備及び法令遵守を徹底してまいりますが、事業が急速に成長することによりコーポレート・ガバナンスが適切に機能しなかった場合には、業務運用体制に問題が生じ、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

Googleグループとの契約について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期）

当社グループはパートナーグロス領域において、Googleグループとの契約に基づき、同社との取引を行っております。クリエイターグロスプラットフォームにおいては、当社グループが管理する動画コンテンツの利用許諾を同社に対して行い、当該コンテンツから生じる広告収益の一定料率分を報酬として受領しております。パブリックシャープグロスプラットフォームにおいては、当社グループが管理するメディア広告在庫を同社ネットワークを通じて販売することでその販売代金を同社より受領しております。当該契約が解除された場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

リコール発生などの品質問題に関するリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期）

当社グループはブランドコマース領域において継続的に新規ブランド及び商品を企画しております。当社グループは、商品の品質、安全性を重視しており、商品開発や製造委託事業者の選定においても常に品質を重視しております。しかしながら、意図しない商品不良等により大規模なりコールが発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

在庫に関するリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期）

当社グループは、在庫の保有状況をモニタリングしながら生産数量と発注数量の調整を毎月実施し、滞留が予測される商品について販売施策を追加で立案することで在庫リスクの最小化を図っております。しかしながら、需要動向を見誤ったことによる欠品機会損失、ないし滞留在庫が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業開発について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期）

当社グループの今後の事業展開としまして、事業規模の更なる拡大を目指して、新事業開発に引き続き積極的に取り組んでいく方針であります。新規事業の立ち上げは既存事業よりリスクが高いことを認識しております。市場理解や事業計画分析が十分であった場合でも、予測とは異なる状況となり計画どおりに進まない場合に投資資金の回収が困難になり、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業展開について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期）

当社グループは海外で創業がなされ創業当時より海外での事業活動が中心であり、今後も成長戦略の軸としてもグローバル展開を積極的に行うことで中長期的な成長の実現を目指してまいります。特定地域への依存を避けることでリスク低減を図っているものの、国際情勢や各国特有の政治経済、売掛金の回収リスク等の状況により当社グループの事業の運営に影響が発生し、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該シンガポール子会社は当社の重要子会社である中間持株会社であり、当社グループの連結子会社の37社のうち、22社を傘下に置いております。シンガポールの現地法制度において、同国での会社の設立にあたってシンガポール居住者である取締役を1名以上選任すること等の定めがございますが、いずれも適切に対応しております。その他、株主総会での議決権行使や配当の実施、役員の派遣など、子会社管理に必要な会社制度における特段の規制・制約は認識しておりませんが、今後も法制度の改正等の動向に留意してまいります。

業務提携や買収について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期）

当社グループは他社との業務提携や企業買収等が、将来の成長性、収益性等を確保するために必要不可欠な要素であると認識しております。しかしながら、当初想定した成果を得ることができず、のれんの減損や、事業再編等に伴う事業売却損、事業清算損その他これに伴う費用が発生した場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：中期）

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題と位置付けております。また、今期より配当を実施いたしますが、今後も財務状況と経営成績のバランスを考慮しながら継続的に配当の実施を行ってまいります。しかしながら、本リスク情報に記載されていないことも含め、当社グループの事業が計画通り進展しない等、当社グループの業績が悪化した場合、継続的に配当を行えない可能性があります。このようなリスクを認識し、今後も経営計画の策定に際しては十分な検討を行い、目標達成を目指して取り組んでまいります。

(3)法的規制に関するリスク

訴訟等について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期）

当社グループは、法令及び契約等の遵守のため、各種規程を定めて社内教育やコンプライアンス体制の充実に努めております。しかしながら、当社グループが事業活動を行う中で、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。かかる訴訟の内容及び結果によっては当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期）

当社グループは、クリエイターや消費者（D2Cブランドの商品購入者）等の個人情報を保有しています。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底など、個人情報の管理体制の整備を行っておりますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット及び広告業界に関連する法的規制について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期）

当社グループの主要な事業領域であるマーケティング関連市場においては、当社グループの事業遂行に関連して、著作権法のほか、特定商取引に関する法律、景品表示法、個人情報の保護に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律などを遵守する必要があります。各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底などにより法令遵守の体制強化を徹底してまいりますが、現行の法令及び権利内容の解釈適用上での論点などが生じた場合、また既存法令の強化等が行われ当社グループが運営する事業が規制の対象となる等制約を受ける場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期）

当社グループは、当社グループが運営する事業に関する知的財産権の取得に努め、当社グループが使用する商標、技術・コンテンツ等についての保護を図っておりますが、当社グループの知的財産権が第三者の侵害から保護されない場合、又は知的財産権の保護のために多額の費用が発生する場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)その他

ストック・オプション行使による株式の希薄化について（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：短期）

当社グループでは、取締役、従業員等のインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。2025年12月末時点における新株予約権による潜在株式数は3,279,350株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計64,289,300株の5.1%に相当します。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

為替変動の影響について（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：短期）

当社グループは15ヵ国・地域において事業を運営しており、各国においては現地通貨で資産・負債を保有しております。連結財務諸表を作成するにあたっては現地通貨を円換算する必要があり、換算時に使用する為替レートによっては当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、為替相場の変動は中長期的には平準化されるものと考え、為替予約等は行っていません。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は以下のとおりであります。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べて、10,981百万円増加し45,143百万円となりました。これは主に、子会社株式取得による前払金の増加によりその他の流動資産が4,087百万円増加したこと、日本オフィスの契約更新及び増床に伴う使用権資産が2,281百万円増加したこと、売上収益の強い成長に伴い営業債権及びその他の債権が1,425百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べて、10,610百万円増加し、28,057百万円となりました。これは主に、借入金が6,316百万円増加したこと、日本オフィスの更新及び増床によりリース負債が2,387百万円増加したこと、増収により営業債務及びその他の債務が921百万円増加したことによるものであります。

(資本)

当連結会計年度末の資本は、前連結会計年度末に比べて、370百万円増加し、17,086百万円となりました。これは主に、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上により利益剰余金が927百万円増加したこと及び株式報酬型ストック・オプションの行使により資本金が65百万円増加した一方で、自己株式の取得にともない自己株式が747百万円増加したことによるものです。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるアジア各国経済は、インフレ圧力の緩和に伴う金融環境の改善により、内需が堅調に推移いたしました。これに加え、デジタル経済の進展やインバウンド需要の回復がサービス消費を押し上げ、製造業においても底堅さが見られました。日本経済においても緩やかな回復基調が続いております。一方で、地政学的リスクの長期化や主要国の金融政策に伴う為替変動、通商政策の変化など、世界経済の先行きには依然として不透明な状況が続いております。

こうした変化の激しい経営環境下において、当社グループは各事業領域において積極的な成長投資を継続いたしました。その結果、売上収益は引き続き着実な成長を維持しております。特にマーケティング事業及びD2C/EC事業を合わせた法人ブランド支援事業が牽引役となり、大型顧客の獲得が進んだ東南アジア市場で著しい成長を実現したほか、日本市場でも順調に事業を拡大しております。

収益面においては、パートナーグロス事業における市場環境の変化が全社の収益性に影響を及ぼしたものの、法人ブランド支援事業の拡大に加え、販売管理費の適正なコントロール、さらには生成AIの活用による業務効率化を推進した結果、利益水準は第1四半期から第4四半期にかけて毎四半期着実に改善しており、収益基盤はより強固なものとなっております。

さらに、持続的な成長基盤の構築を目的とした投資戦略を加速させております。生成AIを活用したプロダクト強化に加え、2025年を通じて法人ブランド支援事業領域のAnyReach社、Vibula社、NADESHIKO Beauty社の3社が相次いでグループへ参画したことで、M&Aによる大きなシナジー創出を図っております。

これらの結果、当連結会計年度の売上収益は57,300百万円（前連結会計年度比+13.0%）、売上総利益は21,932百万円（前連結会計年度比+16.9%）、営業利益は1,798百万円（前連結会計年度比 29.7%）、税引前利益は1,409百万円（前連結会計年度比 44.5%）、当期利益は1,002百万円（前連結会計年度比 57.6%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は927百万円（前連結会計年度比 60.3%）となりました。

なお、当社グループは、インターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(参考) 当社グループの売上収益の推移

当社グループは2017年12月期以降、安定した成長を実現しており2025年12月期までの売上収益の年平均成長率は45.7%となっております。2017年12月期の東南アジアにおけるマーケティングプラットフォーム「AnyTag」、
「AnyDigital」中心の収益構造から、2018年12月期は日本及び中華圏においてパブリッシャーグロスプラットフォーム「AnyManager」を積極的に展開し、2019年12月期にはクリエイターグロスプラットフォーム「AnyCreator」をグローバルに展開開始したことに加え日本における「AnyTag」の事業の強化を行っております。

2022年12月期においてはD2C/ECプラットフォームからの収益貢献の拡大もあり、収益モデルの分散が更に進み、広告主からのマーケティング報酬(マーケティング支出)に加えて、D2C/ECプラットフォームにおいて、商品販売収益、法人クライアントとの売上シェア(レベニューシェア)、月額固定報酬(サブスクリプション)、利用料に応じた従量課金等の重要性が高まりました。

2023年12月期においてはD2C/EC事業におけるEC領域の拡大に取り組みました。2023年9月25日のDDI社の取得も追い風となりD2C/EC事業は前年同期比で過去最高の成長を記録しました。クロスボーダービジネスを含めた法人EC支援を推進することで、日本をはじめとするアジア諸国の旺盛な需要を取り込み、継続的な事業成長を達成しました。

2024年12月期において当社グループは、独自のプラットフォームの継続的な強化を最優先し、卓越した価値を提供することに注力しました。

2025年12月期においてはマーケティング事業及びD2C/EC事業を中心とする法人ブランド支援事業が大型顧客獲得により東南アジア及び日本市場で売上成長を牽引するとともに、販管費コントロールや生成AI活用により利益水準も着実に改善しております。さらに、3社のM&Aによるシナジー創出を通じて、中長期的な成長基盤の強化を図りました。

	2021年 12月期	2022年 12月期	2023年 12月期	2024年 12月期	2025年 12月期	年平均 成長率
売上収益 (百万円)	19,252	24,790	33,460	50,713	57,300	45.7%

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における「現金及び現金同等物」の残高は、前連結会計年度末比1,057百万円増加し8,607百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末において、営業活動によるキャッシュ・フローは268百万円の収入となりました(前年同期比では2,131百万円の収入の増加)。これは、税引前利益1,409百万円を計上、減価償却費及び償却費の計上2,084百万円があった一方で、運転資金の増加に伴う1,427百万円及び前渡金の増加を主要因としたその他1,338百万円の支出、法人所得税の支払額568百万円等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末において、投資活動によるキャッシュ・フローは5,866百万円の支出となりました（前年同期比では4,525百万円の支出の増加）。これは主に、有形固定資産の取得による支出849百万円及び子会社株式取得に関連した支出5,040百万円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末において、財務活動によるキャッシュ・フローは4,406百万円の収入となりました（前年同期比では2,275百万円の収入の増加）。これは主に、長期借入れによる収入7,788百万円があった一方で、長期借入金の返済による支出1,833百万円及びリース負債の返済による支出1,187百万円があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、提供するサービスの性格上、生産活動を行っておりませんので、記載しておりません。

b. 受注実績

当社グループは、受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載はしておりません。

c. 販売実績

第6期連結会計年度及び第7期連結会計年度の主要なプラットフォームごとにおける販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであります。

	第6期連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		第7期連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(百万円)	前期比(%)	金額(百万円)	前期比(%)
マーケティングプラットフォーム	21,069	+25.7	24,831	+17.9
パートナーグロースプラットフォーム	19,608	+62.7	15,674	20.1
D2C/ECプラットフォーム	9,891	+118.9	16,601	+67.8
その他	144	+13.6	193	+34.2
合計	50,713	+51.6	57,300	13.0%

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります

	第6期連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		第7期連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
Google Ireland limited	9,237	18.2	6,485	11.3
Shopee	1,475	2.9	3,924	6.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っておりますが、前提条件やその後の環境等に変化がある場合には、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要性がある会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3 . 重要性がある会計方針」に記載しております。

また、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4 . 重要な会計上の見積り及び判断」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度においては、マーケティング事業におけるインフルエンサーマーケティングプラットフォーム「AnyTag」、パブリッシャー成長プラットフォーム「AnyManager」が引き続きグループ全体の成長に寄与しました。また、D2C/EC事業のEC領域も積極的に拡大し、前年同期比67.8%の増収となりました。

経営成績等の分析・検討内容は以下のとおりであります。

a．売上収益

売上収益は、全事業において取引社数が増加し57,300百万円(前連結会計年度比6,587百万円増)となりました。2025年12月期における地域別売上収益比率(注)は、東南アジアが49.3%、日本が40.7%、インド・中華圏等のその他地域が10.0%(前連結会計年度は、東南アジアが51.5%、日本が35.9%、インド・中華圏等のその他地域が12.6%)となっております。

(注)地域別売上収益比率は、子会社の所在地における内部取引消去前の売上収益に基づいて算定しております。

b．売上原価、売上総利益

売上原価は、主に売上収益増加に伴いマーケティング費用、パブリッシャー及びクリエイターへの支払、商品売上原価等の増加により、35,368百万円(前連結会計年度比3,410百万円増)となりました。この結果、当連結会計年度の売上総利益は21,932百万円(前連結会計年度比3,176百万円増)となりました。また、当連結会計年度の売上総利益率は、38.3%(前連結会計年度は37.0%)となりました。

c．販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、主に事業拡大に伴う人件費、減価償却費及び償却費、業務委託料及び販売促進費等の増加により20,112百万円(前連結会計年度比3,838百万円増)となりました。この結果、当連結会計年度の営業利益は1,798百万円(前連結会計年度比759百万円減)となりました。

d．金融収益・金融費用、税引前利益

金融収益は主に受取利息により65百万円となりました。金融費用は主にリース利息の支払や借入利息により454百万円となりました。この結果、税引前利益は1,409百万円(前連結会計年度比1,129百万円減)となりました。

e．親会社の所有者に帰属する当期利益

法人所得税費用406百万円及び非支配株主持分75百万円を計上した結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は927百万円(前連結会計年度比1,408百万円減)となりました。

資本の財源及び資金の流動性の分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループの業容拡大のための運転資金と人件費等の営業費用であります。当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金の調達には自己資金及び金融機関からの借入を基本としております。なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、8,607百万円であり、十分な流動性を確保しております。当社グループはM&Aを行う場合等に投資活動によるキャッシュ・フローが支出超過となる場合がありますが、投資からの想定回収期間が中長期に亘る場合、当該タイミングにおける金利及び資本コスト、資金需要の額を考慮した上でエクイティファイナンスを行う場合があります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に影響を与えるおそれがあることを認識しております。そのため、当社グループは常に外部環境の変化に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保及び育成等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。売上収益及び売上総利益は市場成長も背景に堅調に成長が続く中、「優秀な人材の確保」が足元の事業成長を継続するために重要と考えており、当社グループの知名度向上による採用力の強化とグループ内の従業員に対する育成について優先的に対応を行っていく予定です。

(参考情報)

当社グループは、経営成績を評価するために売上収益及び売上総利益に加えて、調整後EBITDAを重要な経営指標と考えております。売上収益及び売上総利益の伸長の背景については「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。その事業規模の拡大に伴い調整後EBITDAについては継続的に改善しております。

売上収益及び売上総利益

(単位：百万円)

決算期	国際会計基準				
	第3期 (2021年12月期)	第4期 (2022年12月期)	第5期 (2023年12月期)	第6期 (2024年12月期)	第7期 (2025年12月期)
売上収益	19,252	24,790	33,460	50,713	57,300
売上総利益	6,272	9,291	12,699	18,756	21,932

調整後EBITDA

(単位：百万円)

決算期	国際会計基準				
	第3期 (2021年12月期)	第4期 (2022年12月期)	第5期 (2023年12月期)	第6期 (2024年12月期)	第7期 (2025年12月期)
営業利益又は営業損失 ()	213	30	747	2,558	1,798
+ 減価償却費及び償却費	766	893	1,060	1,377	2,084
+ 株式報酬費用	1	81	50	38	49
調整後EBITDA	554	1,005	1,858	3,974	3,931

(注) 1 . 調整後EBITDA = 営業利益又は営業損失() + 減価償却費及び償却費 + 株式報酬費用

2 . 調整後EBITDAはIFRSにより規定された指標ではなく、当社グループが、投資家にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考えた財務指標です。当社グループにおける調整後EBITDAは、同業他社の同指標あるいは類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があり、その結果、有用性が減少する可能性があります。

5 【重要な契約等】

当社グループは複数の金融機関との間で金銭消費貸借契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入金残高は4,088百万円であります。当該契約には、2025年12月末日に終了する決算期末及びそれ以降の各決算期末における連結純資産の合計金額を正の値とする純資産維持と、連結ベースでの一定水準を下回らないこと及び連結営業利益が2期連続で赤字とならないこと等の財務制限条項が付されております。

なお、当該条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

以下が金銭消費貸借契約の内容です。

契約

(1) 契約締結日	2025年12月24日
(2) 相手方	株式会社三井住友銀行
(3) 債務の元本	2,044百万円
(4) 弁済期限	2030年12月26日
(5) 借入金利	変動金利(基準金利+スプレッド)
(6) 担保の有無	無担保・保証付き(親会社による連帯保証)

契約

(1) 契約締結日	2025年12月25日
(2) 相手方	株式会社みずほ銀行
(3) 債務の元本	2,044百万円
(4) 弁済期限	2030年12月26日
(5) 借入金利	変動金利(基準金利+スプレッド)
(6) 担保の有無	無担保・保証付き(親会社による連帯保証)

6 【研究開発活動】

当社グループにおいては、当社グループが掲げる「Make Every Business Borderless」というミッションのもとに法人クライアントや個人の事業課題の解決を目指しており、当社グループ事業領域の各種プラットフォームに関する研究開発に取り組んでおります。

ブランドコマース領域においては、特に「AnyTag」の追加機能開発のための研究開発に力をいれている他、D2C/ECプラットフォームである「AnyX」「AnyLogi」「AnyAI」「AnyLive」等の開発に注力しております。パートナーグロース領域においては主にパブリッシャーグロースプラットフォームである「AnyManager」の研究開発活動を行っております。

当社グループにおいて研究開発費として計上している項目は限定的であり、当連結会計年度において計上された研究開発費の総額は20百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループの主な設備は、オフィスに係る使用権資産及び建物付属設備であります。

当連結会計年度の設備投資の総額は5,632百万円、主にAnyMind Japan株式会社等の子会社でオフィスの拡張、移転に伴う有形固定資産の取得1,025百万円、使用権資産の取得4,607百万円によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループは、インターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物 付属設備	使用権 資産	その他	合計	
AnyMind Japan株式会社	本社 (東京都港区)	業務設備	239	2,932	34	3,196	300
株式会社LYFT	本社 (東京都港区)	業務設備	207	422	4	634	26
ENGAWA株式会社	事務所 (東京都渋谷区)	業務設備	21	50	2	74	56

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 使用権資産に含まれていない賃料で、重要なものはありません。

(3) 在外子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物 付属設備	使用権 資産	その他	合計	
AnyMind (Thailand) Limited	タイ	業務設備	140	264	33	438	391
AnyMind Commerce (Thailand) Limited	タイ	業務設備	70	200	8	278	107
PT AnyMind Technology Indonesia	インドネシア	業務設備	62	201	13	277	147
AnyMind Group Pte. Ltd. Taiwan Branch	台湾	業務設備	6	126	3	135	76
PT. Digital Distribusi Indonesia	インドネシア	業務設備	58	34	3	97	80
AnyMind Hong Kong Limited	香港	業務設備	6	57	8	72	56
Cong Ty TNHH AnyMind Media Viet Nam	ベトナム	業務設備	-	59	-	60	77

- (注) 1. 資産が少額である法人については記載を省略しております。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	61,009,950	61,042,050	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	61,009,950	61,042,050		

(注) 提出日現在の発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1 - 1 回新株予約権

決議年月日	2020年8月7日臨時株主総会決議及び2020年8月17日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 2 子会社従業員 19
新株予約権の数(個)	210,700 [179,200] (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 210,700 [179,200] (注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	81 (注)2、5
新株予約権の行使期間	当社普通株式が東京もしくはそれ以外の金融商品取引所に上場された日から4年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 81 資本組入額 40.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後当社普通株式数 = 調整前当社普通株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 =
$$\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権者は、その行使時において、当社、当社の子会社もしくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、子会社及び関連会社を個別にまたは総称して「関係会社」という。）の取締役、監査役、会計参与等役員の地位または従業員の地位にあるとき。但し、定年退職により退職した場合、その他当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合（取締役会が設置されていない場合は取締役全員の一致）はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合

当社または当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けた場合

法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合

死亡した場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (5) 新株予約権者は、本項（1）ないし（4）号の規定において、新株予約権を行使することができることを条件に、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という）。但し、新株予約権者が本項（2）～（4）号に定める事実該当するに至った場合は、当該時点以降のベスティングは中止し、新株予約権者が休職期間中にある期間は、ベスティングされないものとする。なお、ベスティングされる本新株予約権の数については、本新株予約権者が保有する本新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。また、4回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。

1. 本上場の日から6か月後：25%

2. 本上場の日から12か月後：25%

3. 本上場の日から18か月後：25%

4. 本上場の日から24か月後：25%

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第 号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権を行使できる期間の末日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記3.に記載の「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

新株予約権の取得事由及び取得条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）、民事再生を行う場合、解散する場合又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。但し、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- (4) 本新株予約権発行時点以降において、当社の普通株式の公正価格（当社が指定する第三者評価機関による、純資産価額方式に基づく算定又はその他の方式に基づく算定のうち、当社が指定した方式に基づき算定された価格をいい、当該価格がレンジで示される場合には、その最低価格とその最高価格の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）が、本上場までに一度でも、本新株予約権発行時点の公正価格を下回った場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- (5) 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 . 2021年7月29日開催の取締役会決議により、2021年8月19日付で普通株式1株について600株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 . 2021年10月12日開催の臨時株主総会決議により、第1、2、6、7回新株予約権は2021年10月12日付で新株予約権の総数を600倍にし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を600分の1に変更するものであります。これにより「新株予約権の数(個)」が調整されております。

第1 - 2回新株予約権

決議年月日	2020年8月7日臨時株主総会決議及び2020年12月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 0 子会社従業員 0
新株予約権の数(個)	0 (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 0 (注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	81 (注)2、5
新株予約権の行使期間	当社普通株式が東京もしくはそれ以外の金融商品取引所に上場された日から4年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 81 資本組入額 40.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、3、4、5、6について、「第1 - 1回新株予約権」の(注)1、2、3、4、5、6に記載のとおりであります。

第1 - 2回新株予約権については、2025年12月期末までに権利行使完了または権利が失効しております。

第2 - 1 回新株予約権

決議年月日	2020年8月7日臨時株主総会決議及び2020年8月17日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 3 子会社従業員 19
新株予約権の数(個)	394,450 (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 394,450 (注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	81 (注)2、5
新株予約権の行使期間	2022年12月29日から上場後4年間を経過した日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 81 資本組入額 40.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4、5、6について、「第1 - 1 回新株予約権」の(注)1、2、4、5、6.に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権者は、その行使時において、当社、当社の子会社もしくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、子会社及び関連会社を個別にまたは総称して「関係会社」という。)の取締役、監査役、会計参与等役員の地位または従業員の地位にあること。但し、定年退職により退職した場合、その他当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合(取締役会が設置されていない場合は取締役全員の一致)はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合

当社または当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けた場合

法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合

死亡した場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (5) 新株予約権者は、本項(1)ないし(4)号の規定において、新株予約権を行使することができることを条件に、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる(以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という)。但し、新株予約権者が本項(2)～(4)号に定める事実に該当するに至った場合は、当該時点以降のベスティングは中止し、新株予約権者が休職期間中にある期間は、ベスティングされないものとする。なお、ベスティングされる本新株予約権の数については、本新株予約権者が保有する本新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。また、4回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
1. 本上場の日から6か月後：25%
 2. 本上場の日から12か月後：25%
 3. 本上場の日から18か月後：25%
 4. 本上場の日から24か月後：25%
- (6) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (7) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

第2 - 2回新株予約権

決議年月日	2020年8月7日臨時株主総会決議及び2020年12月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 2 子会社従業員 8
新株予約権の数(個)	112,800 [112,200] (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 112,800 [112,200] (注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	81 (注)2、5
新株予約権の行使期間	2022年12月29日から上場後4年間を経過した日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 81 資本組入額 40.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、3、4、5、6について、「第2 - 1回新株予約権」の(注)1、2、3、4、5、6.に記載のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2020年8月7日臨時株主総会決議及び2020年8月17日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 1 子会社従業員 4
新株予約権の数(個)	56 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 33,600 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	81 (注)2、5
新株予約権の行使期間	2022年9月30日から上場後4年間を経過した日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 81 資本組入額 40.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は600株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後当社普通株式数 = 調整前当社普通株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 =
$$\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。

- (2) 本新株予約権者は、その行使時において、当社、当社の子会社もしくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、子会社及び関連会社を個別にまたは総称して「関係会社」という。）の取締役、監査役、会計参与等役員の地位または従業員の地位にあること。但し、定年退職により退職した場合、その他当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合（取締役会が設置されていない場合は取締役全員の一致）はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合

当社または当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けた場合

法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合

死亡した場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (5) 新株予約権者は、本項（1）ないし（4）号の規定において、新株予約権を行使することができることを条件に、本新株予約権の付与を受けた日から、2年経過後に100%権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という）。但し、新株予約権者が本項（2）～（4）号に定める事実 に該当するに至った場合は、当該時点以降のベスティングは中止し、新株予約権者が休職期間中にある期間は、ベスティングされないものとする。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第 号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権を行使できる期間の末日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記3.に記載の「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

新株予約権の取得事由及び取得条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）、民事再生を行う場合、解散する場合又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。但し、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記3.に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- (4) 本新株予約権発行時点以降において、当社の普通株式の公正価格（当社が指定する第三者評価機関による、純資産価額方式に基づく算定又はその他の方式に基づく算定のうち、当社が指定した方式に基づき算定された価格をいい、当該価格がレンジで示される場合には、その最低価格とその最高価格の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）が、本上場までに一度でも、本新株予約権発行時点の公正価格を下回った場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- (5) 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 2021年7月29日開催の取締役会決議により、2021年8月19日付で普通株式1株について600株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2020年8月7日臨時株主総会決議及び2020年8月17日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	元従業員 1
新株予約権の数(個)	11 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,600 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	81 (注)2、5
新株予約権の行使期間	2022年9月30日から上場後4年間を経過した日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 81 資本組入額 40.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4、5について、「第3回新株予約権」の(注)1、2、4、5に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合

法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合

死亡した場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (4) 新株予約権者は、本項(1)ないし(3)号の規定において、新株予約権を行使することができることを条件に、本新株予約権の付与を受けた日から、2年経過後に100%権利行使可能となる(以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という)。但し、新株予約権者が本項(1)～(3)号に定める事実
に該当するに至った場合は、当該時点以降のベスティングは中止し、新株予約権者が休職期間中にある
期間は、ベスティングされないものとする。

第5回新株予約権

決議年月日	2020年8月7日臨時株主総会決議及び2020年8月17日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	2,271 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,362,600 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	81 (注)2、5
新株予約権の行使期間	2021年12月1日から2028年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 81 資本組入額 40.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4、5について、「第3回新株予約権」の(注)1、2、4、5に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合

法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合

死亡した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (4) 本新株予約権者は、2020年12月期から2023年12月期の事業年度までの各事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における売上高が一度も150億円を超えなかった場合には、本件新株予約権を行使することができない。但し、本項(6)号の要件を満たす場合はこの限りではない。

- (5) 本新株予約権者は、2020年12月期から2023年12月期の事業年度までの各事業年度における当社決算書上の損益計算書における売上高が一度でも150億円を超えた場合には、本件新株予約権者が保有する本新株予約権の数に50%を乗じた個数（1個未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする）を行使することができる。
- (6) 本新株予約権者は、2022年12月期から2023年12月期の事業年度までの各事業年度における当社決算書上の損益計算書における営業利益に、以下に定める販管費合計額を加算した金額が一度でも黒字化している場合には、本件新株予約権者が保有する本新株予約権の数に100%を乗じた個数を行使することができる。

持分譲渡型オプション信託に関して計上する報酬費用

新株予約権に関して計上する報酬費用

減価償却費用

- (7) 新株予約権者は、本項（1）ないし（3）号の規定において、新株予約権を行使することができることを条件に、本新株予約権の付与を受けた日から、2年経過後に100%権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という）。但し、新株予約権者が本項（1）～（3）号に定める事実に該当するに至った場合は、当該時点以降のベスティングは中止し、新株予約権者が休職期間中にある期間は、ベスティングされないものとする。

6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき132円で有償発行しております。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年6月30日臨時株主総会決議及び2021年7月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 5
新株予約権の数(個)	31,200 (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 31,200 (注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2、5
新株予約権の行使期間	当社普通株式が東京もしくはそれ以外の金融商品取引所に上場された日から4年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4、5、6について、「第1-1回新株予約権」の(注)1、2、4、5、6に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権者は、その行使時において、当社、当社の子会社もしくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、子会社及び関連会社を個別にまたは総称して「関係会社」という。)の取締役、監査役、会計参与等役員の地位または従業員の地位にあること。但し、定年退職により退職した場合、その他当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合(取締役会が設置されていない場合は取締役全員の一致)はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合

当社または当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けた場合

法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合

死亡した場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (5) 新株予約権者は、本項(1)ないし(4)号の規定において、新株予約権を行使することができることを条件に、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる(以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という)。但し、新株予約権者が本項(2)～(4)号に定める事実に該当するに至った場合は、当該時点以降のベスティングは中止し、新株予約権者が退職期間中にある期間は、ベスティングされないものとする。なお、ベスティングされる本新株予約権の数については、本新株予約権者が保有する本新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。また、4回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。

1. 本上場の日から6か月後：25%
2. 本上場の日から12か月後：25%
3. 本上場の日から18か月後：25%
4. 本上場の日から24か月後：25%

第7回新株予約権

決議年月日	2021年6月30日臨時株主総会決議及び2021年7月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	2,400 (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,400 (注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	195 (注)2、5
新株予約権の行使期間	2023年7月15日から上場後4年間を経過した日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195 資本組入額 97.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4、5、6について、「第1-1回新株予約権」の(注)1、2、4、5、6.に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権者は、その行使時において、当社、当社の子会社もしくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、子会社及び関連会社を個別にまたは総称して「関係会社」という。)の取締役、監査役、会計参与等役員の地位または従業員の地位にあること。但し、定年退職により退職した場合、その他当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合(取締役会が設置されていない場合は取締役全員の一致)はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合

当社または当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けた場合

法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合

死亡した場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (5) 新株予約権者は、本項(1)ないし(4)号の規定において、新株予約権を行使することができることを条件に、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる(以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という)。但し、新株予約権者が本項(2)～(4)号に定める事実に該当するに至った場合は、当該時点以降のベスティングは中止し、新株予約権者が休職期間中にある期間は、ベスティングされないものとする。なお、ベスティングされる本新株予約権の数については、本新株予約権者が保有する本新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。また、4回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。
1. 本上場の日から6か月後：25%
 2. 本上場の日から12か月後：25%
 3. 本上場の日から18か月後：25%
 4. 本上場の日から24か月後：25%
- (6) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (7) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

第8回新株予約権

決議年月日	2022年9月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 25
新株予約権の数(個)	1,572 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 157,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	885 (注)2
新株予約権の行使期間	2024年10月7日から2032年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 885 資本組入額 442.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後当社普通株式数 = 調整前当社普通株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 =
$$\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、下記に掲げるAの条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

A. 2024年12月期から2025年12月期の2事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結EBITDA（有価証券報告書または監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。）が17億円を超過すること。

- (3) 新株予約権者は、上記3.(2)の条件の達成時及び権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2022年10月6日から2023年10月5日の間に当社もしくは当社関係会社の取締役、執行役員または従業員ではない期間が存在したとき、または、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合など新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (5) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合

法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合

死亡した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(6) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

(7) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。

なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第 号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権を行使できる期間の末日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記3.に記載の「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

新株予約権の取得事由及び取得条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）、民事再生を行う場合、解散する場合又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。但し、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記3.に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- (4) 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年9月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 1 子会社従業員 38
新株予約権の数(個)	1,878 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 187,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	885 (注)2
新株予約権の行使期間	2024年10月7日から2032年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 885 資本組入額 442.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4について、「第8回新株予約権」の(注)1、2、4.に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、下記に掲げるAの条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - A. 2024年12月期から2025年12月期の2事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結EBITDA(有価証券報告書または監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。)が17億円を超過すること。
- (3) 新株予約権者は、上記3.(2)の条件の達成時及び権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2022年10月6日から2023年10月5日の間に当社もしくは当社関係会社の取締役、執行役員または従業員ではない期間が存在したとき、または、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合など新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (5) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合

法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合

死亡した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

第10回新株予約権

決議年月日	2022年9月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 3 子会社従業員 27
新株予約権の数(個)	75,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 75,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	885 (注)2
新株予約権の行使期間	2024年10月7日から2032年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 885 資本組入額 442.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後当社普通株式数 = 調整前当社普通株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

(注)2、4について、「第8回新株予約権」の(注)2、4.に記載のとおりであります。

(注)3について、「第9回新株予約権」の(注)3.に記載のとおりであります。

第11回新株予約権

決議年月日	2024年5月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 21
新株予約権の数(個)	650 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 65,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後当社普通株式数 = 調整前当社普通株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = $\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使までの間、継続して当社又は当社の関連会社の取締役または使用人の地位にいることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。

- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

- (4) 本新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた本新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数（ただし、計算の結果1個未満の端数が生ずる場合は切り上げるものとする。）を超えて新株予約権を行使することができないものとする。

権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日まで：50%

権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日以降：100%

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合において残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に調整がなされた数とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

- (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- (8) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第12回新株予約権

決議年月日	2024年5月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 2 子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	600 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4について、「第11回新株予約権」の(注)1、2、4.に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使までの間、継続して当社又は当社の関連会社の取締役または使用人の地位にいることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

- (4) 本新株予約権者は、権利行使時点の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値が、本新株予約権の募集事項決定決議日における当社の普通株式の終値の1.3倍(ただし、計算の結果小数点以下の端数が生ずる場合には切り上げるものとする。)以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

- (5) 本新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた本新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数(ただし、計算の結果1個未満の端数が生ずる場合は切り上げるものとする。)を超えて新株予約権を行使することができないものとする。

権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日まで：50%

権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日以降：100%

第13回新株予約権

決議年月日	2025年8月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 1 子会社従業員 8
新株予約権の数(個)	2,950 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 295,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	770 (注)2
新株予約権の行使期間	2027年9月2日から2035年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 770 資本組入額 385
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は普通株式100株とする。ただし、割当日以降、当社が当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

ただし、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権に限り適用され、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は切り捨てる。また、割当日以降、当社が必要と認めた場合には、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

2. また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、以下の全ての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- A. 2027年12月期以降の事業年度において、当社の連結損益計算書における営業利益が6,300百万円を超過していること。
B. 割当日から行使期間満了日までの間に、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引終値が

2,000円（株式分割・併合がある場合は比率に応じて調整）を超過したこと。

- (2) 上記(1)の条件を満たした場合には、新株予約権者が行使時点で当社又は当社の関係会社の役員・従業員であることは要しない。ただし、割当日から2026年12月31日までに当該者が継続して役員・従業員でなかった場合や、解任・懲戒解雇等を受けた場合、又は当社取締役会が不適当と判断した場合には行使不可とする。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
- 当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為（当社の事前書面承諾がある場合を除く）
法令又は社内規程違反、又は信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合
新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合
- (5) 新株予約権の行使に係る行使価額（該当する新株予約権に係る付与決議の日において、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社とその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額3で除して計算した金額とする。）の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
- (6) 新株予約権者は、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当該行使に係る当社と金融商品取引業者又は金融機関（以下「金融商品取引業者等」という）との間であらかじめ締結される、当該株式の振替口座簿への記録、保管の委託又は管理及び処分に関する信託契約に従い、取得後直ちに、当社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記録を受け、又は当該金融商品取引業者等に対して保管の委託もしくは信託管理を行うものとする。ただし、当該当社株式が譲渡制限株式である場合には、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、当社と新株予約権者との間であらかじめ締結される管理に関する契約に従い、取得後直ちに当社によって管理される方法を選択できるものとする。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当社新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権を行使できる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記3.に記載の「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。新株予約権者が上記3.の行使条件を満たさなくなった場合、又は自ら放棄した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

資本準備金の増加額は、資本金等増加限度額から上記資本金の増加額を控除した額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第14回新株予約権

決議年月日	2025年8月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 2 子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	1,400 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 140,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	770 (注)2
新株予約権の行使期間	2027年9月2日から2035年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 770 資本組入額 385
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4について、上記の第13回新株予約権の注1、2、4に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、以下の全ての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

A. 2027年12月期以降の事業年度において、当社の連結損益計算書における営業利益が6,300百万円を超過していること。

B. 割当日から行使期間満了日までの間に、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引終値が2,000円(株式分割・併合がある場合は比率に応じて調整)を超過したこと。

(2) 上記(1)の条件を満たした場合には、新株予約権者が行使時点で当社又は当社の関係会社の役員・従業員であることは要しない。ただし、割当日から2026年12月31日までに当該者が継続して役員・従業員でなかった場合や、解任・懲戒解雇等を受けた場合、又は当社取締役会が不適当と判断した場合には行使不可とする。

(3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為(当社の事前書面承諾がある場合を除く)

法令又は社内規程違反、又は信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合

新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合

第15回新株予約権

決議年月日	2025年8月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 2
新株予約権の数(個)	1,300 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 130,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	770 (注)2
新株予約権の行使期間	2027年9月2日から2035年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 770 資本組入額 385
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4について、上記の第13回新株予約権の注1、2、4に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、以下の全ての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

2027年12月期以降の事業年度において、GROVE株式会社の連結損益計算書における売上高が8,000百万円を超過し、且つ営業利益が500百万円を超過していること。

(2) 上記(1)の条件を満たした場合には、新株予約権者が行使時点で当社又は当社の関係会社の役員・従業員であることは要しない。ただし、割当日から2026年12月31日までに当該者が継続して役員・従業員でなかった場合や、解任・懲戒解雇等を受けた場合、又は当社取締役会が不適当と判断した場合には行使不可とする。

(3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為(当社の事前書面承諾がある場合を除く)

法令又は社内規程違反、又は信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合

新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合

(5) 新株予約権の行使に係る行使価額(該当する新株予約権に係る付与決議の日において、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社とその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額とする。)の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。

(6) 新株予約権者は、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当該行使に係る当社と金融商品取引業者又は金融機関(以下「金融商品取引業者等」という)との間であらかじめ締結される、当該株式の振替口座簿への記録、保管の委託又は管理及び処分に関する信託契約に従い、取得後直ちに、当社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記録を受け、又は当該金融商品取引業者等に対して保管の委託もしくは信託管理を行うものとする。

ただし、当該当社株式が譲渡制限株式である場合には、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、当社と新株予約権者との間であらかじめ締結される管理に関する契約に従い、取得後直ちに当社によって管理される方法を選択できるものとする。

第16回新株予約権

決議年月日	2025年8月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	150 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	2027年9月2日から2035年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2026年2月28日)現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、4について、上記の第13回新株予約権の注1、2、4に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権者は、権利行使までの間、継続して当社又は当社の関係会社の取締役又は使用人の地位に在ることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為(当社の事前書面承諾がある場合を除く)

法令又は社内規程違反、又は信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合

新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合

- (4) 本新株予約権者は、権利行使時点の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値が、本新株予約権の募集事項決定決議日における当社の普通株式の終値の1.3倍(ただし、計算の結果小数点以下の端数が生ずる場合には切り上げるものとする。)以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (5) 本新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた本新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数(ただし、計算の結果1個未満の端数が生ずる場合は切り上げるものとする。)を超えて新株予約権を行使することができないものとする。
 - 権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日まで：50%
 - 権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日以降：100%

第17回新株予約権

決議年月日	2026年2月13日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	160 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	2026年5月1日から2036年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

提出日(2026年3月26日)現在における内容を記載しております。

(注)1、2、4について、上記の第13回新株予約権の注1、2、4に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権者は、権利行使までの間、継続して当社又は当社の関係会社の取締役又は使用人の地位にいることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為(当社の事前書面承諾がある場合を除く)

法令又は社内規程違反、又は信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合

新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年1月29日 (注)1	C種優先株式 622	普通株式 53,264 A種優先株式 10,516 A1種優先株式 375 B種優先株式 4,753 B0種優先株式 354 B1種優先株式 2,839 B2種優先株式 372 B3種優先株式 8,875 B4種優先株式 3,978 C種優先株式 622	103	152	103	152
2021年7月29日 (注)2	普通株式 32,684 A種優先株式 10,516 A1種優先株式 375 B種優先株式 4,753 B0種優先株式 354 B1種優先株式 2,839 B2種優先株式 372 B3種優先株式 8,875 B4種優先株式 3,978 C種優先株式 622	普通株式 85,948	-	152	-	152
2021年8月19日 (注)3	普通株式 51,482,852	普通株式 51,568,800	-	152	-	152
2022年7月15日 (注)4	普通株式 4,532,100	普通株式 56,100,900	2,005	2,158	2,005	2,158
2022年9月30日 (注)5	-	普通株式 56,100,900	2,058	100	2,058	4,216
2023年3月28日 (注)6	普通株式 885,300	普通株式 56,986,200	407	507	407	4,624
2023年5月1日 (注)7	普通株式 60,800	普通株式 57,047,000	27	535	27	4,652
2023年3月29日 日～ 2023年12月31日 (注)8	普通株式 1,276,400	普通株式 58,323,400	51	586	51	4,703
2024年1月1日 日～ 2024年12月31日 (注)8	普通株式 1,531,950	普通株式 59,855,350	92	678	92	4,795
2025年1月1日 日～ 2025年12月31日 (注)8	普通株式 1,154,600	普通株式 61,009,950	65	744	4,730	65

(注)1. 有償第三者割当 発行価格333,940円 資本組入額166,970円
 割当先 株式会社サニーサイドアップグループ、牛山 隆信、
 株式会社埼玉冠婚葬祭センター、株式会社ナノ・アソシエーション、
 エム・アイ・パートナーズ株式会社、伊波 匡彦
 株数 C種優先株式 622株

2. 当社は2021年7月26日付で、A種優先株主、A1種優先株主、B種優先株主、B0種優先株主、B1種優先株主、B2種優先株主、B3種優先株主、B4種優先株主、C種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株に対して普通株式1株を交付しております。また、その後2021年7月29日開催の取締役会決議により全ての優先株式を消却しております。
3. 2021年7月29日開催の取締役会決議により、2021年8月19日付で普通株1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は51,482,852株増加し、51,568,800株となっております。
4. 有償第三者割当 発行価格885円 資本組入額442.5円
割当先 JIC ベンチャー・グロース・ファンド 1号投資事業有限責任組合
JPインベストメント1号投資事業有限責任組合
日本グロースキャピタル投資法人
プロトベンチャーズ 2号投資事業有限責任組合
三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合
株数 普通株式 4,532,100株
5. 当社は2022年7月15日開催の取締役会において、2022年8月8日開催の当社臨時株主総会にて、資本金の額の減少（減資）について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。これにより、資本金2,158百万円のうち2,058百万円を減少し、減少後の資本金を100百万円といたしました。なお、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えております。資本金の額の減少の効力発生日は、2022年9月30日であり、資本金の減資割合は95.4%となっております。
6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,000円
引受価額 920円
資本組入額 460円
7. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 1,000円
引受価額 920円
資本組入額 460円
割当先 みずほ証券株式会社
8. 新株予約権の行使による増加であります。
9. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数32,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	7	24	39	63	32	4,641	4,806	-
所有株式数（単元）	0	66,486	16,658	34,640	154,249	6,321	331,665	610,019	8,050
所有株式数の割合（%）	0	10.90	2.73	5.68	25.29	1.04	54.37	100.00	-

（注）自己株式1,250,000株は、「個人その他」に12,500単元含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
十河宏輔	シンガポール	22,524,500	37.69
小堤音彦	シンガポール	5,742,300	9.61
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	5,037,000	8.43
日本グロースキャピタル投資法人	東京都港区浜松町二丁目3番8号WTC ANNEX 8階	2,923,100	4.89
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	2,463,100	4.12
JAFCO Asia Technology Fund VII Pte. Ltd.	10 COLLYER QUAY #05-07, OCEAN FINANCIAL CENTRE SINGAPORE 049 315	2,032,900	3.40
JPインベストメント1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	1,799,700	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号赤坂インターシティAIR	1,323,600	2.21
渡邊久憲	東京都港区	1,167,600	1.95
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	855,454	1.43
計	-	45,869,254	76.74

（注）1. 2025年9月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2025年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	4,844,700	7.96

2. 2026年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社並びにその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）、野村アセットマネジメント株式会社及び野村スパークス・インベストメント株式会社が2026年2月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の保有株式数に基づき記載しております。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
--------	----	------------	------------

野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	334,313	0.55
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	118,722	0.19
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	176,300	0.29
野村スパークス・インベストメント株式会社	東京都港区浜松町二丁目3番8号	3,767,400	6.17

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,250,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,751,900	597,519	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,050	-	-
発行済株式総数	61,009,950	-	-
総株主の議決権	-	597,519	-

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
AnyMind Group 株式会社	東京都港区六本木6-10-1 31F	1,250,000		1,250,000	2.05
計		1,250,000		1,250,000	2.05

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2025年2月14日及び2025年5月14日)での決議状況 (取得期間2025年4月1日～2025年9月30日)	1,250,000	1,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,250,000	747
残存決議株式の総数及び価額の総額	0	252
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.0	25.3
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	0.0	25.3

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)

引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	1,250,000		1,250,000	

3 【配当政策】

当社は創業以来、事業成長に向けた内部留保の確保を優先し、前期までは無配としておりましたが、株主の皆様への利益還元の充実および企業価値の向上を図るため、今期より初配当を実施いたします。今後は、積極的な成長投資を優先しつつも、安定的かつ継続的な配当の実施を目指してまいります。内部留保につきましては、中長期的な事業成長のための投資資金および財務基盤の強化に有効に活用してまいります。剰余金の配当につきましては、中間配当および期末配当の年2回の実施を基本方針としておりますが、現段階では事業拡大に伴う機動的な資金活用を考慮し、当面は期末配当のみの実施を予定しております。なお、配当の決定機関は、定款の定めに基づき取締役会としております。

これに基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当金1株当たり2円といたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年3月3日 取締役会決議	119	2

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は継続企業として企業価値を向上させ株主利益を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しています。特に、経営の効率性、健全性及び透明性を長期的に高めるため、経営環境の変化に柔軟に対応し適切な意思決定ができる組織体制を構築し、株主に対しての価値還元を最大化していくことを最重要視しております。

企業統治に関する事項

イ．企業統治の体制の概要

(a) 取締役会

当社の取締役会(監査等委員である取締役を除く)は、取締役会議長である代表取締役 十河 宏輔、取締役 大川 敬三、社外取締役 池内 省五の取締役3名で構成されております。毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議しており、取締役会は、会社の業務執行の決定、取締役(代表取締役を含む)の職務執行の監督、及び代表取締役の選任・解任を行う権限を有しております。

また、社外取締役の役割としては、経営者が策定した経営戦略・計画、その成果が妥当であったかを検証し、最終的には現経営者に経営を委ねることの是非に関するモニタリング機能を求めています。

(b) 監査等委員会

当社は、2024年3月29日の定時株主総会にて、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付け監査等委員会設置会社へ移行しています。当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役 村田 昌平、監査等委員である取締役 北澤 直、監査等委員である取締役 岡 知敬の3名で構成されており、このうち過半数の2名が社外取締役です。監査等委員会は監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行います。

監査等委員である取締役は、監査等委員会規程に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、業務及び財産の状況を調査することで、取締役の職務執行を監査・監督しております。また、毎月1回の定例の監査等委員会を開催し、監査に関する重要事項についての情報交換、協議並びに決議をするほか、必要に応じて臨時的監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査等委員である取締役相互の情報共有を図ることになっております。

また、監査等委員である取締役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査等委員である取締役は、重要な経営会議の出席や、当社グループ各社への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

(c) 経営会議

当社グループでは代表取締役、常勤取締役、その他経営陣(マネージングディレクター等)が出席する経営会議を開催しております。隔週開催される定時経営会議に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、当社グループの組織、運営、その他経営に関する重要な事項の審議を行い、意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。また必要に応じて、監査等委員である取締役から意見聴取を行っております。

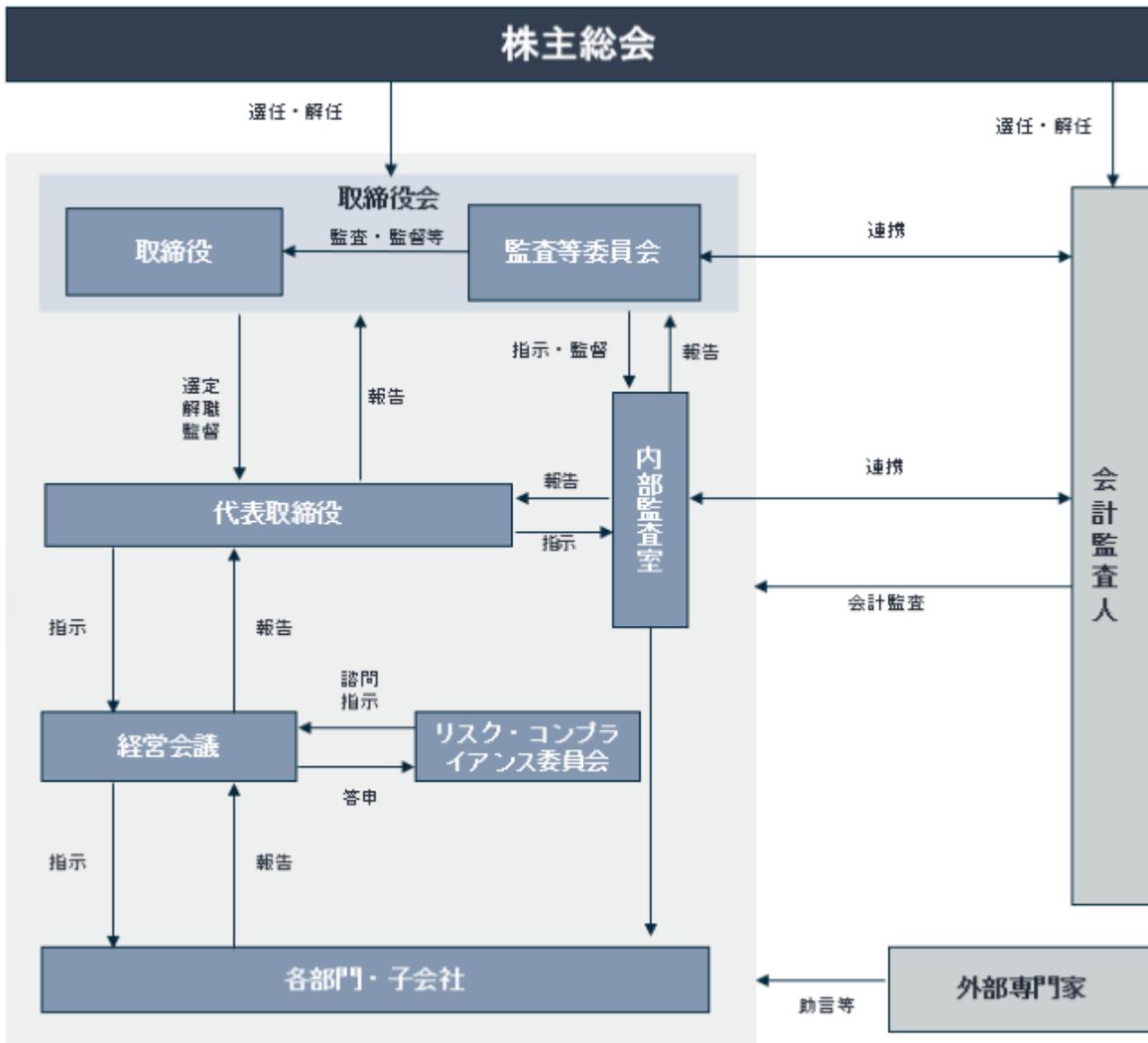
(d) 会計監査人

当社はPwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(e) 内部監査

当社は、内部監査室(うち、常勤専従担当者1名)を設置しています。内部監査室は、被監査部門から独立した立場で監査業務を実施し、監査等委員会に対して定期的に監査結果を報告します。監査等委員会は、内部監査室の報告を基に、取締役(代表取締役を含む)の職務執行の適正性を評価し、必要な改善提言を行います。

当社の執行及び監査に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。



ロ．当該体制を採用する理由

当社は、当社グループ全体に関わる経営の基本方針や戦略など、グループ経営上重要な事項に関する議論をより充実させるため、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めることを目的として、2024年3月29日の定時株主総会にて監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査等委員会設置会社へ移行しています。また、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役を選任し、コーポレート・ガバナンス強化のために様々な取り組みを推進しております。このような現行体制が当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を実現・確保するために実効性があり、適切で効率的な企業経営を行えるものと判断しております。

ハ．その他の企業統治に関する事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにつきましては、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、2021年2月12日の取締役会にて、内部統制システムの整備に関する基本方針を定める決議を行っております。当社グループの内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として、社会的な要請に応え、適法かつ健全な事業活動に努めるものとする。その実行のために、取締役会及び法務部は、企業倫理及び法令遵守の姿勢を社内に伝え、徹底するものとする。
- (2) 取締役会は、取締役会規程をはじめとする職務の執行に関する規程を定め、取締役及び使用人は、法令、定款及び社内諸規程を遵守し、業務を執行する。
- (3) 当社及び当社グループの事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
- (4) 組織的又は個人的な法令違反、不正行為、その他コンプライアンスに関する問題等の早期発見と是正を図るため、内部通報制度の整備、運用を行う。
- (5) 監査等委員は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (6) 内部監査担当部門は、当社及び当社グループの内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
- (7) 反社会的勢力対応規程及び対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等情報管理に係る規程に基づき、その保存媒体に応じた適切な保存・管理を行うこととし、取締役及び監査等委員である取締役は必要に応じて閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、コンプライアンス及び情報セキュリティ等にかかるリスクについて、財務経理部が主管部署となり、コンプライアンス規程の制定、社内研修の実施、必要に応じマニュアル等の作成、周知徹底を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における議論の質の向上及び迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つこととする。
- (2) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うこととする。
- (3) 取締役会は中期経営計画及び年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況について取締役会において定期的に報告、検証を行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社に対し必要に応じて関係資料等の提出を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が開催するリスク管理委員会を、経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるグループ全体の事業リスクを適切に認識・評価し、対応を協議するための機能も併せ持ったものとして運営する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、管理体制を構築させる。

(4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために、監査等委員会及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査を行う。

- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員の職務を補助する組織として内部監査室を設置しております。内部監査室に対する指揮命令権限は監査等委員会に専属させており、監査等委員よりその職務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。
7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他監査等委員への報告に関する体制
- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員に報告する。
- (2) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査等委員に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
9. 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社及び子会社の取締役及び使用人にその旨を伝え、徹底を図るものとする。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員の監査機能の向上のため、監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。
- (3) 監査等委員は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
- (4) 監査等委員から説明を求められた取締役及び使用人は、監査等委員に対して詳細な説明を行うこととする。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営上の意思決定、執行及び監督に係るガバナンス体制に加え、昨今のコンプライアンス上のリスク管理の重要性が高まっている状況を受け、コンプライアンスを含めたガバナンス体制・リスク管理体制の整備及び運用の強化に努めております。

具体的には、当社グループにおけるリスク管理規程に基づき、定期的にはリスク管理委員会を開催している他、経営会議が中心となり各部門及び各国間の情報共有を積極的に行っており、当社のリスクの早期発見と未然防止に努めると共に監査等委員及び法務部を窓口とする内部通報制度を制定しております。

また、組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを確保するために外部窓口（顧問弁護士）を設け匿名性を担保する運用フローを整備しております。重要、高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受ける体制を構築しております。

取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役1名と監査等委員である取締役3名との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。

二．取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

会社における地位	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役CEO	十河 宏輔	13回	13回(100%)
取締役CFO	大川 敬三	13回	13回(100%)
社外取締役	池内 省五	13回	13回(100%)
取締役(常勤監査等委員)	村田 昌平	13回	13回(100%)
社外取締役(監査等委員)	北澤 直	13回	13回(100%)
社外取締役(監査等委員)	岡 知敬	13回	13回(100%)

取締役会における具体的な検討内容は以下の通りです。

- ・ 法定審議事項
- ・ 経営戦略及びM&Aに関する事項
- ・ 経営計画・予算、決算、業績に関する事項
- ・ 人事戦略、組織に関する事項
- ・ 役員に対する報酬に関する事項
- ・ コンプライアンス、リスク管理、内部監査に関する報告

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	十河 宏輔	1987年4月7日	2010年4月 株式会社マイクロアド 入社 2011年4月 株式会社マイクロアドプラス 出向 2012年11月 MicroAd Vietnam JSC CEO就任 2013年6月 MicroAdSEA Pte. Ltd. COO就任 2014年2月 MicroAd Philippines Inc. CEO就任 2015年3月 MicroAd (Thailand) Co Ltd. CEO就任 2015年8月 PT MicroAd BLADE Indonesia 取締役就任 2015年9月 MicroAd Singapore Pte. Ltd. 取締役就任 2015年10月 株式会社マイクロアド 取締役就任 2015年12月 MicroAd Malaysia Sdn. Bhd. CEO就任 2016年4月 当社グループ創業(注6) AdAsia Holdings Limited CEO 就任 2020年3月 当社代表取締役CEO就任(現任)	(注)3	23,124,500 (注)8
取締役 CFO	大川 敬三	1983年4月1日	2006年4月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 入社 2012年8月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 入社 2018年2月 当社グループ入社、CFO就任(現任) 2020年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	60,000
取締役	池内 省五	1962年6月6日	1988年4月 株式会社リクルート (現株式会社リクルートホールディングス) 入社 2012年6月 同社 取締役就任 2019年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役就任(現任) 2020年4月 当社 社外取締役就任(現任) 2020年9月 JIC キャピタル株式会社 代表取締役就任(現任) 2025年1月 株式会社TableCheck 社外取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員 (常勤)	村田 昌平	1989年1月19日	2011年4月 有限責任あずさ監査法人入所 2014年9月 SCS Global Consulting(VIETNAM)Co., Ltd.入社 2015年8月 KPMG Limited (Vietnam)入社 2017年11月 当社グループ 入社 2019年12月 当社 常勤監査役就任 2019年12月 村田会計事務所参画(現任) 2024年3月 当社 取締役 監査等委員就任(現任)	(注)4	-
取締役 監査等委員	北澤 直	1975年9月25日	2002年10月 ポールヘイスティングス法律事務所入所 2008年5月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現三菱UFJモ ルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2014年8月 株式会社お金のデザイン取締役COO就任 2018年4月 Coinbase株式会社CEO就任 2020年3月 当社 社外監査役就任 2021年7月 株式会社Kyash 社外取締役就任(現任) 2024年3月 当社 取締役 監査等委員就任(現任)	(注)4	-
取締役 監査等委員	岡 知敬	1980年8月18日	2006年10月 弁護士登録 2006年10月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所(現アンダー ソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)入所 2013年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2016年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所(現アンダー ソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)パ ートナー就任(現任) 2021年11月 当社 社外監査役就任 2024年3月 当社 取締役 監査等委員就任(現任)	(注)4	-
計					23,184,500

(注)1. 取締役 池内省五氏は、社外取締役であります。

2. 北澤直氏、岡知敬氏は、監査等委員である社外取締役であります。

3. 2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社グループ創業とは沿革に記載の事業運営開始のことであり、法人設立は2015年12月であります。

6. 当社代表取締役の十河宏輔氏は当社グループのうち、AnyMind Group Pte. Ltd.、AnyMind Holdings Limited、GROVE株式会社、株式会社AnyUp、株式会社LYFT、AnyMind (Thailand) Limited、VGI AnyMind Technology Co., Ltd.、AnyMind Hong Kong Limited、AnyMind Group Pte. Ltd. Taiwan Branch、AnyMind Malaysia Sdn Bhd、AnyMind Philippines Inc.、AnyMind (Cambodia) Co., Ltd.、AdAsia Shanghai Limited、AnyMind Korea Co., Ltd.の取締役も兼任しております。

7. 当社取締役の大川敬三氏は当社グループのうち、AnyMind (Thailand) Limited、VGI AnyMind Technology Co., Ltd.、Acqua Media Limited、AnyMind Hong Kong Limited、Maiden Marketing (India) Pvt. Ltd.、AnyMind Commerce (Thailand) Limitedの取締役も兼任しております。

8. 同氏が支配するKSG Capital Pte. Ltd.を通じて同氏が実質保有する当社普通株式600,000株を加算していま

す。

社外役員の状況

(社外取締役の機能・役割、選任状況についての考え方)

本書提出日現在において、当社は社外取締役1名、監査等委員である社外取締役2名を選任しております。当社において、社外取締役及び監査等委員である社外取締役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準等を参考にして、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を社外役員に選任しております。

社外取締役 池内 省五氏は、上場企業における経営者としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待して選任しております。同氏は当社新株予約権を163個保有しておりますが、この関係以外に当社と同氏との間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 北澤 直氏は、弁護士としての資格を保有しており、また複数企業における経営者としての経験もあるため、その知識経験に基づき、議案審議等の適宜助言又は提言を頂けることを期待して選任しております。当社と同氏との間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 岡 知敬氏は、弁護士としての資格を保有しており、また国内外の資本市場における証券取引全般のほか、M&A、金融関連規制、企業法務一般等についても多岐にわたり経験もあるため、その知識経験に基づき、議案審議等の適宜助言又は提言を頂けることを期待して選任しております。当社と同氏との間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

(監査等委員による監督・監査と内部監査・会計監査との相互連携や内部監査人との関係)

監査等委員は、意思疎通を十分に図って連携し、内部監査室からの各種報告を受け、監査等委員会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。また、当社は、監査等委員からその職務を補助すべき使用人を置くことを要請された場合には、遅滞なく対応する体制を整備しております。また、監査等委員、内部監査人、会計監査人の三者は、独立して監査を行いますが、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社は、2024年3月29日の定時株主総会にて監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査等委員会設置会社へ移行しています。

以下においては、当事業年度の監査の状況について記載しています。

a 組織・人員

当社監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名と監査等委員である取締役2名で構成され、うち2名の監査等委員である取締役は社外取締役であります。当社監査等委員会は、法律若しくは財務・会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基軸に監査等委員である取締役を3名以上を選定することとしており、うち最低1名は財務・会計に関して相当程度の知見を有するものを含めることとしております。

現在、常勤監査等委員である取締役 村田 昌平氏を財務・会計に関して相当程度の知見を有する監査等委員である取締役として選任しており、同氏は監査等委員会議長を務めています。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、国内監査法人及び海外会計事務所にて勤務した後、2017年に当社グループに入社して財務・会計業務に携わり、2019年12月に現職に就任しました。

監査等委員である取締役 北澤 直氏及び監査等委員である取締役 岡 知敬氏の2名は、いずれも弁護士の資格を有しており、法律に関する高度な専門性を有しているほか、監査等委員である取締役 北澤 直氏については企業経営に関する高い見識を有しております。

各監査等委員である取締役の当事業年度に開催した監査等委員会及び取締役会への出席率は、次のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の出席率	
		監査等委員会（監査役会）	取締役会
常勤監査等委員	村田 昌平	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)
監査等委員	北澤 直	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)
監査等委員	岡 知敬	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)

b 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計13回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間半でした。年間を通じ、次のような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議17件：監査等委員である取締役監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人候補の選定、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査等委員会の監査報告書の決定等

報告26件：監査等委員である取締役月次活動状況報告及び社内決裁内容確認、監査等委員である取締役ホットライン通報報告、会計監査人の選任プロセス状況報告等

協議33件：取締役会の運営結果及び議事録の確認、監査等委員会インタビュー招待予定者の選定等

c 監査等委員である取締役の主な活動

監査等委員である取締役は、監査等委員会で定められた監査方針、監査計画に従い、取締役会への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。また、業務執行者から個別にヒアリングを行うとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計監査人及び内部監査担当者との間で適宜意見交換を行っております。また、常勤の監査等委員の活動として、重要な会議への出席及び意見陳述、各部署責任者との面談、子会社往査、実地棚卸の立会い等を行っております。

内部監査の状況

当社グループでは、取締役会の監督のもと、独立した立場で業務を遂行する内部監査室（うち常勤専従担当者1名）を配置し、内部監査規程及び年間監査計画に基づき、業務執行の適法性、効率性、内部統制の有効性を評価することを目的として、内部監査室が監査を実施します。監査の結果は監査等委員会に報告されるとともに、必要に応じて、取締役会及び代表取締役にも直接報告され、適確な改善措置を講じ、適宜フォローアップを実施します。

また、内部監査担当者は監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の課題について三者間で情報共有し、連携を強化しています。

会計監査の状況

当社は、会計監査人としてPwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査等委員会、財務経理部門及び内部監査担当者と連携し会計における適正性を確保しております。なお、当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、千代田義央氏及び岩本展枝氏であり会計監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他12名で構成されております。

a 継続監査期間

7年間

b 会計監査人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定にあたり、当社の業務内容に対応して効率的かつ効果的な監査業務を実施することができると一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査計画、具体的な監査実施要領及び監査費用が合理的かつ妥当であること、過去の監査実績等により総合的に判断しております。

PwC Japan有限責任監査法人は、上記選定方針を満たしており、かつ強力なグローバルネットワークを有していることから、海外子会社を多く抱える当社において、必要な適正と能力を保持した担当者によるグループ監査の実施が期待できることから、選定に至りました。

c 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、同会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性等を勘案し、会計監査人による会計監査の職務遂行状況を総合的に評価しております。

当連結会計年度においては、会計監査人から監査計画段階でのディスカッションにおいて、監査計画内容について説明を受けるとともに、各評価項目に対する説明を受け、適任であると判断しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	0	55	0
連結子会社	-	-	-	-
計	50	0	55	0

(注) 前連結会計年度の当社における非監査業務に基づく報酬の内容は、会計情報プラットフォームの利用料、コンフォートレター作成業務報酬です。

当連結会計年度の当社における非監査業務に基づく報酬の内容は、会計情報プラットフォームの利用料です。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	52	11	54	12
計	52	11	54	12

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務等であります。

c 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、会計監査人の監査計画の内容を聴取し、監査日数・監査時間・監査対象・監査実施範囲等の効率性及び見積りの相当性等を検証し、監査担当者の監査体制、前事業年度の報酬水準等も勘案し、監査人と協議の上、監査等委員会及び取締役会の同意を得て決定することとしております。

d 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、前期及び当期の会計監査の体制及び監査計画の内容、前期の会計監査の結果及び遂行状況の実績、当期の報酬見積額の算出根拠についての必要な情報を入手し、会計監査人の報告聴取を通じて検証を行った結果、会計監査人の報酬等について、その内容は合理的であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額の範囲内において、以下の方針に基づき、取締役会の決議または監査等委員会の協議により決定しております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2024年3月29日であり、決議の内容は取締役の年間報酬総額の上限を150百万円以内(決議時点の取締役の員数は3名)とするものであります。また、当社の監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2024年3月29日であり、その内容は監査等委員の年間報酬総額の上限を30百万円以内(決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名)とするものであります。

取締役及び監査等委員等である取締役の報酬額は、以下のとおり決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等

a)基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益との連動を踏まえた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としておりますが、現状は固定報酬としての基本報酬を支払うものとします。

b)基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員の給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

c)業績連動による変動の内容及び額または算定方法の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬については、今後適切な内容及び方法による導入を検討するものとします。

d)業績連動による変動額の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬については、今後適切な内容及び方法による導入を検討するものとします。

e)取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、社外役員による諮問を受けただうえで、上記方針に基づき、取締役会にて決議しております。

監査等委員である取締役の報酬等

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の経営状況、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議にて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締 役を除く)	12	12	-	-	-	2
監査等委員 (社外取締役を除く)	8	8	-	-	-	1
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	13	13	-	-	-	3

(注) 1. 上記のほか、連結子会社において、取締役3名が報酬50百万円の支給を受けております。

2. 当社は2024年3月29日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

(銘柄数及び貸借対照表計上額)

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合 計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の合計額(百万円)	
			含み損益	減損処理額
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第312条の規定により、IFRSに基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について連結財務諸表等に的確に反映する体制を構築するため、公益財団法人財務会計基準機構が公表する会計基準等に係る情報を適時に取得するとともに、監査法人等が主催するセミナーへ参加し情報収集に努めております。

4. IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備

当社は、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに準拠したグループ会計マニュアルを作成し、IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8,32	9,664	8,607
営業債権及びその他の債権	9,24,32	10,090	11,516
契約資産	24,32	3,018	3,675
棚卸資産	10	1,655	2,297
その他の金融資産	15,32,35	104	300
その他の流動資産	11	1,090	6,361
流動資産合計		25,624	32,758
非流動資産			
有形固定資産	12	728	1,025
使用権資産	14	2,326	4,607
のれん	7,13	2,863	3,834
無形資産	7,13	704	1,093
その他の金融資産	15,32	1,389	1,272
繰延税金資産	16	483	516
その他の非流動資産		43	35
非流動資産合計		8,538	12,385
資産合計		34,162	45,143
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	17,32	9,759	10,680
契約負債	24	741	1,300
借入金	18,20,32,35	1,509	3,507
リース負債	14,20	1,018	1,482
未払法人所得税	16	480	404
その他の金融負債	19,32	92	519
引当金	21	24	22
その他の流動負債	22	272	185
流動負債合計		13,899	18,103
非流動負債			
借入金	18,20,32	1,791	6,110
リース負債	14,20	1,296	3,220
その他の金融負債	19,32	138	-
引当金	21	172	371
繰延税金負債	16	148	250
非流動負債合計		3,547	9,954
負債合計		17,447	28,057
資本			
資本金	23	678	744
資本剰余金	23	11,696	6,679
利益剰余金	23	2,983	8,946
自己株式		-	747
その他の資本の構成要素	23	1,231	1,263
親会社の所有者に帰属する持分合計		16,590	16,886
非支配持分		124	199
資本合計		16,715	17,086
負債及び資本合計		34,162	45,143

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上収益	6,24	50,713	57,300
売上原価	26	31,957	35,368
売上総利益		18,756	21,932
販売費及び一般管理費	26	16,274	20,112
営業債権及びその他の債権の減損損失(純額)		8	79
その他の収益	25	90	57
その他の費用	27	5	0
営業利益		2,558	1,798
金融収益	28	95	65
金融費用	28	114	454
税引前利益		2,538	1,409
法人所得税費用	16	171	406
当期利益		2,367	1,002
当期利益の帰属			
親会社の所有者		2,335	927
非支配持分		32	75
当期利益		2,367	1,002
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益	30		
基本的1株当たり当期利益(円)		39.52	15.45
希薄化後1株当たり当期利益(円)		37.37	14.86

【連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期利益		2,367	1,002
その他の包括利益(税引後)			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定	29	5	18
項目合計		5	18
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	29	591	12
項目合計		591	12
その他の包括利益合計		596	5
当期包括利益		2,964	996
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		2,931	921
非支配持分		32	75
当期包括利益		2,964	996

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	注記	その他の資本の構成要素				
資本金		資本剰余金	利益剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2024年1月1日残高	586	11,661	648	-	65	495
当期利益	-	-	2,335	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	-	591
当期包括利益	-	-	2,335	-	-	591
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
新株予約権の行使	23	92	34	-	18	-
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	-	-	-	-
株式報酬費用	31	-	-	-	38	-
その他	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額等合計	92	34	-	-	19	-
2024年12月31日残高	678	11,696	2,983	-	85	1,087

	親会社の所有者に帰属する持分					
	注記	その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		その他	合計			
2024年1月1日残高		54	615	13,511	93	13,604
当期利益		-	-	2,335	32	2,367
その他の包括利益		5	596	596	-	596
当期包括利益		5	596	2,931	32	2,964
自己株式の取得		-	-	-	-	-
新株予約権の行使	23	-	18	108	-	108
資本剰余金から利益剰余金への振替		-	-	-	-	-
株式報酬費用	31	-	38	38	-	38
その他		-	-	-	0	0
所有者との取引額等合計		-	19	146	0	146
2024年12月31日残高		59	1,231	16,590	124	16,715

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	その他の資本の構成要素					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	新株予約 権	在外営業活動体の 換算差額
2025年1月1日残高		678	11,696	2,983	-	85	1,087
当期利益		-	-	927	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	-	-	12
当期包括利益		-	-	927	-	-	12
自己株式の取得		-	-	-	747	-	-
新株予約権の行使	23	65	19	-	-	11	-
資本剰余金から利益剰余金へ の振替		-	5,035	5,035	-	-	-
株式報酬費用	31	-	-	-	-	49	-
その他		-	-	-	-	-	-
所有者との取引額等合計		65	5,016	5,035	747	37	-
2025年12月31日残高		744	6,679	8,946	747	122	1,099

	親会社の所有者に帰属する持分					
	注記	その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
その他		合計				
2025年1月1日残高		59	1,231	16,590	124	16,715
当期利益		-	-	927	75	1,002
その他の包括利益		18	5	5	-	5
当期包括利益		18	5	921	75	996
自己株式の取得		-	-	747	-	747
新株予約権の行使	23	-	11	72	-	72
資本剰余金から利益剰余金へ の振替		-	-	-	-	-
株式報酬費用	31	-	49	49	-	49
その他		-	-	-	0	0
所有者との取引額等合計		-	37	625	0	626
2025年12月31日残高		40	1,263	16,886	199	17,086

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		2,538	1,409
減価償却費及び償却費	26	1,377	2,084
固定資産売却損益（は益）	27	5	28
金融収益	28	42	65
金融費用	28	114	365
営業債権及びその他の債権の増減額（は増加）	9	2,087	1,186
契約資産の増減額（は増加）	24	620	656
営業債務及びその他の債務の増減額（は減少）	17	2,102	526
契約負債の増減額（は減少）	24	228	531
棚卸資産の増減額（は増加）	10	773	642
その他の増減額		72	1,338
小計		2,771	999
利息の受取額		31	36
利息の支払額		97	199
法人所得税の支払額又は還付額（は支払）		304	568
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,399	268
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払戻による収入	8	5	-
有形固定資産の取得による支出	12	417	849
有形固定資産の売却による収入	12	9	156
無形資産の取得による支出	13	38	118
無形資産の売却による収入		-	21
資産除去債務の履行による支出	21	2	-
貸付けによる支出	32	-	220
投資有価証券の売却による収入	32	135	-
敷金及び保証金の差入による支出	32	717	91
敷金及び保証金の回収による収入	32	11	276
子会社株式の条件付取得対価の支払額	32	113	-
子会社株式取得のための前払金の支出	11	-	4,087
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	7	214	952
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,341	5,866
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額（は減少）	18	121	314
長期借入れによる収入	18	3,550	7,788
長期借入金の返済による支出	18	708	1,833
リース負債の返済による支出	14,20	940	1,187
自己株式の取得による支出		-	747
新株予約権の行使による収入		108	72
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,131	4,406
現金及び現金同等物に係る換算差額		208	133
現金及び現金同等物の増減額（は減少）		3,397	1,057
現金及び現金同等物の期首残高	8	6,266	9,664
現金及び現金同等物の期末残高	8	9,664	8,607

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

AnyMind Group株式会社（以下、当社）は日本の会社法に基づき日本で設立され、日本に所在する株式会社であります。登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト（<https://anymindgroup.com/ja/about/offices/>）で開示しております。当社の連結財務諸表は、2025年12月31日を期末日とし、当社及び当社の子会社（以下、当社グループ）により構成されております。当社グループの主な事業内容は、注記「6. セグメント情報（1）報告セグメントの概要」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2第1号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから同第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2026年3月26日に、代表取締役CEO十河宏輔及び取締役CFO大川敬三によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成されております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

後述の(4)連結の基礎に記載のとおり、2020年5月に実施した当社グループ内の組織再編の結果、当社が報告企業となっております。従って、当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てしております。

(4) 連結の基礎

当社は、2019年12月26日に当社グループの最終親会社であったAnyMind Group Limited(英領ケイマン諸島、以下「AHC」)の子会社として、グループ内の組織再編の一環として設立されました。AHCの2015年12月8日の設立時より、同社を最終親会社とする当社グループは、IFRSを適用し、同日を始期とする2016年12月期より同社を報告企業とするIFRSに基づく連結財務諸表を作成しております。AHCを最終親会社とする当社グループは、日本における当社グループの株式上場を企図し、2020年5月15日に当社及びAHCを含むグループ内の組織再編を実施しました。

本組織再編の結果、当社がAHCに代わって当社グループの最終親会社及び報告企業となっております。本組織再編は、当社グループ内の組織構造のみを変更したものであり、当社グループ全体としての経済的実質及び最終的な報告企業としての実質は、本組織再編の前後において何ら変更はありません。従って、本組織再編前のAHCを頂点とした当社グループの資産及び負債の再編前の帳簿価額を引き継ぎ、過去の期間を含め、当社グループの連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記を表示する会計処理を行っております。

この結果、当社グループの前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財務諸表は、現在の当社を最上位の報告企業とする企業グループが、IFRSを初度適用した2015年12月8日から継続しているとみなして作成しております。

3. 重要性がある会計方針

連結財務諸表の作成において当社グループが採用した重要性がある会計方針は以下のとおりであります。会計方針は、連結財務諸表に表示されているすべての期間において、IFRSの新設又は改訂に伴う影響を除き、首尾一貫して適用しております。

(1) 連結の基礎

当社は、ケイマン諸島籍の法人であるAnyMind Group Limited（以下、「AHC」という。）の完全子会社として、2019年12月26日に設立されました。当社の設立当時、AHCを最終親会社とする当該企業グループは、AHC設立時よりIFRSを適用し、同社を報告企業とするIFRSに基づく連結財務諸表を作成していました。その後、当社グループは、2020年5月15日にグループ組織再編成を実施した結果、当社が当該企業グループの最終親会社及び報告企業となり、IFRSに基づく連結財務諸表を作成しております。

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーによりそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、当社グループは投資先を支配していると判断し、子会社に含めております。通常、投資先企業の議決権の過半数を所有することで、投資先を支配することとなります。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失した日までの間、連結財務諸表に含めております。当社と子会社の期末日が異なる場合、当該子会社は連結財務諸表の作成目的で、別途当社グループの決算日と同日の財務諸表を作成しております。当社及び子会社は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。当社グループ内の債権債務残高、取引高並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社に対する持分の変動については、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理し、非支配持分の修正額と対価の公正価値との差額は、当社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益として認識しております。

子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別個に識別しております。子会社の損益及びその他の包括利益の各構成要素については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

(2) 企業結合

IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得法を用いて会計処理しております。企業結合において移転した対価は公正価値で測定しております。当該公正価値は当社グループが移転した資産、当社グループに発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び当社グループが発行した資本性金融商品の企業結合日における公正価値の合計額として計算しております。

取得関連コストは、企業結合を行うために取得企業において発生した費用であり、仲介者手数料、助言、法律、会計、評価など専門家に支払う費用又はコンサルティング費用、内部の買収部門の維持コストなどの一般管理費、負債性証券及び資本性証券の発行登録費用を含みます。取得関連コストは、負債性証券又は資本性証券の発行費用を除き、サービスの提供を受け、これらの費用が発生した期間において費用処理しております。

企業結合が発生した期末日までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、未完了の項目については暫定的な金額で報告しております。それらが判明していた場合には取得日に認識された金額に影響を与えたと考えられる、取得日に存在していた事実や状況に関して得た新しい情報を反映するために、暫定的な金額を測定期間（最長で1年間）の間に遡及的に修正しております。

取得日において識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で測定しております。

- ・ IAS第12号「法人所得税」に従って測定される繰延税金資産又は繰延税金負債
- ・ IAS第19号「従業員給付」に従って測定される従業員給付契約に関連する資産又は負債
- ・ IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定される被取得企業の株式報酬契約に関する負債

移転した企業結合の対価、被取得企業の非支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値との合計額が、識別可能な資産及び負債の公正価値の純額を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は認識した識別可能な純資産に対する非支配持分の割合で測定するかについて、個々の企業結合取引毎に選択しております。

支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の修正額と

支払対価又は受取対価の公正価値との差額を、資本剰余金に直接認識しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

共通支配下における企業結合取引、すなわち、全ての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的ではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。結合による対価が被結合企業の資産及び負債の帳簿価額と異なる場合は、資本剰余金で調整しております。

(3) 外貨換算

機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成しております。当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

これら取引の決済から生じる為替差額並びに外貨建貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は、純損益で認識しております。

在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については、その期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。但し、当該平均為替レートが取引日における為替レートの累積的影響の合理的な概算値としない場合には、取引日の為替レートで換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分及び支配又は重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えております。

(4) 金融商品

金融資産

金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった日に当初認識しております。また、通常方法により購入した金融資産については、取引日基準を適用しております。その他の金融資産は、契約条項の当事者となった日（取引日基準）に当初認識しております。当初認識時において、金融資産は償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、直接関連する取引コストを加算した金額で当初測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産として分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産について、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。また、認識の中止により生じた損益は、連結損益計算書において認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の要件をともに満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVTOCI）負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の双方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値で測定し、その変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVTOCI)資本性金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

(d) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産の減損の認識にあたって、期末日毎に対象となる金融資産又は金融資産グループに当初認識時点からの信用リスクが著しく増大したかどうかに基づき評価しております。当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方、当初認識時点から信用リスクの著しい増大があった場合には、残存期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。信用リスクが著しく増大しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しております。

当社グループの通常の取引より生じる営業債権及びその他の債権、契約資産については、残存期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額を現在価値として測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(e) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び経済価値を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

金融負債

金融負債は、取引日に当初認識し、当該金融負債の当初認識時点において、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

当初認識後、報告日において、公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しております。取得原価は、主として先入先出法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び棚卸資産の現在の場所と状態に至るまでに発生したすべての費用を含んでおります。正味実現可能価額は通常の事業過程における見積売価から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除して算定しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、将来の解体、除去及び設置場所の原状回復費用を含めております。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を控除して算出しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

・建物附属設備	2年～10年
・器具備品	2年～5年
・その他	2年～10年

なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日毎に見直しを行い、従前の見積りと異なる場合には、これを変更しております。なお、当該変更は、会計上の見積りの変更として会計処理しております。

(8) のれん及び無形資産

のれん

当初認識時におけるのれんの測定方法は、注記「3. 重要性がある会計方針(2)」に記載しております。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。のれんの償却は行わず、連結会計年度末日及び減損の兆候を識別した時に、減損テストを実施しております。減損損失の測定方法は「3. 重要性がある会計方針(10)」に記載しております。

無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合により取得した無形資産は、当初認識時ののれんとは区分して認識し、取得日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法により償却しております。耐用年数を確定できない無形資産は償却を行わず、耐用年数が明らかになるまで連結会計年度末日に減損テストを行っております。減損損失の測定方法は「3. 重要性がある会計方針(10)」に記載しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

・ソフトウェア	5年
・顧客関連資産	5年～10年
・その他	3年～10年

なお、減価償却方法及び見積耐用年数は、連結会計年度末日毎に見直しを行い、必要に応じて見積りを変更しております。

研究開発費

研究関連支出は、発生時に費用認識しております。開発関連支出は、IAS第38号「無形資産」における資産計上の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として認識しております。なお、研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

(9) リース

借手としてのリース

当社グループは、主として、不動産にかかるリースをしております。当社グループの不動産リースの一部の契約には延長オプション及び解約オプションが含まれております。延長オプション又は解約オプション後の期間は、リース期間が延長される又は解約されないことが合理的に確実な場合に限り、リース期間に含めております。

契約の開始時に、契約がリースであるか又は契約にリースが含まれているかについて、契約の実質に基づき判断しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該取引はリースとしております。

リースは、リース資産が当社グループによって利用可能となる時点で、使用权資産及び対応する負債として認識されます。各リース料の支払は、負債の返済分と財務費用に配分されます。財務費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり損益として費用処理しております。使用权資産は、資産の耐用年数及びリース期間のいずれか短い方の期間にわたり定額法で減価償却をしております。

リースから生じる資産及び負債は、現在価値で当初測定しております。リース負債は、以下のリース料の正味現在価値を含みます。

- ・固定リース料から受け取ったリース・インセンティブを控除した金額
- ・変動リース料のうち、指数又はレートに応じて決まる金額
- ・残価保証に基づいて借手が支払うと見込まれる金額
- ・購入オプションを借手が行使することが合理的に確実である場合の当該オプションの行使価格
- ・リースの解約に対するペナルティの支払額(リース期間が借手によるリース解約オプションの行使を反映している場合)

リース料は、リースの計算利率（当該利率が容易に算定できる場合）又は当社グループの追加借入利率を用いて割り引いております。

使用权資産は、以下で構成される取得原価で測定しております。

- ・リース負債の当初測定金額
- ・開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除した金額
- ・当初直接コスト
- ・原状回復費用

短期リース及び少額資産のリースに関連するリース料は、定額法に基づき、費用として認識されます。短期リースとは、リース期間が12ヶ月以内のリースです。少額資産は、例えば、少額の事務所備品などの資産で構成されず。

リース負債の金額や期間等の見直しは、契約内容の変更時に都度見直しを行っております。

リース負債が再測定された場合には、リース負債の再測定金額を使用権資産の修正として認識しております。

(10) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、連結会計年度末日毎に減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を連結会計年度末日及び減損の兆候を識別した時に見積もっております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスク等を反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位又は資金生成単位グループへの配分については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、事業セグメントの範囲内となっております。全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、当該資産は回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位又はグループに配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループ内におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて減額するように配分しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、連結会計年度末日毎に損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、回収可能価額を見直し、減損損失を戻入れます。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れます。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、貨幣の時間価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して資産除去債務を計上しております。

(12) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的又は推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(13) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金が受領されることについて合理的な保証が得られた時に認識しております。発生した費用に対する補助金は、費用の発生と同じ報告期間に収益として計上しております。

(14) 資本

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用（税効果考慮後）は資本剰余金から控除しております。

(15) 株式報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬としてストック・オプション制度を導入しており、役員、従業員及び社外協力者等に付与しております。株式報酬の付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり費用として認識し、同額をその他の資本の構成要素の増加として認識しております。付与されたストック・オプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズモデル、モンテカルロ・シミュレーション及び二項モデルを用いて算定しております。

(16) 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、主として、マーケティングプラットフォーム、パートナーグロースプラットフォーム及びD2C/ECプラットフォームの提供を行っております。

(a) マーケティングプラットフォーム

当社グループのマーケティングプラットフォームでは、インフルエンサーマーケティングの推進・管理を行うプラットフォームである「AnyTag」、デジタルマーケティング支援プラットフォームである「AnyDigital」を中心に顧客である広告主に対してサービス提供を行っております。

インフルエンサーマーケティングにおいて、当社グループは、広告主に対し、「AnyTag」の提供を通じて、マーケティング対象の商品・サービスやターゲットとするユーザーに適したインフルエンサーの調査・特定、市場調査、インフルエンサーとの交渉・マーケティング準備、マーケティングを実施する際のリアルタイムでのモニタリング・効果検証といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援をしております。

デジタルマーケティングにおいて、当社グループは、広告主に対し、「AnyDigital」の提供を通じて、当社グループが各国で直接連携するインターネットメディアでの広告媒体と親和性の高い様々な広告フォーマットでの出稿、また、当社グループが連携するゲーム事業者及びパブリッシャーの運営するゲームアプリ上での広告配信を通じて、各メディア及びアプリのユーザーに対して、効果的なターゲティングを行うことによる広告効果の最適化といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援を行っております。

インフルエンサーマーケティング、及びデジタルマーケティングにおける当社グループの履行義務は、顧客である広告主に対し、予め合意した期間にわたってマーケティング活動の包括的な支援サービスを提供することであり、従って、当社グループがサービスを提供するにつれて、広告主はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、売上収益を主としてサービスの提供期間にわたって認識しております。

(b) パートナーグロースプラットフォーム

パートナーグロースは、パブリッシャー・グロースとクリエイター・グロースで構成されております。

当社グループは、インターネットメディアやモバイルアプリを運営するメディア事業者などのパブリッシャーやクリエイターを中心とする当社パートナーに対して、データ分析、収益化支援、ユーザーエンゲージメント向上支援を行っており、また、アドネットワーク会社や動画配信サイト運営者に対して、広告掲載枠や動画コンテンツの提供等を行っております。

具体的にはパブリッシャー向けにはパブリッシャーグロースプラットフォーム「AnyManager」、クリエイター向けにはクリエイターグロースプラットフォーム「AnyCreator」を提供しております。

i) パブリッシャーグロース

当社グループのパブリッシャーグロースプラットフォーム「AnyManager」は、メディア事業者が運営するオンライン媒体について、収益一元管理・分析機能の提供、広告在庫枠の管理・運用、メディアパフォーマンスの最適化のための各種ソリューション提供といった包括的なサービスを提供しております。メディア事業者が運営するオンライン媒体上に、アドネットワーク会社が販売する広告を掲載することにより、アドネットワーク会社から広告収益を収受する仕組みになっており、メディア事業者のオンライン媒体上での広告の掲載は、a. 当社グループが所有するアドネットワークのアカウント、若しくはb. メディア事業者が所有するアドネットワークのアカウントを通じて行っております。

a. 当社グループが所有するアドネットワークのアカウントを通じた広告掲載に関しては、当社とメディア事業者及びアドネットワーク会社との間でそれぞれ合意した契約条件等において、当社が、アドネットワーク会社に対して、メディア事業者が運営するオンライン媒体上の広告掲載枠の管理を含む広告掲載枠の提供に対する主たる責任を有しております。また、広告掲載枠の販売価格の設定等につき、当社が一定の裁量権を有しております。当社グループの顧客はアドネットワーク会社であり、当該顧客に対する当社グループの履行義務は、当社グループとアドネットワーク会社との間で合意された各契約条件等に基づき、予め合意した期間にわたって、メディア事業者のオンライン媒体上の広告掲載枠をアドネットワーク会社に提供することであり、本人として取引を行っていると判断しております。当社グループが、顧客に対し予め合意した期間にわたって提供するメディア事業者のオンライン媒体上の広告掲載枠を、顧客が利用するにつれて便益を受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客から収受する広告収益を広告掲載枠の提供期間にわたって売上収益として認識しております。

b. メディア事業者が所有するアドネットワークのアカウントを通じた広告掲載に関しては、当社は、メディア事業者との間で合意された各契約条件等に基づき、メディア事業者に対し、メディアパフォーマンスの最適化のための各種ソリューション提供といった包括的なコンサルティングサービスを提供しております。従って、当社グループの顧客はメディア事業者であり、当該顧客に対する当社グループの履行義務は、予め合意した期間にわたってマーケティング活動の包括的な支援に関するサービスを提供することであり、従って、当社グループがサービスを提供するにつれて、メディア事業者はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、メディア事業者から収受する対価をサービスの提供期間にわたって売上収益として認識しております。

ii) クリエイターグロース

当社グループのクリエイターグロースプラットフォーム「AnyCreator」は、主にYouTubeやTikTok等の動画配信サイトにおいて、動画コンテンツの配信を含む、コンテンツを配信するクリエイターの活動やアカウント（YouTubeチャンネル等）のマネジメントを行っております。

動画配信サイトのチャンネル上、動画配信サイト運営者が販売する広告を掲載することにより、動画配信サイト運営者から広告収益を収受する仕組みになっており、動画配信サイトのチャンネルは、a. 当社グループが所有権を有するチャンネル、及びb. クリエイターが所有権を有するチャンネルから構成されます。

a. 当社グループが所有権を有するチャンネルについては、当社と動画配信サイト運営者及びクリエイターとの間で合意された各契約条件等において、当社グループが当該チャンネルで配信される動画コンテンツの所有権を有し、動画配信サイト運営者に対して、当社グループが、動画チャンネルの適切な運営管理を含む、適切な動画コンテンツを提供する主たる責任を有しております。当社グループの顧客は動画配信サイト運営者であり、当該顧

客に対する当社グループの履行義務は、当社グループと動画配信サイト運営者との間で合意された各契約条件等に基づき、動画配信サイト運営者に対して、動画チャンネル上で動画コンテンツを提供することであり、本人として取引を行っているとは判断していません。当社グループが、顧客に対し動画チャンネル上で動画コンテンツを提供するにつれて、顧客は便益を同時に受け取って消費することから、動画コンテンツの提供期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客から収受する広告収益を動画コンテンツの提供期間にわたって売上収益として認識していません。

b. クリエイターが所有権を有するチャンネルについては、当社グループと動画配信サイト運営者及びクリエイターとの間で合意された各契約条件等において、当該チャンネルで配信される動画コンテンツの所有権は、クリエイターが有しており、当社グループは、クリエイターの代理人として、動画チャンネル及び動画コンテンツの管理業務を行っております。当社グループの履行義務は、クリエイターの代理人として、当該管理業務を通じて、動画配信サイト運営者に対して、クリエイターが所有権を有する動画チャンネル上で動画コンテンツを提供することであり、代理人として取引を行っているとは判断していません。当社グループが、クリエイターの代理人として、顧客である動画配信サイト運営者に対し動画チャンネル上で動画コンテンツを提供するにつれて、顧客は便益を同時に受け取って消費することから、動画コンテンツの提供期間にわたり充足される履行義務であると判断し、当社グループがクリエイターの代理人として動画配信サイト運営者から収受する広告収益につき、クリエイターとの間で合意した当社に帰属する収益分配率を乗じた純額を、売上収益として認識していません。

上記の動画配信サイト運営者から広告収益を収受する取引の他に、広告主からの依頼に基づき、広告主の商品やサービスに関する動画を動画配信サイトのチャンネルで配信するといったタイアップ広告案件に関するサービスを行っております。

タイアップ広告案件に関するサービスには、広告主に対しマーケティング対象の商品・サービスやターゲットとするユーザーに適した当社グループのクリエイターの選定、交渉・マーケティング準備、マーケティングを実施する際のリアルタイムでのモニタリング・効果検証といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援が含まれます。タイアップ広告案件における当社グループの履行義務は、顧客である広告主に対し、予め合意した期間にわたってマーケティング活動の包括的な支援サービスを提供することであり、従って、当社グループがサービスを提供するにつれて、広告主はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、売上収益を主としてサービスの提供期間にわたって認識していません。

(c) D2C/ECプラットフォーム

当社グループは、EC及びD2C領域を中心にブランドの設計・企画から、製造支援、ECサイトの構築・運用、マーケティング、在庫管理物流支援に至るまでバリューチェーンの各段階でサービスを提供しております。新しくブランドを立ち上げたいクリエイター向けにはブランド企画からバリューチェーン全体をワンストップで支援しており、既にブランドを有している法人クライアントへはクライアントのニーズに合わせて、製造、ECサイト構築・運営、マーケティング、在庫管理・物流管理等の個別支援、越境コマースにおけるパートナーとしてD2C/ECプラットフォーム「AnyShop」「AnyX」「AnyChat」「AnyLogi」を通じて、包括的な支援サービス等をしております。また、クリエイターと協働し、当社グループが企画・デザイン・制作した商品の販売及び当社グループの自社D2Cブランドの商品の販売を行っており、これらをD2C/ECプラットフォームとして総称しております。

D2C/ECプラットフォーム「AnyShop」「AnyX」「AnyChat」「AnyLogi」を通じた、包括的な支援サービスの提供における顧客はクリエイターあるいは法人クライアントであります。当社グループの履行義務は、当該顧客に対し、予め合意した期間にわたって当該サービスを提供することであり、当社グループがサービスを提供するにつれて、顧客はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、売上収益を主としてサービスの提供期間にわたって認識していません。

また、当社グループが所有権を有する商品の販売に関しては、顧客は主に個人消費者であります。当該商品の販売について、商品の支配が顧客に移転した一時点において、当社の履行義務が充足したと判断し、売上収益を認識していません。

(d) その他

主に当社グループの顧客に対する、採用・採用プロセスを合理化する採用最適化プラットフォームの提供を通じて人事管理のサポートサービスの提供であります。当社グループの履行義務は、顧客に対し、予め合意した一定期間にわたってサービスを提供することであり、従って、当社グループがサービスを提供するにつれて、顧客はサービス

の便益を同時に受け取って消費することから、当社グループの履行義務は、サービスの提供期間に渡り充足されるものであると判断し、売上収益をサービスの提供期間にわたって認識しております。また、当社グループは、顧客に対する当該サービス提供に関して、本人として取引を行っております。

(e) 重要な金融要素

原則として、請求書が顧客に届いてから1年以内に支払いが行われるため、ファイナンスの要素はないと考えています。

(f) 契約残高

契約資産とは、当社グループが顧客に移転した財・サービスと引き換えに対価を得る権利をいいます。売掛金は、当社グループが対価を得る無条件の権利を有する場合に計上されます。対価を得る権利は、その対価の支払いが必要となる前に、時の経過のみが必要とされる場合には無条件となります。

当社グループが顧客に財又はサービスを移転する前に、顧客が対価を支払うか、又は当社グループが無条件に対価を得る権利を有している場合、当社グループは支払いが行われた時点、又は債権が計上された時点（いずれか早い時点）で契約負債を表示します。契約負債とは、当社グループが顧客から対価を受領した（または対価を支払うべきである）財貨またはサービスを顧客に移転する義務のことです。

(17) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は実効金利法により発生時に認識し、受取配当金は配当を受ける権利が確定した時点で認識しております。

金融費用は、主として借入金に対する支払利息、為替差損及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は実効金利法により発生時に認識しております。

(18) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益として認識しております。

その他の包括利益に認識される項目に関する当期税金及び繰延税金は、その他の包括利益として認識していません。

当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されたものです。

繰延税金

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識していません。

- ・企業結合以外の取引で、かつ、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異
- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が低い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、期末日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて、一時差異が解消される時点で適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、同一の納税事業体に課せられている場合又は純額ベースでの決済を行うことを意図している異なる納税事業体に対して、同一の税務当局によって課されている法人所得税に関連するものである場合には相殺していません。

(19) 1株当たり当期利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する純損益を、各連結会計年度中の自己株式を調整した普通株式の期中平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果のあるすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っております。見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した期間と将来の期間において認識されます。

連結財務諸表で認識した金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定は以下のとおりです。

- ・ 企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の公正価値の見積り
(注記「3. 重要性がある会計方針(2)」、注記「7. 企業結合」)
- ・ 金融資産の公正価値測定
(注記「3. 重要性がある会計方針(4)」、注記「32. 金融商品」)
- ・ 償却原価で測定する金融資産の減損に関する見積り
(注記「3. 重要性がある会計方針(4)」、注記「32. 金融商品」)
- ・ 非金融資産の減損損失の使用価値の測定に用いた重要な仮定
(注記「3. 重要性がある会計方針(10)」、注記「12. 有形固定資産」、注記「13. のれん及び無形資産」)
- ・ 引当金の認識及び測定における判断及び見積り
(注記「3. 重要性がある会計方針(11)」、注記「21. 引当金」)
- ・ 繰延税金資産の回収可能性の評価
(注記「3. 重要性がある会計方針(18)」、注記「16. 法人所得税」)
- ・ 株式報酬取引の公正価値の測定
(注記「3. 重要性がある会計方針(15)」、注記「31. 株式報酬」)
- ・ 普通株式の公正価値の評価
(注記「7. 企業結合」)

5. 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに新設又は改定が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当連結会計年度において当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりです。この基準書の当社グループによる適用時期及びこの基準書を適用することによる連結財務諸表への影響については検討中です。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	新設・改定の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	損益計算書における比較可能性の改善、経営者が定義した業績指標の透明性の向上、財務諸表における情報のより有用なグルーピング

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、法人顧客及び個人顧客に対して、ブランド構築、生産管理、メディア運営、EC構築・運営、マーケティング、物流管理等をワンストップで支援するプラットフォームを有機的に組み合わせ提供する、「インターネット関連事業」を行っており、同事業を単一の報告セグメントとしております。当社グループの単一の報告セグメントである「インターネット関連事業」において、主としてマーケティングプラットフォーム、パートナーグロスプラットフォーム及びD2C/ECプラットフォームの提供を行っており、各プラットフォームの内容は、注記「3. 重要性がある会計方針(16) 収益」に記載のとおりであります。

(2) 報告セグメントの情報

開示すべき報告セグメントが「インターネット関連事業」のみとなるため、記載を省略しております。

(3) 主要なサービスに関する情報

主要なプラットフォームごとの外部顧客への売上収益は、以下のとおりです。

一時点で認識される売上収益は、主としてD2C/ECプラットフォームにおける商品販売から構成されます。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
マーケティングプラットフォーム	21,069	24,831
パートナーグロースプラットフォーム	19,608	15,674
D2C/ECプラットフォーム	9,891	16,601
その他	144	193
合計	50,713	57,300

(4) 地域に関する情報

外部顧客からの売上収益及び非流動資産の地域別内訳は、以下のとおりです。売上収益は外部顧客に対してサービスを提供している連結子会社の所在地を基礎として分類しております。

外部顧客からの売上収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
日本	17,457	22,334
タイ	9,294	9,615
シンガポール	7,954	6,852
インドネシア	6,192	7,383
その他	9,813	11,114
合計	50,713	57,300

非流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
日本	3,102	6,069
シンガポール	2,200	1,716
タイ	438	927
その他	881	1,845
合計	6,622	10,559

(注) 上記非流動資産には、その他の金融資産、繰延税金資産及びその他の非流動資産は含んでおりません。

(5) 主要な顧客に関する情報

連結売上収益の主な顧客の売上収益は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
Google Ireland Limited	9,237	6,485
Shopee	1,475	3,924

7. 企業結合

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

Arche Digital Sdn. Bhd.の取得

(1) 企業結合の概要

被取得企業の概要

被取得企業の名称 Arche Digital Sdn. Bhd.
 被取得企業の事業の内容 EC支援サービスの提供

取得日

2024年5月29日

企業結合の主な理由

Arche Digital Sdn. Bhd.は、ECイネーブラー（IT、流通及びマーケティング機能を複合的に備えECバリューチェーン全体を支援する企業）として、マレーシア国内において法人向けにEC支援事業を展開しております。

本件子会社化により、当社のEC関連プロダクトとテクノロジー開発体制やグローバルネットワークと、Arche Digital Sdn. Bhd.のマレーシアにおけるECオペレーションチームやクライアントネットワークを相互に連携することで、マレーシア国内外におけるAnyMindグループのBPaaS機能を強化するためです。

被取得企業の支配獲得の方法及び取得した議決権資本持分の割合

現金を対価とする持分の取得により、当社がArche Digital Sdn. Bhd.の議決権の100.00%を取得しました。これにより、当社のArche Digital Sdn. Bhd.に対する議決権割合は100.00%となり、同社を連結子会社化しております。

取得関連費用

持分取得に係る業務委託費用等7百万円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 取得の対価及びその内訳

(単位：百万円)

項目	金額
現金及び現金同等物	235
合計	235

(注) 1. 連結キャッシュ・フロー計算書の「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」に含まれる金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	235
取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	21
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	214

(3) 支配獲得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん

(単位：百万円)

	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	21
営業債権及びその他の債権（注）1	14
棚卸資産	3
その他の流動資産	0
非流動資産	
有形固定資産	7
使用権資産	7
無形資産（注）2	47
繰延税金資産	2
その他の非流動資産	1
取得資産	107
流動負債	
営業債務及びその他の債務	50
借入金	6
リース負債	8
非流動負債	
借入金	15
繰延税金負債	11
引受負債	92
取得資産及び引受負債（純額）	15
のれん（注）3	220
取得対価合計額	235

(注) 1. 取得した債権

取得した営業債権及びその他の債権の公正価値14百万円について、契約上の営業債権総額は14百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローは0百万円であります。

2. 無形資産の内訳

主に顧客関連資産及び知的財産であります。

3. のれん

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、のれんは、全額税務上損金算入不能なものです。

(4) 企業結合による当社グループへの財務上の影響

被取得企業の売上収益及び当期利益

被取得企業の売上収益及び当期利益は、当社グループの連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

企業結合が期首に完了したと仮定した場合の、売上収益及び当期利益

企業結合が、当連結会計年度の期首である2024年1月1日に行われたと仮定した場合の当社グループの売上収益及び当期利益（プロフォーマ情報）は、以下の通りです。なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。

(単位：百万円)

項目	金額
売上収益	50,773
当期利益	2,362

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（AnyReach株式会社の取得）

(1) 企業結合の概要

被取得企業の概要

被取得企業の名称 AnyReach株式会社
被取得企業の事業の内容 eギフト機能を組み込み・提供できる「AnyGift」の開発・運営

取得日

2025年3月31日

企業結合の主な理由

AnyReach株式会社は、2021年に日本で創業し、主にeギフトサービス「AnyGift」の開発・提供を行っています。このサービスは、相手の住所を知らなくても、SMSやメールを通じてギフトを贈れる機能を自社ECサイトに簡単に導入できる点が評価され、リリースから3年弱で導入企業は700社を突破しています。日本のEC市場は、2027年には約2,570億米ドルまでは成長し、2024年（2,068億米ドル）比で24%ほど増加する見込みです。^{*1}これに伴い、eギフト市場の需要拡大も見込まれています。当社が支援するファッション、コスメ、食品といった業界のブランドと親和性が高く、日本国内にとどまらず海外市場も視野に入れたクロスセル展開を通じ、市場シェアの拡大を図ります。

^{*1}：eMarketer 「Worldwide Ecommerce Forecast Update, eMarker」（2024年7か月）

被取得企業の支配獲得の方法及び取得した議決権資本持分の割合

現金を対価とする持分の取得により、当社がAnyReach株式会社の議決権の100.00%を取得しました。これにより当社のAnyReach株式会社に対する議決権割合は100.00%となり、同社を連結子会社化しております。

取得関連費用

持分取得に係る業務委託費用等7百万円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 取得の対価及びその内訳

(単位：百万円)

項目	金額
現金及び現金同等物	480
合計	480

(注) 1. 連結キャッシュ・フロー計算書の「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」に含まれる金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	480
取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	158
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	322

(3) 支配獲得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん

(単位：百万円)

	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	158
営業債権及びその他の債権(注)1	47
非流動資産	
有形固定資産	0
無形資産(注)2	242
取得資産	448
流動負債	

営業債務及びその他の債務	190
借入金	226
非流動負債	
借入金	35
繰延税金負債	80
引受負債	533
取得資産及び引受負債（純額）	85
のれん（注）3	565
取得対価合計額	480

（注）1．取得した債権

取得した営業債権及びその他の債権の公正価値47百万円について、契約上の営業債権総額は51百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローは4百万円であります。

2．無形資産の内訳

主に顧客関連資産、ソフトウェア及びライセンスであります。

3．のれん

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、のれんは、全額税務上損金算入不能なものです。

(4) 企業結合による当社グループへの財務上の影響

被取得企業の売上収益及び当期利益

被取得企業の売上収益及び当期利益は、当社グループの連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

企業結合が期首に完了したと仮定した場合の、売上収益及び当期利益

企業結合が、当連結会計年度の期首である2025年1月1日に行われたと仮定した場合の当社グループの売上収益及び当期利益（プロフォーマ情報）は、以下の通りです。なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。

（単位：百万円）

項目	金額
売上収益	57,365
当期利益	885

（取得による企業結合：Vibula Group Joint Stock Company）

(1) 企業結合の概要

被取得企業の概要

被取得企業の名称	Vibula Group Joint Stock Company
被取得企業の事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルコマース、ライブコマース ・Eコマースストア管理 ・広告キャンペーンの企画・実施・分析・最適化
取得日	2025年8月29日

企業結合の主な理由

Vibula Group Joint Stock Company（以下「Vibula社」という。）は、2021年にベトナム・ホーチミン市で創業した、ソーシャルコマース支援に強みを持つ企業です。健康・美容、食品、日用品、ファッションなど幅広い業界に対し、ECストアの運用、キャンペーンやインフルエンサーマーケティング、ライブコマースといったブランド企業の支援を行っています。

ベトナムのEC市場は、2024年の220億米ドルから2030年には630億米ドルに拡大する見込みです。また、動画コマースにおけるインフルエンサーの成長率は2022～2024年で11%増加しており、東南アジア平均（9%）を上回る伸びを見せています。2024年における東南アジア全体のEC市場における動画コマースの構成比も20%に達しており、2022年の5%以下から急速に拡大しており、今後も同分野はさらなる拡大が見込まれます^{*1}。

当社ではこれまでに、インドネシアのPT Digital Distribusi Indonesia (DDI社) や、マレーシアのArche Digital社といったEC支援に特化した企業のM&Aを実施し、現地でのオペレーションと当社のテクノロジーを組み合わせたBPaaSモデルでの支援を進めてきました。今回のVibula社との連携により、ライブコマースを中心としたソーシャルコマース領域におけるオペレーションノウハウをさらに強化するとともに、AIライバーにより24時間365日のライブ配信が可能になる「AnyLive」の活用を拡大し、ソーシャルコマース支援のグローバル展開を加速させていきます。

*1：出所「e-Conomy SEA 2024」（Google, Temasek, Bain & Company）

被取得企業の支配獲得の方法及び取得した議決権資本持分の割合

現金を対価とする持分の取得により、当社がVibula社の議決権の80.00%を取得しました。これにより当社のVibula社に対する議決権割合は80.00%となり、同社を連結子会社化しております。また、20.00%の持分に関しては、非支配株主に対して売建プット・オプションを付与しており、企業結合日において、売建プット・オプションの償還金額の現在価値を金融負債として認識するとともに、売建プット・オプションの対象である非支配持分の認識を中止しております。

取得関連費用

持分取得に係る業務委託費用等7百万円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 取得の対価及びその内訳

(単位：百万円)

項目	金額
現金及び現金同等物（注）1	423
売建プット・オプション（注）2	140
合計	563

（注）1．上記の金額の内、126百万円は契約に基づき翌期以降に支払うこととなっているため
その他金融負債として計上しております。

2．売建プット・オプションは現時点で確定しておりません。

3．連結キャッシュ・フロー計算書の「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」に含まれる金額は以下の通りです。

(単位：百万円)

項目	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	295
取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	12
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	283

(3) 支配獲得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん

(単位：百万円)

	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	12
営業債権及びその他の債権	184
その他の流動資産	2
非流動資産	
有形固定資産	0
使用権資産	19
無形資産（注）1	156
取得資産	375
流動負債	
営業債務及びその他の債務	71
未払法人所得税	21
借入金	5
その他の金融負債	17
その他の流動負債	15
リース負債	20

非流動負債	
繰延税金負債	31
引受負債	182
取得資産及び引受負債（純額）	193
のれん（注）2	369
取得対価合計額	563

- （注）1．無形資産の内訳
主に顧客関連資産であります。
- 2．のれん
のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、のれんは、全額税務上損金算入不能なものです。

（4）企業結合による当社グループへの財務上の影響

被取得企業の売上収益及び当期利益

被取得企業の売上収益及び当期利益は、当社グループの連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

企業結合が期首に完了したと仮定した場合の、売上収益及び当期利益

企業結合が、当連結会計年度の期首である2025年1月1日に行われたと仮定した場合の当社グループの売上収益及び当期利益（プロフォーム情報）は、以下の通りです。なお、当該プロフォーム情報は監査証明を受けておりません。

（単位：百万円）

項目	金額
売上収益	57,554
当期利益	1,033

（取得による企業結合：NADESHIKO Beauty株式会社）

（1）企業結合の概要

被取得企業の概要

被取得企業の名称 NADESHIKO Beauty株式会社
被取得企業の事業の内容 バーチャルインフルエンサーのノウハウを活用した縦型ショート動画マーケティング事業

取得日

2025年10月15日

企業結合の主な理由

NADESHIKO Beauty株式会社は、バーチャルインフルエンサーや縦型ショート動画を駆使したSNSマーケティングにおいて国内トップクラスの実績を誇り、美容領域に特化した強みを持ちます。代表的なTikTokアカウント「モテコスメちゃん美容 (@mote_cosme)」は18.9万人超（2025年8月現在）のフォロワーを有し、高いエンゲージメントを獲得しています。

株式取得を通じて、当社は以下のような取り組みを推進し、SNSを起点とした購買導線の最適化と、ブランドおよびクリエイター支援体制の一層の高度化を図ります。

- ・ SNS×ECを一気通貫で支援する体制の強化（SNSマーケティング、販売、広告運用、CRM、在庫管理、物流までの最適化）
- ・ 当社完全子会社である GROVE 株式会社を展開するレーベル「seju」「MUNI」などのノウハウを生かした、美容領域に特化したバーチャルインフルエンサー支援の強化
- ・ 当社拠点やネットワークを活用した日本発のSNSアカウント・コンテンツの海外展開加速

被取得企業の支配獲得の方法及び取得した議決権資本持分の割合

現金を対価とする持分の取得により、当社がNADESHIKO Beauty株式会社の議決権の100.00%を取得し、同社を連結子会社化しております。

取得関連費用

持分取得に係る業務委託費用等6百万円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 取得の対価及びその内訳

当連結会計期間末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに公正価値の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(単位：百万円)

項目	金額
現金及び現金同等物	420
合計	420

(注) 1. 連結キャッシュ・フロー計算書の「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」に含まれる金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	420
取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	72
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	348

(3) 支配獲得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん

(単位：百万円)

	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	72
営業債権及びその他の債権	17
その他の流動資産	2
非流動資産	
無形資産(注)1	4
取得資産	97
流動負債	
営業債務及びその他の債務	15
未払法人所得税	12
その他の流動負債	5
引受負債	33
取得資産及び引受負債(純額)	63
のれん(注)3	356
取得対価合計額	420

(注) 1. 無形資産の内訳

主にソフトウェアであります。

2. のれん

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、のれんは、全額税務上損金算入不能なものです。

(4) 企業結合による当社グループへの財務上の影響

被取得企業の売上収益及び当期利益

被取得企業の売上収益及び当期利益は、当社グループの連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

企業結合が期首に完了したと仮定した場合の、売上収益及び当期利益

企業結合が、当連結会計年度の期首である2025年1月1日に行われたと仮定した場合の当社グループの売上収益及び当期利益(プロフォーム情報)は、以下の通りです。なお、当該プロフォーム情報は監査証明を受けておりません。

(単位：百万円)

項目	金額
売上収益	57,374
当期利益	1,029

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
手許現金	10	7
預入期間が3か月以内の銀行預金	9,653	8,599
合計	9,664	8,607

(注) 1. 連結財政状態計算書における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受取手形及び売掛金	10,265	11,735
損失評価引当金	175	219
合計	10,090	11,516

(注) 1. 営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

2. 連結財政状態計算書では、損失評価引当金控除後の金額で表示しております。

3. 損失評価引当金の増減は、注記「32. 金融商品」に記載しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
商品	1,655	2,297
合計	1,655	2,297

期中に費用に認識した棚卸資産の額、費用として認識された棚卸資産の評価減の金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
期中に費用に認識した棚卸資産の額	6,385	10,235
評価減の金額	183	276

(注) 1. 棚卸資産の評価減の金額は、連結損益計算書の「売上原価」に含まれております。

2. 負債の担保に供されている棚卸資産はありません。

11. その他の流動資産

その他の流動資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
子会社株式の取得に関連した前渡金	-	4,087
その他前渡金	510	951
未収消費税	339	657
未収還付法人税	59	75
未収還付源泉税	167	218
その他	13	371
合計	1,090	6,361

12.有形固定資産

有形固定資産の取得原価の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	建物附属設備	器具備品	その他	合計
前連結会計年度(2024年1月1日)期首	526	549	2	1,079
取得	243	174	3	421
企業結合	2	4	-	7
売却又は処分	10	16	-	27
為替換算差額	28	30	-	59
その他	0	0	-	0
前連結会計年度(2024年12月31日)残高	790	742	6	1,538
取得	336	382	1	720
企業結合	-	0	-	0
売却又は処分	243	25	-	268
為替換算差額	26	30	-	56
その他	-	-	-	-
当連結会計年度(2025年12月31日)残高	910	1,130	7	2,048

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	建物附属設備	器具備品	その他	合計
前連結会計年度(2024年1月1日)期首	276	282	2	562
減価償却費(注1)	105	123	0	228
売却又は処分	6	6	-	13
為替換算差額	14	19	-	33
その他	-	0	-	0
前連結会計年度(2024年12月31日)残高	389	418	2	810
減価償却費(注1)	155	154	0	311
売却又は処分	100	24	-	125
為替換算差額	12	15	-	27
その他	-	-	-	-
当連結会計年度(2025年12月31日)残高	456	563	3	1,023

有形固定資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	建物附属設備	器具備品	その他	合計
前連結会計年度(2024年1月1日)期首	249	267	-	516
前連結会計年度(2024年12月31日)残高	401	323	3	728
当連結会計年度(2025年12月31日)残高	453	567	4	1,025

(注) 1.有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれております。

2.所有権に対する制限、及び負債の担保として抵当権が設定された有形固定資産はありません。

3.有形固定資産の取得原価に含めた借入費用はありません。

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	
前連結会計年度(2024年1月1日)期首	2,495	113	1,565	2	1,680
取得	-	38	-	-	38
企業結合	220	0	38	8	47
売却又は処分	-	-	-	-	-
為替換算差額	147	12	101	0	114
前連結会計年度(2024年12月31日)残高	2,863	164	1,704	11	1,880
取得	-	123	-	145	268
企業結合	1,316	11	398	-	409
売却又は処分	-	6	-	0	7
為替換算差額	345	5	8	1	1
当連結会計年度(2025年12月31日)残高	3,834	266	2,111	155	2,553

のれん及び無形資産の償却累計額及び減損損失累計額の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	
前連結会計年度(2024年1月1日)期首	-	111	784	-	895
償却費(注1)	-	8	206	0	214
減損損失	-	-	-	-	-
売却又は処分	-	-	-	-	-
為替換算差額	-	12	53	-	65
前連結会計年度(2024年12月31日)残高	-	131	1,043	-	1,175
償却費(注1)	-	47	216	19	283
減損損失	-	-	-	-	-
売却又は処分	-	6	-	-	6
為替換算差額	-	0	7	0	6
当連結会計年度(2025年12月31日)残高	-	171	1,267	20	1,459

のれん及び無形資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	
前連結会計年度(2024年1月1日)期首	2,495	2	780	2	784
前連結会計年度(2024年12月31日)残高	2,863	32	661	10	704
当連結会計年度(2025年12月31日)残高	3,834	115	844	134	1,093

- (注) 1. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれております。
 2. 所有権に対する制限、及び負債の担保として抵当権が設定された無形資産はありません。
 3. 無形資産の取得原価に含めた借入費用はありません。
 4. 費用として認識した研究開発費は、注記「26. 売上原価、販売費及び一般管理費」に記載しております。

(2) 重要なのれん及び無形資産

当連結会計年度における重要なのれんとして、PT. Digital Distribusi Indonesia社、AnyReach株式会社、Maiden Marketing社、Vibula社及びENGAWA社の支配獲得に伴うのれんを認識しております。各々の当連結会計年度末残高は782百万円、565百万円、508百万円、394百万円及び363百万円であります。

重要な無形資産は、PT. Digital Distribusi Indonesia社及びAnyReach株式会社、Maiden Marketing及びVibula社の支配獲得時に取得した顧客関連資産であり、当連結会計年度末の合計残高は各々214百万円、209百万円、182百万円、167百万円であります。また、当該資産の残存耐用年数は各々4.7年、7.2年、2.1年及び5.6年であります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

(3) 資金生成単位又は資金生成単位グループへののれん及び顧客関連資産の配分額

企業結合で生じたのれん及び顧客関連資産は、以下のとおり、主要な資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

資金生成単位又は 資金生成単位グループ	(単位：百万円)					
	前連結会計年度 (2024年12月31日)			当連結会計年度 (2025年12月31日)		
	のれん	顧客関連 資産	その他	のれん	顧客関連 資産	その他
PT. Digital Distribusi Indonesia	784	260	-	782	214	-
AnyReach株式会社	-	-	-	565	209	-
Maiden Marketing Pte. Ltd.	509	267	-	508	182	-
Vibula Group Joint Stock Company	-	-	-	394	167	-
ENGAWA株式会社	363	-	-	363	-	-
その他	1,207	134	8	1,222	72	7

(4) のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、2024年12月末及び2025年12月末にそれぞれ減損テストを行っております。当社グループは、のれんの減損テストにおいて、各連結子会社を基礎に資金生成単位又は資金生成単位グループを決定し、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに対して、のれんを配分しております。

資金生成単位あるいは資金生成単位グループに配分した各のれんの減損テストにおける回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、経営者が承認した今後5年以内の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額及び事業計画を超える期間については継続価値を加味し、資金生成単位毎あるいは資金生成単位グループ毎の税引前割引率により現在価値に割引いて算出しております。

使用価値の算定に用いた事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれます。

継続価値の算定にあたって適用した成長率は、各資金生成単位又は資金生成単位グループに属する主たる売上収益計上国の長期の平均成長率を基礎として決定しております。

税引前割引率は、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループの類似企業を基に、市場利子率、資金生成単位あるいは資金生成単位グループの基礎とした各連結子会社の規模等を勘案して決定した税引前加重平均資本コストを用いております。

前連結会計年度末日及び当連結会計年度末日において、回収可能価額の算定に利用している重要な仮定は、以下のとおりです。以下の予測値は、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループを分析する際に使用しているものです。

資金生成単位又は 資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2024年12月31日)		当連結会計年度 (2025年12月31日)	
	継続価値の 算定に使用 した成長率	割引率 (税引前)	継続価値の 算定に使用 した成長率	割引率 (税引前)
PT. Digital Distribusi Indonesia	5.1%	17.5%	4.9%	17.2%
AnyReach株式会社	%	%	0.6%	11.1%
Maiden Marketing Pte. Ltd.	2.7%	16.9%	6.2%	24.4%
Vibula Group Joint Stock Company	%	%	4.0%	19.7%
ENGAWA株式会社	1.1%	11.1%	0.6%	15.5%
その他	1.1%~4.4%	11.8%~17.5%	0.6%~4.0%	10.4%~17.4%

(注) 1. 税引前割引率は、資金生成単位あるいは資金生成単位グループの基礎とした各連結子会社の経済的実態をより適切に表すように決定されています。

感応度分析

当社グループがのれんを配分した各資金生成単位及び資金生成単位グループにおいては、回収可能価額が帳簿価額を上回っており、減損テストに用いた重要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、当該資金生成単位及び資金生成単位グループにおいて、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。

14. リース

(1) 使用権資産

当社グループが借手となるリース情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
期首残高	677	2,326
取得	2,557	4,152
企業結合	7	24
減価償却費	926	1,466
処分	20	441
為替換算差額	38	36
その他	8	23
期末残高	2,326	4,607

(注) 1. 主にオフィスビルのリースをしています。

(2) リース負債

当社グループのリース負債の満期分析(契約上の割引前キャッシュ・フロー)は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
契約上の割引前キャッシュ・フロー		
1年以内	1,090	1,950
1年超2年以内	878	1,606
2年超3年以内	491	899
3年超4年以内	8	763
4年超5年以内	-	387
5年超	-	50
割引前リース負債の残高	2,468	5,657
リース負債の期末残高	2,315	4,702
流動負債	1,018	1,482
非流動負債	1,296	3,220
合計	2,315	4,702

(3) 純損益に認識された金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
リース負債に係る金利費用	61	118
短期リース及び少額資産に係るリース費用	65	119

(4) キャッシュ・フロー計算書で認識された金額

リース負債の返済による支出の合計額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
リース負債の返済による支出	940	1,187

(5) 延長オプション及び解約オプション

一部のリース契約には、当社グループが行使可能な延長オプション及び解約オプションが含まれているものがあり、事業の必要性に応じてそれらを行行使する可能性があります。当社グループは、延長オプション及び解約オプションを行行使することが合理的に確実かどうかをリース開始日に評価します。リース期間はリースの取引内容ごとに合理的に確実な契約期間を前提に決定されているため、その中には延長オプションを行行使することを見越しているものが含まれます。

リース期間を決定する際に、延長オプションを行行使する、又は解約オプションを行行使しない経済的インセンティブを創出するすべての事実及び状況を検討しており、この評価は当該評価に影響を与えるような事象または状況の重大な変化が発生した場合には見直しを行います。

主な延長オプション及び解約オプションは、以下のとおりです。

- ・オフィスの賃貸借契約 : 自動延長オプション

15. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
償却原価で測定する金融資産		
敷金及び保証金	1,479	1,304
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	14	14
その他	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
負債性金融資産	-	196
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
資本性金融資産	-	57
合計	1,493	1,573
流動資産	104	300
非流動資産	1,389	1,272
合計	1,493	1,573

(注) 1. 金融商品の公正価値等は、注記「32. 金融商品」に記載しております。

16. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の原因別の内訳及び増減内容

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳及び増減は、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	純損益 として認識	その他 (注1)	期末残高
繰延税金資産				
繰越欠損金	87	67	-	155
未払賞与	10	52	-	63
棚卸資産	6	53	-	59
引当金	-	47	-	47
その他	4	138	14	157
繰延税金資産合計	109	359	14	483
繰延税金負債				
無形資産	167	50	27	144
その他	-	4	-	4
繰延税金負債合計	167	46	27	148

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	純損益 として認識	その他 (注1)	期末残高
繰延税金資産				
繰越欠損金	155	76	-	78
未払賞与	63	2	-	65
棚卸資産	59	1	-	58
引当金	47	14	-	62
その他	157	94	0	251
繰延税金資産合計	483	33	0	516
繰延税金負債				
無形資産	144	8	113	250
その他	4	4	-	-
繰延税金負債合計	148	12	113	250

(注) 1. その他には、企業結合による子会社の取得によって認識された繰延税金資産・繰延税金負債及び在外営業活動体の換算差額等が含まれております。

(2) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異等

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
将来減算一時差異	7,934	10,165
税務上の繰越欠損金	1,187	1,101

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

繰越欠損金	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年目	154	75
2年目	55	65
3年目	117	177
4年目	327	187
5年目以降	432	499
失効期限の定めなし	98	95
合計	1,187	1,101

(3) 繰延税金負債を認識していない将来加算一時差異等

前連結会計年度及び当連結会計年度において、子会社投資に関する繰延税金負債を認識していない将来加算一時差異の合計金額はそれぞれ100百万円及び280百万円であります。

(4) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期税金		
当期	536	515
過年度	43	63
繰延税金	409	45
合計	171	406

(5) 法定実効税率と実際負担税率との調整

法定実効税率と実際負担税率との調整は、以下のとおりです。

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は前連結会計年度及び当連結会計年度において30.62%となっております。在外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
永久差異	2.56%	9.00%
未認識の繰延税金資産の増減	18.64%	2.92%
連結子会社との税率差異	8.65%	5.79%
無形資産の償却費	1.79%	2.79%
過年度法人税等	1.73%	4.47%
その他	0.81%	0.63%
実際負担税率	6.75%	28.85%

17. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
買掛金	7,707	8,545
未払金	855	1,128
未払費用	1,196	1,006
合計	9,759	10,680

(注) 1. 営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

18. 借入金

借入金の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)	平均利率	返済期限
短期借入金(注5)	460	782	1.34%	-
1年内返済予定の長期借入金	1,049	2,724	1.66%	-
長期借入金	1,791	6,110	1.66%	3年～5年
合計	3,301	9,617		
借入金(流動)	1,509	3,507		
借入金(非流動)	1,791	6,110		
合計	3,301	9,617		

(注) 1. 借入金は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

2. 債務不履行の借入金はありません。

3. 借入金の期日別残高については、注記「32. 金融商品」に記載しております。

4. 平均利率は、当連結会計年度末における利率及び残高より加重平均した利率で算定しております。

5. 短期借入金は当社の特殊当座貸越契約及び株式会社LYFTの特殊当座貸越契約によるものです。

19. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
(流動負債)		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
条件付対価	92	215
償却原価で測定する金融負債		
売建プットオプション	-	140
企業結合の対価に係る未払金		126
その他	-	37
合計	92	519
(非流動負債)		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
条件付対価	138	-
合計	138	-

20. 財務活動に係る負債の調整表

財務活動に係る負債の調整表は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	キャッ シュ・フ ローを伴う 変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				期末残高
			企業結合に よる変動	為替 換算差額	新規リース に伴う変動	その他	
借入金(流動)	316	138	6	-	-	1,049	1,509
借入金(非流動)	-	2,825	15	-	-	1,049	1,791
リース負債	645	940	8	36	2,565	-	2,314
合計	963	2,023	29	36	2,565	-	5,614

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	キャッ シュ・フ ローを伴う 変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				期末残高
			企業結合に よる変動	為替 換算差額	新規リース に伴う変動	その他	
借入金(流動)	1,509	314	11	-	-	1,673	3,507
借入金(非流動)	1,791	5,955	35	-	-	1,673	6,110
リース負債	2,314	1,187	32	34	3,509	-	4,702
合計	5,614	5,084	78	34	3,509	-	14,319

21. 引当金

引当金の内容及び増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

資産除去債務 (注1)	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
期首残高	173	196
期中増加額	20	326
利息費用	1	5
期中減少額(目的使用)	3	131
期中減少額(戻し入れ)	-	4
為替換算差額	4	1
期末残高	196	394
流動負債	24	22
非流動負債	172	371
合計	196	394

(注)1. 資産除去債務は、当社グループが使用するオフィスの賃貸借契約に対する原状回復義務に備えて、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。当該費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画などにより影響を受けます。

22. その他の流動負債

その他の流動負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
未払消費税	179	93
未払源泉税	91	92
その他	1	-
合計	272	185

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式数

授権株式数及び発行済株式数の増減は、以下のとおりです。

授権株式数

(単位：株)

	普通株式	合計
前連結会計年度(2024年1月1日)	200,000,000	200,000,000
期中増加	-	-
期中減少	-	-
前連結会計年度(2024年12月31日)	200,000,000	200,000,000
期中増加	-	-
期中減少	-	-
当連結会計年度(2025年12月31日)	200,000,000	200,000,000

発行済株式数

(単位：株)

	普通株式	合計
前連結会計年度(2024年1月1日)	58,323,400	58,323,400
期中増加		
新株の発行(注2)	1,531,950	1,531,950
期中減少	-	-
前連結会計年度(2024年12月31日)	59,855,350	59,855,350
期中増加		
新株の発行(注2)	1,154,600	1,154,600
期中減少	-	-
当連結会計年度(2025年12月31日)(注3)	61,009,950	61,009,950

(注) 1. 当社が発行する株式は、権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式となります。

2. 新株予約権の行使により、前連結会計年度においては発行済株式総数が1,531,950株、資本金が92百万円、資本剰余金が34百万円増加しております。当連結会計年度においては発行済株式総数が1,154,600株、資本金が65百万円、資本剰余金が19百万円増加しております。

3. 発行済株式数に含まれる自己株式数は2025年12月31日現在において1,250,000株です。

4. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数32,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。

(2) 各種剰余金の内容及び目的

資本剰余金

当社グループの資本剰余金は、当社の法定準備金である資本準備金を含んでおります。

会社法では、株式の発行に対しての払込みの2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本準備金に組み入れることが規定されております。また、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

利益剰余金

当社グループの利益剰余金は、当社の法定準備金である利益準備金を含んでおります。

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

その他の資本の構成要素

(a) 在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成した在外営業活動体の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の取得価額と公正価値の評価差額であります。

(c) 新株予約権

当社は、ストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づく新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、注記「31. 株式報酬」に記載しております。

(3) その他

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

24. 売上収益

(1) 収益の分解

注記「6. セグメント情報」に記載のとおりです。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首 (2024年1月1日)	前連結会計年度期末 (2024年12月31日)	当連結会計年度期末 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権			
受取手形及び売掛金	7,710	10,265	11,735
契約資産	2,239	3,018	3,675
契約負債(流動)	481	741	1,300

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に含まれておりません。

- 履行義務は概ね1年以内に充足されます。そのため、当社グループはIFRS第15号で認められている実務上の便法を適用し、これらの未充足の履行義務に配分した取引価格を開示しておりません。
- 前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額はそれぞれ481百万円、741百万円であります。また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。
- 前連結会計年度及び当連結会計年度の契約負債の残高に重要な変動はありません。
- 契約負債は、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

25. その他の収益

その他の収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
政府補助金収入(注1)	13	3
その他	76	54
合計	90	57

(注) 1. 主に地方自治体からの企業誘致助成金の収入によるものであります。

26. 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価、販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
サービス提供コスト(注1)	25,865	25,450
商品原価	6,091	9,917
売上原価	31,957	35,368
従業員給付費用	8,540	9,881
支払手数料	1,903	2,993
減価償却費及び償却費	1,377	2,084
業務委託費	1,433	1,734
販売促進費	1,220	1,206
その他(注2)	1,797	2,213
販売費及び一般管理費	16,274	20,112
合計	48,231	55,480

(注) 1. 広告枠購入費用、インフルエンサー・クリエイター・パブリッシャーへの支払い及び外注費の支払い等でありません。

- 費用として認識した研究開発費は、前連結会計年度は1百万円、当連結会計年度は20百万円であります。

27. その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
固定資産除却損	5	0
合計	5	0

28. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、以下のとおりです。

(1) 金融収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	29	36
金融資産売却益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 公正価値の評価益	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 為替差益	3	29
合計	61	-
	95	65

(2) 金融費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	37	80
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	15	9
リース負債	60	112
その他	1	5
為替差損	-	244
合計	114	454

29. その他の包括利益

その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付制度の再測定		
当期発生額	5	18
税効果調整前	5	18
税効果額	0	0
税効果調整後	5	18
項目合計	5	18
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	591	12
組替調整額	-	-
税効果調整前	591	12
税効果額	-	-
税効果調整後	591	12
項目合計	591	12
その他の包括利益合計	596	5

30. 1 株当たり当期利益

(1) 基本的 1 株当たり当期利益の算定上の基礎

基本的 1 株当たり当期利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益		
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,335	927
親会社の普通株主に帰属しない当期利益	-	-
基本的 1 株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益	2,335	927
普通株式の期中平均株式数 (株)	59,098,166	59,988,678
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	39.52	15.45

(2) 希薄化後 1 株当たり当期利益の算定上の基礎

希薄化後 1 株当たり当期利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
希薄化後の普通株主に帰属する当期利益		
基本的 1 株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益	2,335	927
当期利益調整額	-	-
希薄化後 1 株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益	2,335	927
普通株式の期中平均株式数 (株)	59,098,166	59,988,678
希薄化効果:ストック・オプション (株)	3,389,080	2,396,986
希薄化効果の調整後 (株)	62,487,246	62,385,664
希薄化後 1 株当たり当期利益 (円)	37.37	14.86

31. 株式報酬

1. ストック・オプション制度

当社は、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは当社の株主総会・取締役会において承認された内容に基づき、当社及び子会社の役員、従業員及び外部専門家に対して付与しております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であり、一部有償で発行しております。

(1) ストック・オプション制度の内容

全般的な契約条件については、以下のとおりであります。

	付与日	付与数(株) (注)1	行使価額 (円)	行使期間	権利確定条件
旧第1回(注9)	2016年8月31日	1,750,800	81	(注)2	(注)6
旧第2回(注9)	2016年8月31日	648,000	81	(注)2	(注)6
旧第3回(注9)	2017年10月31日	1,188,000	81	(注)2	(注)6
旧第4回(注9)	2017年10月31日	169,200	81	(注)4	(注)8
旧第5回(注9)	2018年1月31日	852,000	81	(注)4	(注)8
旧第5回(注9)	2018年1月31日	458,400	81	(注)2	(注)6
旧第6回(注9)	2018年8月31日	256,200	81	(注)2	(注)6
旧第7回(注9)	2019年4月30日	111,000	81	(注)2	(注)6
旧第8回(注9)	2019年4月30日	23,400	81	(注)4	(注)8
旧第9回(注9)	2019年6月28日	46,800	81	(注)4	(注)8
第1-1回	2020年8月31日	1,289,400	81	(注)2	(注)6
第2-1回	2020年8月31日	900,600	81	(注)3	(注)6
第3回	2020年8月31日	146,400	81	(注)4	(注)6
第4回	2020年8月31日	27,600	81	(注)4	(注)7
第5回(注10)	2020年8月31日	1,923,000	81	(注)5	(注)8
第1-2回	2020年12月30日	76,200	81	(注)2	(注)6
第2-2回	2020年12月30日	170,400	81	(注)3	(注)6
第6回	2021年7月15日	393,600	1	(注)2	(注)6
第7回	2021年7月31日	13,200	195	(注)11	(注)6
第8回	2022年10月6日	167,400	885	(注)12	(注)13
第9回	2022年10月6日	206,400	885	(注)12	(注)13
第10回	2022年10月6日	84,000	885	(注)12	(注)13
第11回	2024年6月6日	90,000	1	(注)14	(注)15
第12回	2024年6月6日	97,500	1	(注)14	(注)16
第13回	2025年9月1日	310,000	770	(注)17	(注)18
第14回	2025年9月1日	140,000	770	(注)17	(注)18
第15回	2025年9月1日	130,000	770	(注)17	(注)19
第16回	2025年9月1日	15,000	1	(注)17	(注)16

(注)1. 付与数は株式数に換算しております。なお、2021年7月29日開催の取締役会決議により、2021年8月19日付で普通株式1株について600株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割の影響を反映しております。

2. 株式を上場した日から上場後4年間を経過した日まで(取締役会の決議により短縮又は延長可能)としております。

3. 2022年12月29日から上場後4年間を経過した日まで(取締役会の決議により10年まで延長可能)としております。

4. 2022年9月30日から上場後4年間を経過した日まで(取締役会の決議により短縮又は延長可能)としております。

5. 2021年12月1日から2028年11月30日まで(取締役会の決議により短縮又は延長可能)としております。

6. 権利行使日に於いて当社グループの役員または従業員の地位に有ること及び株式を上場した日から一定期間経過していることを要します。

7. 株式を上場した日から一定期間経過することを要します。

8. 株式を上場した日から一定期間経過することないし一定の事業年度に所定の業績要件を満たすことを要します。

9. 旧最終親会社AnyMind Group Limited.が発行していた新株予約権については、2020年8月31日に当社が新たに発行した新株予約権に併せて条件を変更のうえ、当社が再発行しております。条件変更後の契約条件等に基づき、当社が再発行したストック・オプションの公正価値を再測定した結果、再測定後の公正価値総額が、従前の公正価値総額を下回っているため、従前の公正価値総額をもとに株式報酬費用を計上しております。なお、上表の付与数、行使価額、行使期限及び権利確定条件は、条件変更後の内容を記載しております。

10. 有償発行(2021年8月19日付の株式分割前における1株当たりの払込金額132円)であり、払込金額総額0百万円を新株予約権として計上しております。
11. 2023年7月15日から上場後4年間を経過した日まで(取締役会の決議により短縮又は延長可能)としております。
12. 2024年10月7日から2032年9月21日までとしております。
13. 株式を上場すること、一定の期間において当社グループの役員または従業員の地位に有ること及び一定の事業年度に所定の業績要件を満たすことを要します。
14. 2026年7月1日から2031年6月30日までとしております。
15. 一定の期間において当社グループの役員または従業員の地位に有ることを要します。
16. 一定の期間において当社グループの役員または従業員の地位に有ること及び一定の事業年度に所定の株価要件を満たすことを要します。
17. 2027年9月2日から2035年8月13日までとしております。
18. 一定の期間において当社グループの役員または従業員の地位に有ること、一定の事業年度に所定の業績要件を満たすこと、及び所定の株価要件を満たすことを要します。
19. 一定の期間において当社グループの役員または従業員の地位に有ること及び一定の事業年度に所定の業績要件を満たすことを要します。

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

期中に付与されたストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は、以下のとおりです。ストック・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	5,351,650	137	3,886,450	164
付与	187,500	1	595,000	751
行使	1,531,950	71	1,154,600	79
失効	120,750	50	46,000	265
満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	3,886,450	164	3,280,850	298
期末行使可能残高	2,489,950	80	2,575,850	211
行使価格範囲	1円～885円		1円～885円	

- (注) 1. 加重平均残存契約期間は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ3.6年及び4.3年です。
 2. 期中に権利が行使されたストック・オプションに係る権利行使日時点の加重平均株価は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,058円及び815円です。

(3) ストック・オプションの価格決定

前連結会計年度及び当連結会計年度に付与されたストック・オプションの評価の前提条件は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)			
	第11回		第12回	
付与日の加重平均公正価値	1,047円		929円	
付与日の1株当たり株式価値	1,048円		1,048円	
行使価額	1円		1円	
予想ボラティリティ(注) 1	55.43%		55.43%	
予想残存期間(注) 2	7.0年		7.0年	
予想配当率(注) 3	0.00%		0.00%	
リスクフリーレート(注) 4	0.66%		0.66%	
使用したオプション価格算定モデル	(注) 6		(注) 6	
	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)			
	第13回	第14回	第15回	第16回
付与日の加重平均公正価値	1円	1円	1円	764円
付与日の1株当たり株式価値	766円	766円	766円	766円
行使価額	770円	770円	770円	1円
予想ボラティリティ(注) 1	60.96%	60.96%	60.96%	(注) 5
予想残存期間(注) 2	9.9年	9.9年	9.9年	(注) 5
予想配当率(注) 3	0.26%	0.26%	0.26%	0.26%
リスクフリーレート(注) 4	1.63%	1.63%	1.63%	(注) 5
使用したオプション価格算定モデル	(注) 7	(注) 7	(注) 7	(注) 6

- (注) 1. 前連結会計年度に付与した第11回及び第12回については、当社が前連結会計年度末において上場後2年に満たないため当社と類似の上場企業のボラティリティの単純平均をもとに見積っております。
2. 第11回、第12回、第16回については新株予約権の権利が行使されると予想される日までを予想残存期間としており、第13回、第14回、第15回については権利行使期間の末日までを予想残存期間としております。
3. 予想配当は、直近事業年度の配当実績によっております。
4. リスクフリーレートは、予想残存期間に対応する年数の国債の流通利回りを使用しております。
5. ベスティングを考慮し、予想ボラティリティは59.01%もしくは60.96%を使用し、予想残存期間は2.0年もしくは3.0年としており、また、リスクフリーレートは0.87%もしくは0.96%を使用しております。
6. オプション価格算定モデルとして二項モデルを使用しております。
7. オプション価格算定モデルとしてモンテカルロ・シミュレーションを使用しております。

(4) 株式報酬費用

株式報酬費用は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に前連結会計年度は38百万円、当連結会計年度は49百万円をそれぞれ計上しております。

32. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、グローバル規模での持続的成長を続け、企業価値を最大化するために健全な財務体質を構築・維持することを資本管理の基本方針としております。

企業価値の最大化を目指すために、借入金を含めた外部資金の導入も行っており、資本を管理する上で、借入金と現金及び現金同等物、並びに親会社の所有者に帰属する持分のバランスを中心に管理しております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
現金及び現金同等物	9,664	8,607
有利子負債(注1)	5,617	14,321
資本合計	16,715	17,086

(注)1. 有利子負債は借入金とリース負債の合計であります。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、金融商品による下記のリスクに晒されております。

-信用リスク

-流動性リスク

-市場リスク

当注記において、上記の各リスクについての当社グループのエクスポージャー、当社グループの目的、方針、リスクを測定及び管理するための手続き、並びに当社グループの資本管理に関する情報を記載しております。なお、定量的開示は、当社グループの連結財務諸表全体を通して開示しております。

信用リスク

信用リスクは、金融商品に係る顧客又は取引先がその契約上の義務を履行できない場合に当社グループに財務損失が発生するリスクであります。信用リスクは、主に当社グループの顧客からの債権及び投資から生じております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における信用リスクによる当社グループに発生し得る財務上の損失の最大値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
	帳簿価額	帳簿価額
現金及び現金同等物(注1)	9,664	8,607
定期預金(注1)	14	14
営業債権及びその他の債権(注2)	10,090	11,516
契約資産(注2)	3,018	3,675
敷金及び保証金(注1)(注3)	1,479	1,304
公正価値で測定する金融資産(金融商品 FVTPL)(注1)	0	196
公正価値で測定する金融資産(金融商品 FVTOCI)(注1)	0	57
合計	24,267	25,371

(注)1. 2024年度末及び2025年度末において、これらの資産のうち期日超過のものはありません。

2. 当社グループは、多数の取引先に対して債権を有しております。これらの債権について、取引先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。また取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高の管理を行うことで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。これらの信用管理実務から入手される取引先等の取引状況、財務状況や経済状況を勘案し、予想信用損失の認識や測定を行っております。営業債権及びその他の債権、契約資産に係る予想信用損失の金額は、単純化したアプローチに基づき、債権等を相手先の信用リスク特性に応じて区分し、その区分に応じて算定した過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しております。いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみな

しております。債務不履行に該当した場合、信用減損しているものと判断しております。なお、営業債権及びその他の債権、契約資産は、その多くがGoogle LLCとそのグループ会社に対するものでありますが、その信用力は高く信用リスクへの影響は軽微であります。連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

3. 主要な金額は、当社グループのオフィスの賃貸借契約に関して支払われた敷金及び保証金であります。

(a) 信用リスク・エクスポージャー

営業債権及びその他の債権、契約資産に対する損失評価引当金の算定は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2024年12月31日)					
	延滞なし	6ヶ月以内の 期日経過	6ヶ月超の 期日経過	12ヶ月超の 期日経過	合計
予想損失率	0.10%	2.68%	16.49%	61.33%	1.32%
営業債権及びその他の債権	8,029	1,937	157	140	10,265
契約資産	3,018	-	-	-	3,018
損失評価引当金	10	51	26	86	175
合計	11,036	1,886	131	54	13,108

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2025年12月31日)					
	延滞なし	6ヶ月以内の 期日経過	6ヶ月超の 期日経過	12ヶ月超の 期日経過	合計
予想損失率	0.20%	2.80%	38.85%	22.30%	1.42%
営業債権及びその他の債権	8,224	3,084	88	334	11,732
契約資産	3,675	-	-	-	3,675
損失評価引当金	24	86	34	74	219
合計	11,875	2,998	53	259	15,188

(b) 損失評価引当金の増減

当社グループは、予想信用損失に対してIFRS第9号に規定される単純化したアプローチを採用しており、すべての営業債権及びその他の債権、契約資産について、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定しております。

営業債権及びその他の債権、契約資産に係る損失評価引当金の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	210	175
期中増加額(繰入)	0	79
期中減少額(戻入)	8	0
期中減少額(目的使用)	11	3
為替換算差額	15	31
期末残高	175	219

(c) 営業債権及びその他の債権、契約資産の帳簿価額の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	9,948	13,284
新規発生及び認識の中止	3,345	2,126
直接償却	11	3
期末残高	13,284	15,407

流動性リスク

(a) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、事業活動を支える資金調達に際して、金融機関からの借入を利用しております。営業債務と合わせ、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、適切な現金及び預金等の残高を維持するとともに、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関との間の随時利用可能な信用枠の設定、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすること等によりリスク管理を行っております。

(b) 流動性リスクに関する定量的情報

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における残存する期日に基づく金融負債の残高は以下のとおりであります。下記の金額には、金融負債に係る支払が予定されている利息見積額を含んでおります。

前連結会計年度(2024年12月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
非デリバティブ金融負債						
営業債務及びその他の債務	9,759	9,759	9,759	-	-	-
借入金(流動)	1,509	1,509	1,509	-	-	-
借入金(非流動)	1,791	1,791	-	1,049	491	250
その他の金融負債(流動)	92	94	94	-	-	-
その他の金融負債(非流動)	138	149	-	149	-	-
合計	13,289	13,304	11,363	1,199	491	250

当連結会計年度(2025年12月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
非デリバティブ金融負債						
営業債務及びその他の債務	10,680	10,680	10,680	-	-	-
借入金(流動)	3,507	3,507	3,507	-	-	-
借入金(非流動)	6,110	6,110	-	2,428	1,866	1,816
その他の金融負債(流動)	519	537	537	-	-	-
その他の金融負債(非流動)	-	-	-	-	-	-
合計	20,818	20,836	14,725	2,428	1,866	1,816

市場リスク

(a) 為替リスクの管理

当社グループは、国際的に事業を展開しているため、様々な通貨で取引を行っており、外貨建ての営業活動に関連する為替の変動リスクに晒されており、当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、為替相場の継続的なモニタリング等により管理を行っております。

() 為替感応度分析

前連結会計年度及び当連結会計年度において、機能通貨が米ドルに対して10%増価した場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

但し、計算に使用した通貨以外の通貨は変動しない及びその他の変動要因は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

機能通貨	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
シンガポールドル	386	282
日本円	241	489
インドネシアルピア	103	157
タイバーツ	82	132
香港ドル	92	108

(注) 1. 為替影響の主な要因は米ドルの取引であるため、機能通貨に対して米ドルのみの影響を記載しております。

2. 各機能通貨が10%減価した場合は、上記の表と同額で反対の影響があります。

(b) 金利リスク

当社グループは、金融機関から借入を行っており、当該金利での借入に係る利息金額は、市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されており、

当該リスクに関しては、金利相場の継続的なモニタリング等により等によりリスク管理を行っております。また、当社グループにおける金利変動リスクに対するエクスポージャーは限定的であり、金利変動に対する影響は軽微であるため、感応度分析の開示は省略しております。

(c) 市場価格リスク

当社グループは、主に負債性金融商品から生じる市場価格の変動リスクに晒されており、

当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況や公正価値を把握し、保有状況を定期的に見直すこと等によりリスク管理を行っております。なお、負債性金融商品は少額であり、当該リスクが当社グループのその他の包括利益へ与える影響は重要ではないと考えているため、市場価格変動に係る感応度分析の開示は省略しております。

(3) 金融商品の分類

当社グループの金融資産及び金融負債の分類毎の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)		当連結会計年度 (2025年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
償却原価で測定する金融資産				
営業債権及びその他の債権	10,090	-	11,516	-
その他の金融資産(流動)				
敷金及び保証金	90	-	89	-
定期預金	13	-	14	-
その他の金融資産(非流動)				
定期預金	0	-	-	-
敷金及び保証金	1,388	-	1,214	-
その他	0	-	0	-
合計	11,584		12,834	
公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産(流動)				
資本性金融資産	-	-	57	57
負債性金融資産	-	-	196	196
合計	-		254	
その他の金融資産(流動)	104		300	
その他の金融資産(非流動)	1,389		1,272	

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)		当連結会計年度 (2025年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融負債				
償却原価で測定する金融負債				
営業債務及びその他の債務	9,759	-	10,680	-
借入金(流動)	1,509	-	3,507	-
その他の金融負債(流動)	-	-	302	-
借入金(非流動)	1,791	-	6,110	-
合計	13,061		20,601	
公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債(流動)	92	92	215	215
その他の金融負債(非流動)	138	138	0	0
合計	230		215	

(注) 1. IFRS第16号「リース」が適用されるリース負債は「14. リース」で記載しているため含めておりません。

(4) 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間期首時点で発生したもものとして認識しております。

また、非経常的に公正価値で測定している金融資産及び金融負債はありません。

公正価値ヒエラルキー別の公正価値測定

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定する資産及び負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度（2024年12月31日）	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
負債性金融資産	-	-	-	-
合計	-	-	-	-
金融負債				
その他の金融負債	-	-	230	230
合計	-	-	230	230

(単位：百万円)

当連結会計年度（2025年12月31日）	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
資本性金融資産	-	-	57	57
負債性金融資産	-	196	-	196
合計	-	196	57	254
金融負債				
その他の金融負債	-	-	215	215
合計	-	-	215	215

公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

(a) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(b) その他の金融資産、その他の金融負債

投資事業有限責任組合への出資及び債券等で活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、割引将来キャッシュ・フロー等の適切な評価技法又は取引先金融機関から提示された価格を参照して算定しております。公正価値で測定する金融資産又は金融負債であるデリバティブは該当ありません。

変動金利による借入金については、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。

企業結合による条件付対価は、適切な評価技法を用いて将来の支払額について、その発生確率を加味した現在価値により公正価値を算定しております。

上記以外のその他の金融資産、その他の金融負債については、短期間で決済されるもの等、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(c) 評価プロセス

レベル3に分類した金融商品について、当社の担当者は、外部の評価専門家の助言を得ながら公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて公正価値を測定しています。その評価に当たっては、当該金融商品のリスクに応じた割引率などのインプット情報を考慮しております。実施した金融商品の公正価値の測定結果は、外部専門家の評価結果を含めて部門管理者によりレビューされ、最高財務責任者が承認しています。

レベル3に分類した金融商品の評価技法及び重要な観察可能でないインプットは以下のとおりです。

	評価技法	観察可能でないインプット	観察可能でないインプットの範囲	
			2024年12月31日	2025年12月31日
資本性金融資産	ディスカウントキャッシュ・フロー法	割引率 (注) 1	-	11.54%
その他の金融負債 (条件付対価)	ディスカウントキャッシュ・フロー法	割引率 (注) 1	6.00%	6.20%

(注) 1 . その他の金融負債(条件付対価)の公正価値は、割引率が上昇(低下)した場合は減少(増加)します。

(d) レベル3に区分した金融商品の調整表

公正価値ヒエラルキーレベル3に区分した経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

金融資産	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
	その他包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	その他包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産
期首残高	-	-
取得	-	54
支払	-	-
評価替(純損益)	-	3
為替換算差額	-	-
-期末残高	-	57

(単位：百万円)

金融負債	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
	純損益を通じて 公正価値で測定する金融負債	純損益を通じて 公正価値で測定する金融負債
期首残高	299	230

取得	-	-
支払	113	-
評価替（純損益）（注）1	15	14
為替換算差額	29	0
期末残高	230	215

（注）1．評価替（純損益）に認識した利得又は損失は、連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しております。

(e) 感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

33. 関連当事者取引

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当ありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
該当ありません。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

各連結会計年度の主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
報酬及び賞与	66	62
株式に基づく報酬	-	-
合計	66	62

34. 主要な子会社

(1) 主要な子会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有)割合(%)	
				2024年 12月31日	2025年 12月31日
(連結子会社) AnyMind Group Pte. Ltd.	シンガポール 共和国	40百万米ドル 1シンガポールドル	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0	100.0
AnyMind (Thailand) Limited	タイ王国 バンコク都	12百万タイバーツ	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
AnyMind Japan株式会社	東京都 港区	9百万円	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0	100.0
株式会社フォーエム	東京都 港区	10百万円	パートナーグロース事業	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
GROVE株式会社	東京都 港区	9百万円	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0	100.0
PT. Digital Distribusi Indonesia	インドネシア共 和国	10,001百万インド ネシアルピア	D2C/EC事業	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 議決権の所有(又は被所有)割合欄の()内は、間接所有割合の内数です。

(2) 重要な非支配持分がある子会社の要約財務情報等

該当ございません。

35. コミットメント及び偶発事象

(1) 当座貸越契約及びコミットメント契約

当社及び一部の連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため複数の金融機関と当座貸越契約及びコミットメント契約を締結しております。当座貸越契約及びコミットメントラインに係る総額と借入実行残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越限度額及び貸出コミットメントラインの総額	2,300	3,300
借入実行残高	460	780
差引額	1,840	2,520

担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 保証債務

当連結会計年度において、関係会社以外の金融機関等からの借入債務に対し保証を行っております。

株式会社サン・スマイル 1,920 百万円

(注) 「36. 後発事象」に記載の通り、当社の連結子会社であるAnyMind Japan株式会社を通じて、2026年1月1日に株式会社サン・スマイルの発行するすべての株式を取得し子会社化しております。

(3) 偶発事象

該当事項はありません。

36. 後発事象

(取得による企業結合)

当社は、2025年12月18日開催の取締役会において、以下のとおり当社の連結子会社であるAnyMind Japan株式会社を通じて、株式会社サン・スマイル(以下、「サン・スマイル社」という。)の発行するすべての株式を取得、子会社化することについて決議し、締結された契約に基づき2026年1月1日にすべての株式を取得しております。

1. 企業結合の概要

被取得企業の概要(取得日現在の状況)

(1) 名称	株式会社サン・スマイル
(2) 事業の概要	化粧品及び美容雑貨領域におけるブランド流通、自社ブランドの企画・販売
(3) 資本金	183百万円

企業結合を行う主な理由

当社は2016年にシンガポールで創業し、アジア15カ国・地域でブランド企業に対し、EC・マーケティング・流通を一体で支援するBPaaS(Business Process as a Service)モデルを展開してきました。日本市場を含むアジア各国において、ソーシャルメディア^{*1}を通じた情報接触や購買行動の変化を背景に、当社はソーシャルメディアマーケティング^{*2}及びソーシャルコマース^{*3}を軸とした事業展開を進めています。

特に美容・パーソナルケア領域においては、SNSを起点とした情報接触やコンテンツ視聴を通じて購買意欲が高まり、ECでの購買を経て、実店舗での販売へと波及していく消費者行動が定着してきています。2025年夏以降、日本市場で本格展開が進むTikTok Shopなどを中心に、視聴から購入までをオンライン上で完結できるソーシャルコマースの拡大により、ブランドの認知形成から購買に至るプロセスにおいて、デジタルチャネルの果たす役割は一層高まっています。

今回のサン・スマイル社のグループ加入により、当社はソーシャルメディアマーケティング及びEC支援に加え、オフライン流通までを含めたブランド支援体制を構築します。これにより、両社がそれぞれ有する顧客基盤を相互に活用し、サン・スマイル社の支援ブランドに対してはマーケティング及びEC支援を、当社の既存顧客に対してはオフライン流通を含めた展開支援を提供するなど、相互のクロスセル機会を拡大します。さらに、SNS・ECで創出された需要を実店舗での販売につなぐまでを、一貫して支援できる体制を整えます。

また、オンラインとオフラインを分断せず一体として設計・活用する「OMO(Online Merges withOffline)モデル」^{*4}の観点でも、オンライン(SNS・EC)で蓄積されるデータと、サン・スマイル社が有するオフライン流通に関するデータや知見の統合により、販売チャネルを横断した需要創出とブランド成長の最適化に取り組めます。

当社は、AIネイティブなオペレーション基盤とデータ分析・活用の仕組みを中核に、商品企画からマーケティング、販売、流通までを横断的に進化させ、ソーシャル、EC、オフライン流通が有機的に連動する次世代のブランド支援インフラの構築を進めていきます。

^{*1}: ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、動画共有サイトなど、利用者自身が情報を発信・共有し、双方向のコミュニケーションを通じて形成されるメディア

^{*2}: ソーシャルメディアを活用し、認知拡大、ブランド構築、顧客との関係強化などを目的として行われるマーケティング活動の総称

^{*3}: ソーシャルメディア上での投稿、レビュー、ライブ配信などの交流を通じて、商品の発見から購買までを一体的・シームレスにつなげる販売手法

^{*4}: 実店舗とECサイト、アプリ、SNSなど、あらゆるチャネルで取得される顧客データを統合し、オンラインとオフラインを横断した一貫性ある顧客体験を提供する手法

企業結合日

2026年1月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

取得する議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	4,087百万円
取得原価		4,087百万円

3. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等（概算額）は12百万円です。

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れられる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	25,846	57,300
税金等調整前中間 (当期)利益 (百万円)	305	1,409
親会社の所有者に 帰属する中間(当 期)利益 (百万円)	159	927
基本的1株当たり中 間(当期)利益 (円)	2.65	15.45

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,759	1,826
関係会社未収入金	28	292
その他	40	44
流動資産合計	2,829	2,162
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社貸付金	5,780	7,600
貸倒引当金	5,610	5,110
関係会社株式	2,966	2,966
投資その他の資産合計	3,136	5,456
固定資産合計	3,136	5,456
資産合計	5,965	7,619

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	20	19
関係会社未払金	106	82
短期借入金	240	540
1年内返済予定の長期借入金	966	1,703
その他	1	0
流動負債合計	1,335	2,346
固定負債		
長期借入金	1,666	2,617
固定負債合計	1,666	2,617
負債合計	3,001	4,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	678	744
資本剰余金		
資本準備金	4,795	65
その他資本剰余金	2,432	2,192
資本剰余金合計	7,228	2,257
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,035	293
利益剰余金合計	5,035	293
自己株式	-	747
株主資本合計	2,871	2,548
新株予約権	92	106
純資産合計	2,963	2,655
負債純資産合計	5,965	7,619

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	-	-
売上原価	-	-
売上総利益	-	-
販売費及び一般管理費	1, 2 599	1, 2 354
営業損失()	599	354
営業外収益		
受取利息	130	82
関係会社受取手数料	-	147
その他	0	-
営業外収益合計	130	230
営業外費用		
支払利息	31	60
為替差損	10	3
自己株式取得費用	-	17
営業外費用合計	42	81
経常損失()	510	205
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	3 483	3 500
特別利益合計	483	500
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	4 1,750	4 -
特別損失合計	1,750	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,777	294
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等合計	1	1
当期純損失()	1,778	293

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	586	4,703	2,432	7,135
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	-
新株予約権の行使	92	92	-	92
自己株式の取得	-	-	-	-
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	-	-
当期純利益又は当期純損失()	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	92	92	-	92
当期末残高	678	4,795	2,432	7,228

	株主資本				
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		繰越利益剰余金			
当期首残高	-	3,257	3,257	-	4,465
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	-
新株予約権の行使	-	-	-	-	184
自己株式の取得	-	-	-	-	-
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期純損失()	-	1,778	1,778	-	1,778
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	1,778	1,778	-	1,593
当期末残高	-	5,035	5,035	-	2,871

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	126	4,591
当期変動額		
新株の発行	-	-
新株予約権の行使	76	108
自己株式の取得	-	-
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-
当期純利益又は当期純損失()	-	1,778
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	42	42

当期変動額合計	33	1,627
当期末残高	92	2,963

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	678	4,795	2,432	7,228
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	-
新株予約権の行使	65	65	-	65
自己株式の取得	-	-	-	-
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	4,795	240	5,035
当期純利益又は当期純損失()	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	65	4,730	240	4,970
当期末残高	744	65	2,192	2,258

	株主資本				
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		繰越利益剰余金			
当期首残高	-	5,035	5,035	-	2,871
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	-
新株予約権の行使	-	-	-	-	131
自己株式の取得	-	-	-	747	747
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	5,035	5,035	-	-
当期純利益又は当期純損失()	-	293	293	-	293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	5,329	5,329	747	322
当期末残高	-	293	293	747	2,548

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	92	2,963
当期変動額		
新株の発行	-	-
新株予約権の行使	40	90
自己株式の取得	-	747
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-
当期純利益又は当期純損失()	-	293
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54
当期変動額合計	14	308

当期末残高	106	2,655
-------	-----	-------

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

端数の処理

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式の評価

(1) 貸借対照表に計上した関係会社株式の額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	2,966	2,966

(注) 主にMaiden Marketing Pte. Ltd.に係る株式1,165百万円及びAnyMind Group Pte. Ltd.に係る株式1,122百万円から構成されております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式は主として市場価格のない株式であることから、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額ないし、評価差額は当期の損失として処理しています。当社は、子会社の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該関係会社株式の株式を取得していることがあります。当該超過収益力が見込めず、超過収益力を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、減損処理を行っています。また、実質価額について、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこととしています。なお、超過収益力の計算及び回収可能性は経営者が承認した事業計画等に基づき行っています。事業計画は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれます。当該見積りは、主要な仮定の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の売上収益成長率及び売上総利益率が見積り時に仮定した状況と異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金

(1) 貸借対照表に計上した貸倒引当金の額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	5,610	5,110

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社未収入金及び関係会社貸付金に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。回収可能性は経営者が承認した事業計画等に基づき判断しています。事業計画は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれます。当該見積りは、主要な仮定の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の売上収益成長率及び売上総利益率が見積り時に仮定した状況と異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

該当事項はございません。

(貸借対照表関係)

保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
株式会社LYFT	428百万円	365百万円
AnyMind Japan株式会社	-百万円	4,350百万円

関係会社以外の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
株式会社サン・スマイル	-百万円	1,920百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	-	-
仕入高	-	-
その他の営業取引高	410	128
営業取引以外の取引による取引高	129	221

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

下記は全て一般管理費に属する費用であり、販売費に属するものではありません。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
一般管理費		
業務委託費等	312	241
人件費	223	47
株式報酬費用	42	54
租税公課	2	0
その他販管費	16	10

3 関係会社貸倒引当金戻入額

関係会社貸倒引当金戻入額は、当社連結子会社に対する貸付金の回収可能性の見直しによるものです。

4 関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額は、当社連結子会社への貸付金に対するものであります。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式2,966百万円)は、市場価値のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式2,966百万円)は、市場価値のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金繰入額	1,717	1,564
繰越欠損金	63	70
関係会社株式評価損	1,392	1,392
株式報酬費用	21	32
未払費用	5	-
その他	-	25
繰延税金資産小計	3,200	3,085
評価性引当額	3,200	3,085
繰延税金資産合計	-	-
(繰延税金負債)		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と実際負担税率との調整は、以下のとおりです。

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は前事業年度及び当事業年度において30.62%となっております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.08%	0.46%
住民税均等割	0.07%	0.41%
評価性引当額の増減	22.95%	39.10%
グループ通算制度による影響	8.37%	9.60%
その他	0.78%	1.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.07%	0.41%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産及び無形固定資産の明細】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
固定資産	貸倒引当金	5,610	-	500	5,110

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 https://anymindgroup.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期(自2024年1月1日 至2024年12月31日) 2025年3月27日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月27日 関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第7期中(自2025年1月1日 至2025年6月30日) 2025年8月14日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)に基づく臨時報告書 2025年2月14日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 2025年3月28日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)に基づく臨時報告書 2025年4月25日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書 2025年8月15日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書 2025年9月2日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)、第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)及び第19条第2項第20号(子会社等における財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結)に基づく臨時報告書 2025年12月26日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)に基づく臨時報告書 2026年1月23日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)に基づく臨時報告書 2026年1月30日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

上記2025年8月15日提出の臨時報告書(ストックオプションとしての新株予約権の発行)の訂正報告書 2025年9月2日 関東財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

2025年4月15日、2025年5月15日、2025年6月5日、2025年7月4日、2025年8月5日、2025年9月12日、2025年10月3日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

AnyMind Group株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義 央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 本 展 枝

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAnyMind Group株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、AnyMind Group株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結財務諸表注記36.後発事象（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2025年12月18日開催の取締役会決議に基づき、会社の連結子会社であるAnyMind Japan株式会社を通じて、2026年1月1日に株式会社サン・スマイルの発行するすべての株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

<p>Maiden Marketing Pte. Ltd.に配分されたのれんの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【連結財務諸表注記】3. 重要性がある会計方針(10)非金融資産の減損 ・【連結財務諸表注記】4. 重要な会計上の見積り及び判断 ・【連結財務諸表注記】13. のれん及び無形資産 	
<p>監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由</p>	<p>監査上の対応</p>
<p>会社は、事業及び事業展開地域の拡大を目的として国内外で企業買収を行っており、当連結会計年度末までの企業結合の結果、2025年12月31日現在ののれん残高は3,834百万円（連結総資産の8.5%）である。会社は、企業結合で生じたのれんを、企業結合から便益がもたらされる資金生成単位または資金生成単位グループに配分している。のれん残高は、主に2022年12月31日以前の企業結合により認識されたものであり、このうち、Maiden Marketing Pte. Ltd.に配分されたのれん残高は508百万円である。</p> <p>会社は、のれんを配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに対して、連結会計年度末日及び減損の兆候を識別した時に回収可能価額を見積り、減損テストを実施している。回収可能価額は、使用価値を用いて算定している。使用価値は、経営者が承認した今後5年以内の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額及び事業計画を超える期間については継続価値を加味し、資金生成単位毎あるいは資金生成単位グループ毎の割引率により現在価値に割引いて算出している。</p> <p>使用価値の算定に用いた事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額は、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれている。継続価値の算定にあたって適用した成長率は、各資金生成単位又は資金生成単位グループに属する主たる売上収益計上国の長期の平均成長率を基礎として決定している。また割引率は、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループの類似企業を基に、市場利率、資金生成単位あるいは資金生成単位グループの基礎とした各連結子会社の規模等を勘案して決定した加重平均資本コストを用いている。</p> <p>会社は、減損テストの結果、2025年12月期において、Maiden Marketing Pte. Ltd.に配分されたのれんを含め、のれんの減損損失を認識していない。</p> <p>当監査法人は、以下の要因から、Maiden Marketing Pte. Ltd.に配分されたのれんの評価が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のれん残高が連結財務諸表全体に対して重要である。このうち、Maiden Marketing Pte. Ltd.に配分されたのれん残高は、2022年12月31日以前の企業結合により認識された、他の資金生成単位又は資金生成単位グループののれん残高と比べて、相対的に重要である。 ・ Maiden Marketing Pte. Ltd.に配分されたのれんの減損テストに用いられた将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画上の主要な仮定である売上成長率及び売上総利益率、継続価値の算定にあたって適用した成長率及び適用される割引率の見積りには、経営者による重要な判断や評価が含まれており、のれんの評価は不確実性が一定程度認められる会計上の見積りに該当する。 	<p>当監査法人は、Maiden Marketing Pte. Ltd.に配分されたのれんに対して、以下の手続を実施することで、のれんの評価の妥当性を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画上の売上収益成長率及び売上総利益率などの仮定の設定を含む、のれんの減損テストに関する内部統制の整備状況を評価した。 ・ 過去の事業計画と実績との比較を行い、乖離要因について経営者への質問等により検討した。 ・ 売上収益成長率及び売上総利益率について、当連結会計年度及び過年度実績との比較、市場予測との比較、及び類似企業との比較を実施し、検討した。 ・ 事業計画に不確実性を加味した場合の使用価値を監査人が独自に計算し、会社の実施した減損テストの結論の判定に与える影響を検討した。 ・ 事業計画が対象とする期間を超える期間に使用された成長率について、外部データと照合し、売上収益計上国の長期平均成長率を踏まえて、合理的に決定されているか評価した。その際、過去からの決定方針との整合性を評価した。 ・ 割引率について、経営者の割引率の算定方法の合理性や過年度との整合性を評価し、割引率の再計算を行うとともに、割引率の決定にあたって利用された各市場データについて、会社から独立した価格ベンダーのデータとの整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

AnyMind Group株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義 央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 本 展 枝

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAnyMind Group株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AnyMind Group株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Maiden Marketing Pte. Ltd. 株式（関係会社株式）の評価 ・【注記事項】（重要な会計上の見積り） ・【注記事項】（有価証券関係）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2025年12月31日現在、市場価格のない株式である関係会社株式2,966百万円を貸借対照表に計上している（総資産の38.9%）。このうち、Maiden Marketing Pte. Ltd. 株式1,165百万円が高い割合を占めている。</p> <p>会社は、Maiden Marketing Pte. Ltd. 株式を含む、市場価格のない関係会社株式の一部については、関係会社の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得している。超過収益力は経営者が承認した事業計画等に基づき判断され、超過収益力を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、会社は減損処理を行っている。会社は超過収益力等の減少の有無やその程度を判断する際に、事業計画を踏まえて見積られた将来キャッシュ・フローの割引現在価値を考慮しているが、これには、事業計画の見積りに含まれる売上収益成長率及び売上総利益率、継続価値の算定にあたって適用した成長率や割引率などの仮定が含まれる。</p> <p>会社は、2024年12月期において、Maiden Marketing Pte. Ltd. 株式を含め、市場価格のない関係会社株式の減損損失を認識していない。</p> <p>当監査法人は、以下の要因から、Maiden Marketing Pte. Ltd. 株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係会社株式の残高が財務諸表全体に対して重要である。このうち、Maiden Marketing Pte. Ltd. 株式残高は、他の関係会社株式残高と比べて、相対的に重要である。 ・ 会社がMaiden Marketing Pte. Ltd. 株式の超過収益力の減少の有無を判断する際に考慮した将来キャッシュ・フローの割引現在価値の算定に用いられた事業計画上の主要な仮定である売上成長率及び売上総利益率、継続価値の算定にあたって適用した成長率及び適用される割引率の見積りには、経営者による重要な判断や評価が含まれており、株式の評価は不確実性が一定程度認められる会計上の見積りに該当する。 	<p>当監査法人は、Maiden Marketing Pte. Ltd. 株式に対して、以下の手続を実施することで、評価の妥当性を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場価格のない関係会社株式の超過収益力の減少の有無を判断する際に考慮した将来キャッシュ・フローの割引現在価値の基礎となる事業計画上の売上収益成長率及び売上総利益率などの仮定の設定を含む、市場価格のない関係会社株式の評価に関する内部統制の整備状況を評価した。 ・ 市場価格のない関係会社株式の超過収益力の減少の有無を判断する際に考慮した将来キャッシュ・フローの割引現在価値について以下の手続を実施した。 ・ 過去の事業計画と実績との比較を行い、乖離要因について経営者への質問等により検討した。 ・ 売上収益成長率及び売上総利益率について、当事業年度及び過年度実績との比較、市場予測との比較、及び類似企業との比較を実施し、検討した。 ・ 事業計画に不確実性を加味した場合の将来キャッシュ・フローの割引現在価値を監査人が独自に計算し、会社の実施した評価の結論の判定に与える影響を検討した。 ・ 事業計画が対象とする期間を超える期間に使用された成長率について、外部データと照合し、売上収益計上国の長期平均成長率を踏まえて、合理的に決定されているか評価した。その際、過去からの決定方針との整合性を評価した。 ・ 割引率について、経営者の割引率の算定方法の合理性や過年度との整合性を評価し、割引率の再計算を行うとともに、割引率の決定にあたって利用された各市場データに関し、会社から独立した価格ベンダーのデータとの整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。